平成 28 年 3 月定例会
総務文教常任委員会記録

平成28年３月14日（月）

平成28年３月16日（水）

平成28年３月17日（木）

平成28年３月18日（金）

場所：鳥栖市議会　第１委員会室

目　　次

平成28年３月14日（月）　……５頁

平成28年３月16日（水）　……49頁

平成28年３月17日（木）　…… 129頁

平成28年３月18日（金）　…… 171頁

平成28年３月定例会審査日程

日　次	月　　日	摘　　要
第１日	３月14日（月）	開会 審査日程の決定 議案審査（総務部） 議案甲第５号～議案甲第７号 議案乙第１号 〔説明、質疑〕 議案審査（企画政策部） 議案乙第１号 〔説明、質疑〕 議案審査（教育委員会事務局） 議案乙第１号 〔説明、質疑〕 議案審査 議案甲第５号～議案甲第７号 議案乙第１ 〔総括、採決〕
第２日	３月16日（水）	議案審査（総務部） 議案乙第９号 議案甲第２号、議案甲第４号、議案甲第12号 〔説明、質疑〕 議案審査（企画政策部） 議案乙第９号、議案甲第３号 〔説明、質疑〕
第３日	３月17日（木）	議案審査（教育委員会事務局） 議案乙第９号 〔説明、質疑〕
第４日	３月18日（金）	自由討議 議案審査 議案乙第９号 議案甲第２号～議案甲第４号、議案甲第12号 〔総括、採決〕 報　告（総務部総務課） 〔報告、質疑〕 閉会

３月定例会付議事件

１　市長提出議案

〔平成28年３月11日付託〕

議案甲第５号　鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第６号　鳥栖市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第７号　鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案乙第１号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）　〔可決〕

〔平成28年３月14日　委員会議決〕

議案甲第２号　鳥栖市情報公開条例等の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第３号　鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第４号　鳥栖市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例　〔可決〕

議案甲第12号　鳥栖市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について　〔可決〕

議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算　〔可決〕

〔平成28年３月18日　委員会議決〕

２　報　告

組織・機構の見直し案について（総務部総務課）

平成28年３月14日（月）

1　出席委員氏名

委員長	古賀　和仁	委員	中村　直人
副委員長	下田　寛	〃	久保山　博幸
委員	小石　弘和	〃	松隈　清之
〃	尼寺　省悟		

2　欠席委員氏名

なし

3　委員会条例第19条による説明員氏名

総務部長	野田　寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	古賀　達也
総務課長補佐兼庶務防災係長	古澤　哲也
総務課秘書係長	鹿毛　晃之
総務課文書法制係長	樋本　太郎
総務課職員係長	山本　英規
財政課長	小柳　秀和
財政課財政係長	古賀　庸介
契約管財課長	三橋　和之
契約管財課管財係長	庄山　裕一
契約管財課管財係長待遇	中嶋　浩一
契約管財課契約検査係長	立石　光顕
会計管理者兼出納室長	立石　利治
選挙管理委員会事務局次長	姉川　勝之
監査委員事務局長	古賀　和教
監査委員事務局次長	飛松　研二
議会事務局長	緒方　心一
議会事務局庶務係長	野中　潤二

企画政策部長	園木　一博
企画政策部次長兼総合政策課長	松雪　　努
総合政策課政策推進係長	田中　秀信
まちづくり推進課長	藤川　博一
まちづくり推進課長補佐兼都市整備係長	実本　和彦
情報管理課長	青木　博美
情報管理課情報化推進係長	佐藤　正己
情報管理課広報統計係長	熊田　吉孝

教育長	天野　昌明
教育次長兼教育総務課長	江嵜　充伸
教育総務課総務係長	原　　祥雄
学校教育課長	柴田　昌範
学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事兼学校給食センター所長	佐々木　英利
学校教育課長補佐兼学校給食センター係長	豊増　秀文
学校教育課主幹兼指導主事兼教育相談係長	中島　達也
学校教育課学校教育係長	有馬　秀雄
生涯学習課長	佐藤　敦美
生涯学習課生涯学習推進係長	高松　隆次
生涯学習課文化財係長	久山　高史
生涯学習課図書係長	栗山　英規

4　議会事務局職員氏名

議事調査係長　　江　下　　剛

5　審査日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案甲第５号　鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第６号　鳥栖市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第７号　鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案乙第１号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第１号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）

〔説明、質疑〕

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第１号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案甲第５号　鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第６号　鳥栖市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第７号　鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案乙第１号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）

〔総括、採決〕

6　傍聴者

な　　し

7　その他

な　　し

開会

午前９時59分

開議

古賀和仁委員長

ただいまから、平成28年３月定例会総務文教常任委員会を開会いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

審査日程の決定

古賀和仁委員長

早速ですが、最初に委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、甲議案２件、乙議案７件の合計９件でございます。

審査日程につきましては、本日14日に総務部の先議となっている給与関係議案及び各部の平成27年度一般会計補正予算の審査を行い、16日は総務部、企画政策部の平成28年度一般会計当初予算及び甲議案の審査、17日は教育委員会の当初予算の審査、18日には午前中卒業式ということで、午後１時30分から自由討議、総括、採決ということでお願いをしたいと思います。

なお、現地視察につきましては、この定例会では特に予定をいたしておりません。よろしく御理解のほどお願いをいたします。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおり決しました。

それでは、総務部の審査に入ります前に、執行部の準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前10時２分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

総務部

議案甲第５号　鳥栖市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第６号　鳥栖市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第７号　鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

古賀和仁委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案甲第５号、議案甲第６号、議案甲第７号及び議案乙第１号の４議案でございます。

総務部関係議案の審査につきましては、まず、給与関係議案の３議案のほうから先に質疑を行いたいと思います。また、３議案は一括して説明及び質疑を行います。よろしく御了承のほど、お願いをいたします。

それでは、議案甲第５号　鳥栖市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案甲第６号　鳥栖市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例及び議案甲第７号　鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上３議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

おはようございます。

ただいま議題となりました、議案甲第５号、第６号、第７号、以上３件につきましては、８月６日に出されました人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告に準じまして提案をさせていただいております。

お手元に、別冊の条例案参考資料をお配りいたしておるかと思いますけれども、そちらの

20ページをお願いいたします。

議案の送付と合わせてお配りいたしております。

条例案参考資料の20ページをお願いいたします。

議案甲第５号　鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例につきましては、先ほど申し上げましたとおり、人事院勧告による関係法律の改正、それから県の改正に準じまして市議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。

改正の内容につきましては、第１条の改正といたしまして、(1)でございますけれども、平成27年12月の期末手当につきまして、現行の1.625月を1.675に0.05月分、支給月数を引き上げるものでございます。

また、第２条の改正、(2)の改正でございますけれども、平成28年度６月と12月の期末手当につきまして、今年度と引き上げ月数と同じ0.05月分増となるように、６月を1.5月、12月を1.65月へ支給月数を改正するものでございます。

全体といたしましては、現行の3.10月が3.15月になるところでございます。

施行日につきましては、(1)の平成27年12月の期末手当につきましては、公布の日から施行し、平成27年の12月１日から遡及して適用することといたしております。(2)の平成28年度の分につきましては、平成28年４月１日から施行することといたしております。

次に、22ページをお願いいたします。

議案甲第６号　鳥栖市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例でについてでございます。

この条例につきましては、市議会議員と同様に期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。

先ほど申し上げましたように、平成27年の12月部分を0.05月引き上げ、1.625月を1.675月、それから平成28年度について、６月を1.5、12月を1.65月へ、現行の3.10月を3.15月に改めるものでございます。

施行日につきましても市議会議員と同様に、(1)の第１条の改正につきましては公布の日から施行とし、平成27年12月１日から遡及して適用することといたしております。(2)の第２条の改正につきましては、平成28年４月１日から施行することといたしております。

続きまして、条例案参考資料の24ページをお願いいたします。

議案甲第７号　鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例につきましては、先ほど申し上げました人事院勧告による関係法律の改正及び県の改正に準じまして、市職員の給料、勤勉手当について改正を行うもの、また、地方公務員法の一部改正によりまして、等級別基準職務表等の追加をするものでございます。

改正の内容といたしまして、第１条の改正につきましては、平成27年12月の勤勉手当につきまして現行の0.75月を0.85月に0.1月分、支給月数を引き上げるものでございます。期末勤勉手当の合計は、年間4.10月が4.20月となります。

次に、その下でございますが、給料月額の引き上げでございます。平均で0.35％の増となります。100円から2,600円の増でございまして、若年層に手厚く引き上げになるところでございます。

次に、(2)の第２条の改正でございます。

これにつきましては、先ほど申し上げました勤勉手当の改定でございますけれども、平成28年６月、12月の勤勉手当について、今年度の引き上げ0.1月分を現行の0.75月、0.75月を、それぞれ0.80月、0.80月へ0.1月分引き上げるように改正するものでございます。

また、地方公務員法の改正によりまして、職務に応じた給料とするために、等級別基準職務表を条例に規定することになりましたので、今回、１級の主事から７級の部長までの別表を追加することといたしております。

施行日につきましては、第１条の改正につきましては公布の日から施行し、給料表につきましては平成27年４月１日から遡及して適用し、勤勉手当につきましては平成27年12月１日から遡及して適用することといたしております。第２条の改正につきましては、平成28年４月１日からといたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより、３議案一括して質疑を行います。

尼寺省悟委員

そうしたら、市会議員の分ですね。５号ですか、現行と改正後の金額ですね。それから、第６号についても同じですね。

それから、第７号については、総額としてどうなのかということと全体としての増額分。

この３つ、お願いします。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

議員の期末手当でございますけれども、改定前、改定後でございまして、議長、副議長、議員、それぞれ報酬月額が異なりますので、議長におきましては、改定前の92万1,293円が改定後94万9,641円の２万8,348円の増になります。

副議長につきまして、82万4,118円が84万9,476円でございまして、２万5,358円の増になります。

議員につきまして、77万1,793円が79万5,541円でございまして、２万3,748円の増となります。議員21名分で約50万円の増となるところでございます。

あと、市長でございます。市長につきましては、改定前の178万6,525円が改定後184万1,495円でございまして、５万4,970円の増となります。

副市長につきまして、改定前が143万1,462円、改定後が147万5,507円でございまして、４万4,000飛びの45円の増となります。

教育長につきまして、117万5,443円が121万1,611円でございまして、３万6,168円の増となります。

市長、副市長、教育長の計４人分で約18万円の増額となります。

職員につきましては、一般会計、特別会計、企業会計で約2,730万円の増額となります。

以上でございます。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ありませんので、質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第１号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）

古賀和仁委員長

次に、議案乙第１号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小柳秀和財政課長

おはようございます。

議案乙第１号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）のうち、総務部関係について説明をいたします。

なお、説明は、お手元に配付しております総務文教常任委員会資料及び総務文教常任委員会参考資料等により行います。

まず、総務文教常任委員会資料１ページをお願いいたします。

平成27年度３月補正予算概要といたしまして、まず歳入について説明をいたします。

款の２、地方譲与税、項の１、地方揮発油譲与税につきましては、本年度決算見込みによる減額をいたしておるところです。

款の４、配当割交付金、項の１、配当割交付金につきましては、本年度決算見込みによります1,000万円の増額をいたしております。

次に、款の６、地方消費税交付金につきましては、本年度決算見込みによる１億円の増額をいたしております。

款の７、ゴルフ場利用税交付金につきましては、本年度決算見込みによります減額をいたしております。

款の９、国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、額の確定によります12万円の増額をいたしております。

２ページ目に移りまして、款の11、地方交付税、項の１、地方交付税、補正額といたしましては1,226万7,000円の本年度決算見込みによる補正を行っておるところです。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下になります。

款14．使用料及び手数料、項１．使用料、目１．総務使用料、節１．総務管理使用料につきましては、電柱敷地料等の決算見込みによるものでございます。

その下、款17．財産収入、項１．財産運用収入、目１．財産貸付収入、節１．土地貸付収入につきましても決算見込みによる補正でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

同じく、項の１、財産運用収入、目の２、利子及び配当金157万2,000円の補正をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、財政調整基金利子の決算見込みによるもの、減債基金利子の決算見込みによります減額、退職手当基金利子の決算見込みによります増額、公共施設整備基金利子の決算見込みによります増額、土地開発基金利子の決算見込みによります増額を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下になりますが、款17．財産収入、項２．財産売払収入、目１．不動産売払収入、節１．土地売払収入につきましては、大正町にございました旧消防長宿舎跡地の一部売却によ

るものでございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、３ページをお願いいたします。

款18．寄附金、項１．寄附金、目１．総務費寄附金、節１．総務管理費寄附金は、ふるさと寄附金でございます。平成27年度は、15人の117万1,000円の寄附があっているところでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

続きまして、款の19、繰入金、項の１基金繰入金、目の１、財政調整基金繰入金につきましては１億3,929万1,000円の減額として繰り戻しております。繰入金の減額補正として、繰り入れを行っているものでございます。

基金の現在高につきましては、参考資料の１ページのほうに表をつけさせていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

次に、下段の、款の21、諸収入、項の５、収益事業収入、目の１、競馬事業収入でございます。こちら1,000円の減額を行っております。競馬事業収入の見込みによるものでございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その下でございます。

同じく、項の６、雑入、目４．雑入、節３．消防雑入は、消防団員の退職報償金等でございまして、共済基金からの受入額の見込みにより減額を補正いたしております。

次に、節４．雑入のうち、総務課関係分の主なものについて申し上げます。

まず、１段目の全国市町村職員研修助成金につきましては、県の市町村振興協会からの研修助成金の額の確定に伴うもの。

その下の段の、生活習慣病予防健診助成金は、佐賀県市町村共済組合から健診助成金の額の確定に伴うもの。

２つ下の、災害派遣職員経費負担につきましては、平成27年度、気仙沼市へ派遣した職員の給料等の経費について気仙沼市から負担金を受け入れるもの。

その下でございます。

退職手当企業会計負担金につきましては、今年度退職者のうち、企業に在籍した者の在職期間中分の退職手当の負担金を受け入れたものなどでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

同じく財政課分について申し上げます。

４ページをお願いいたします。

競馬事業雑入といたしまして100万円、その下の、新市町村振興宝くじ、オータムジャンボ宝くじと市町村振興宝くじ、サマージャンボ宝くじの収益金の交付金の確定に伴う補正を行っているものでございます。

続きまして、同じページの中段付近、款の22、市債、項の１、市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明をすることといたしておりますが、一括して報告をさせていただきます。

資料といたしましては、参考資料の２ページ、３ページと合わせてごらんいただければと思います。

まず、目の１、総務債でございます。

節の１、総務管理債1,730万円は、情報セキュリティー強化対策事業に係るものでございます。

目の２、土木債でございます。節の２、住宅債240万円の減額を行っております。

目の３、消防債でございます。節の１、消防債140万円の減額でございます。

目の４、教育債につきましては、まず、節の１、中学校債60万円の減額は、田代中学校普通教室棟増築事業の決算見込みによるもの、節の２、保健体育債170万円の減額は、市民庭球場改修事業の決算見込みによるものです。

目の６、農林水産業債、節の１、農業債10万円の補正は県営水利施設整備事業の追加によるものでございます。

以上が、歳入でございます。

緒方心一議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をいたします。

委員会資料５ページをお願いいたします。

款１．議会費、項１．議会費、目１．議会費でございます。

主なものといたしまして、節２．給料から節４．共済費につきましては、給与改定等によります議員、並びに職員の人件費の補正でございます。

節９．旅費の減額につきましては、常任委員会、議会運営委員会等の行政視察や議長会関係旅費、職員の随行旅費及び本会議、委員会等の出席費用弁償の不用額でございます。

節18．備品購入費の減額につきましては、議会公用車購入の入札によります不用額でござ

います。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、６ページをお願いいたします。

款２．総務費、目１．一般管理費でございます。

主なものといたしましては、節１．報酬につきましては、嘱託員報酬などの決算見込みによる減額補正でございます。

節２．給料につきましては、給与改定等に伴う補正でございます。

節３．職員手当につきましては、給与改定等に伴う補正と、退職手当5,816万9,000円の補正、それ以外の手当につきましては733万3,000円の減額補正でございます。

節４．共済費につきましては、職員の給与改定等に伴う減額補正ででございます。

また、節７．賃金につきましてから、次のページ、節25．積立金にまでにつきましては、各節ともそれぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

次に、７ページをお願いいたします。

７ページの目２．秘書費についてでございます。

こちらにつきましても、各節とも、それぞれ決算見込みによる補正でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

続きまして、目の５、財政管理費につきましては、予算編成等に係る経費の本年度決算見込みによる補正を行うものでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

８ページをお願いいたします。

目７．財産管理費、節11．需用費の光熱水費、節13．委託料、節14．使用料及び賃借料、節15．工事請負費、節18．備品購入費につきましては、いずれも決算見込みや入札残などの執行額の確定による減額補正でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

引き続き、目の12、財政調整基金費でございます。

節の25、積立金といたしまして133万円を積み立てるものです。

目13、公共施設整備基金費の節25の積立金につきましては、１億12万2,000円を積み立てるものでございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

９ページをお願いいたします。

次に、項４．選挙費でございます。

目１．選挙管理委員会費につきましては、職員２人分の給与改定と決算見込みに伴います人件費の補正でございます。

節９．旅費、節11．需用費、節19．負担金、補助及び交付金及び目２の、その下でございます、選挙啓発費につきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

古賀和教監査委員事務局長

続きまして、９ページの下段、10ページの上段をお願いいたします。

項６．監査委員費、目１．監査委員費でございます。

節１．報酬につきましては、議会選出監査委員の交代による減額補正であります。

次に、節２．給料から節４．共済費につきましては、事務局職員３名分の決算見込みによる増額補正でございます。

次に、節９．旅費と、節14．使用料及び賃借料につきましては、決算見込みによる減額補正であります。

以上、よろしくお願いいたします。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款９．消防費でございます。

主なものといたしまして、目１．総務管理費につきましては、消防担当職員２名分の職員手当の給与改定と決算見込みに伴います補正でございます。

目２．非常備消防費の節８．報償費につきましては、消防団員の退団が少なかったことによります退職報償金の減額などでございます。

次のページ、11ページをお願いいたします。

目３．消防施設費、それから目４．防災費につきましては、それぞれ各節とも決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

資料12ページの款の12、公債費でございます。

目の１、元金、節の23、償還金利子及び割引料でございます。

地方債元金の償還金の額の確定に伴いまして247万8,000円の補正を行っております。

また、目の２、利子、節の23、償還金利子及び割引料でございます。1,585万9,000円の減額につきましては、地方債利子の額の確定、並びに一時借入金利子等の決算見込みによる補正を行っているところでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下になります。

款の13、諸支出金、項１．土地開発基金費、目１．土地開発基金費、節28．繰出金につきましては、土地開発基金利息相当額を計上いたしております。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

同じく、款の13、公営競技収益金貸付基金支出金につきましては、支出金の支払いが見込まれませんので減額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

１点だけ、お伺いします。

４ページのですね、競馬事業雑入100万円。これ、平成27年度が初めてなのか、以前にもあったのか。

それから、他市の状況ですか、他市に幾らぐらい、要するにいっているかというような形をお願いしたいと思います。

小柳秀和財政課長

競馬事業雑入の件でございますが、佐賀競馬場の前にございますミニ場外馬券場の売上金に対しての、一定の割合で毎年度いただいている分でございます。

他市の状況については、ちょっと手元に数字がございませんが、大和にあります場外馬券とか、そういう部分についてもお支払いをされているというふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

小石弘和委員

これ、何年から始まっているんですかね、場外馬券が。

場外馬券が始まってから100万円ずつ入っているわけですか。

小柳秀和財政課長

場外馬券場が始まったのが、すいません、場外馬券場の協力金としていただき始めたのが

平成４年からというふうに記録がございまして、場外馬券場の売上金の一定割合ということで来ておりますので、例えば、平成４年だと1,800万円程度いただいているという記録が残っております。

近年、売り上げがあんまりよくなかったということもありまして、平成20年度からは100万円というところになっておるというところです。

小石弘和委員

もしよかったら、平成４年度からペーパーで、要するに出していただけないでしょうかね。その競馬事業の雑入というふうな形で。

それから、場外馬券場の賃借料は、要するにお支払いになっているんですか。

小柳秀和財政課長

資料は作成させていただきまして、後ほど、委員長のほうにお渡しをさせていただきたいと思います。

それで、すいません、賃借料についてはちょっと承知しておりませんので、申しわけございませんが調査をさせていただいてよろしゅうございますか。

小石弘和委員

いいですよ。どうぞ。

古賀和仁委員長

資料のほうはいつ、どのくらい。（発言する者あり）

委員会中ということでいいんですか。（「いつでもいいですよ」と呼ぶ者あり）すぐ出ますか。（「終わるまででよか」と呼ぶ者あり）

終わるまででよかですね。

小柳秀和財政課長

委員会最終日までに資料を出させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

古賀和仁委員長

賃借料は。

小柳秀和財政課長

賃借料についても、合わせて確認をさせてもらいまして、一緒に提出をさせていただきます。

古賀和仁委員長

ほかに、ありますか。

松隈清之委員

ついでと言っては本当申しわけないですけど、同じく雑入でなんですけれども、款21の諸収入、競馬事業収入、これは多分、赤字とかだと競馬事業収入としては入らないと思うんすよね。

競馬事業雑入のほうは、さっき売り上げへの一定割合っていうことですので、売り上げは絶対あるはずなんですよね。で、一定割合と言いながらも、ずっと100万円ずつ今来とると。ということは、売り上げが常に一定なはずはないんですよね。

だからこの取り決め、どういう一定割合の取り決めで、雑入をもらうことになっているのかっていうのも合わせて出してもらっていいですかね。

別に、この審査終了まででいいんで。

小柳秀和財政課長

算定根拠につきましても、合わせて委員会終了までに出させていただくということでお願いをいたします。

古賀和仁委員長

松隈委員、それでいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかは、ありませんか。

尼寺省悟委員

６ページですね、職員手当の件です。

退職者増に伴う退職手当の補正等ということで、退職手当が5,816万9,000円出とりますが、これ退職者増ということだから通常の退職ではなくて早期退職者だと思うんですが。

この件は調べてみると、ことしだけではなくてずっと、毎年３月の補正に出されて5,000万円、6,000万円、多いときには１億円ぐらい出ているわけですね。その辺について、早期に出ているということについてどんなふうにお考えなのかと。

ある意味じゃ、その理由については把握されているのか。合わせて、答弁お願いしたいんですけど。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

議員御案内のとおり、退職者につきましては、早期に退職される職員が毎年度数名いるところでございます。

基本、退職につきましては、それぞれ理由があるかと思います。退職するに当たりましては、理由の届け出というのは制度上ございませんので、退職したいという、退職願いと申しますか、その届け出だけでございまして、詳細に退職する事由について把握しているところではございません。

以上でございます。

尼寺省悟委員

私、個人がですね、自分の個人的な理由でもって早期に退職したいということであれば、別に、いろいろ言うつもりはないんですが、今回の場合でも長期に休職されている方が結果として退職というふうにつながっとる例ちゅうのは、過去にも多いように思うんでね。

その辺の、どう言いますか、メンタル面のケアちゅうんか、あれ含めて、一応執行部としてもう少し危機感を持ったほうがいいんじゃなかろうかと思っての質問なんですが、いかがですか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

いろんな事情があるかと思います。健康上の事由とか、いろんな事由があって退職をされるというようなケースもございまして、基本、職員の健康管理、それからメンタルケアにつきましては、やはり非常に重要であるというふうに思っております。

健康管理につきましては、必ず健康診断、それから節目ごとに人間ドック等の受診をすることにいたしております。

それから、メンタルの分につきましては、メンタルヘルス相談を定期的に行っております。それにつきまして、個別に対応させていただいておるところでございまして、相談とか、内容につきましては担当の職員しか、受付等の職員しか知り得ないところでございまして、総務課長としては把握をしておりませんけれども、いろんな面で課題があった場合につきましては、カウンセラーの先生から助言って申しますか、お話があったりするところもございます。

そういった意味では、来年度の予算でお願いしていますけれども、今後はストレスチェックが義務化されましたので、ストレスチェック等を用いまして、そういうメンタル部分でのケアをより充実してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

現時点で、長期休んでいる人、そういう人はいませんか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

現在、長期で休んでいる職員につきましては４名でございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

その４名の方が、ちょっと最初に戻るけれども、早期に退職される理由については定かではないと言われるけれども、けれども長期に入院しとったという、じゃなかった休んどったと、やったら大体推察はできるだろうし、さっき言われた４名の方が早期に退職するとか、

そういった心配、その辺はないんですか。大丈夫なんですか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

長期で休職された方が、そのまま早期に退職されるというケースがないわけではございません。

長期休職者につきましては、日ごろからのケアと申しますか、そういう部分で何らかの形で早期に職場復帰していただくように、いろんな形で連絡を取りあったり、情報を共有したりというようなところで取り組んでいるところではございますが、なかなか難しい面もございまして、今後検討していくことが必要ではないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

もう一点だけ。

その場合、長期に休んでいる方、もしくは途中で、さっき言ったように退職する方が、特定の部署っちゅうんか、特定の部課に集中していると、そういったことはないんですかね。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ここ数年を見ますと、特定の部署に偏っているとかいう部分はないように思います。

以上でございます。（「過去は」と呼ぶ者あり）

過去につきましても、基本的にはそのような状況はないかというふうに思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

やっぱり、途中で優秀な方がやめると。いろんな理由があるかもしれんけれども、そういったところで、精神的な問題等でやめると非常にもったいないし、惜しいしね。そういった点でやっぱケアちゅうのは十分やっていただきたいと思います。

それと、もう１点ですが、この基金との関連でちょっと聞くんですが、退職手当基金ちゅうのありますね、約４億円か。金額にすると約１人2,500万円として、16人分ですか。

今回の退職手当についても基金の取り崩しということもないし、これは平成26年度末と27年度末についても全然金額が、逆にふえているということで、退職手当の基金の取り崩しちゅうのは、この辺は、通常はどんなふうにされるのかな。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

退職手当基金につきましては、将来の退職者がふえた場合について、その手当を確保するために基金を設置させていただいているところでございます。

基本、ある一定の退職手当の支給分を一般の、単独の財源で賄っておりますけれども、あ

る一定の支給額以上の場合には、この退職手当基金から取り崩して財源に充当する、超えた分を充当するというような状況でございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

もう１点だけ。

通常は、退職する人ちゅうのは大体わかっているわけよね。どれぐらいか、年々ね。

というようなことを含めてみて、将来的にこの約４億円という金額をふやすと、そういった計画ちゅうのはあるわけ。

小柳秀和財政課長

おっしゃるとおり、職員の退職する人数というのは、大体人数わかっておりますので、そこの状況を見て、大体この年ぐらいに基金を取り崩すかなという部分が見込まれますので、それからちょっと逆算したところからまた積み立てを行っていこうというふうには考えておりますが、あと財源の状況等を見ながら判断をさせていただきたいと思っております。

松隈清之委員

今の続きですけど、退職手当基金の、これぐらい持っとこうっていう基準ってあるんですか。

理論的には、みんながやめるつったら全部払わないかんわけじゃないですか。極論すると全職員分のを持っとかないかん、理論上は、ね。かと言って、現実的ではないわけなんだけれども、定年退職ばかりでやめるとは限らんわけなので、どれくらいを、要は、基金として毎年出てくる、ある程度計算できる部分別として、どれくらいまでを基金として持っとくべきだと思っておられるのか、考え方として。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

基本、定年退職者の状況等を見越したところで、大体各年度の退職金の状況が、一応計画上としては上げているところでございます。

そういった関係で、基本、現状の基金約３億9,000万円程度があれば、今後10年間については大丈夫であろうというふうに考えているところでございます。一般財源等の状況にもよりますけれども、例年、大体３億円程度を超える場合に基金を崩すというような基準はございませんけれども、そういう財政状況の中では、そういう判断の中で基金の取り崩しをしているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

考え方としてはわかりました。

ただ、何でも基金がありゃいいとは言わんけれども、例えば、いろんなケースも考えられるわけですよね。

一斉に、気に入らんけんやめてやるつってやめることもあるかもしれんし、でも、そうじゃなくても、例えば職員が慰安旅行に行っとるバスが転落して30人ぐらい死んだと。払わないかんわけですよ、そんときには。亡くなっているわけやから、退職金を。

そんときに、いや、お金ないんですよねっちゅう話にもならんわけですたい、当然ね。

どうにかして出さないかんけん、一般会計からそんときは、その年度で出すのだろうけれども、いろんなことも考えられるんで、当たり前に出すのも当然計算しとかないかんけど、何らかのリスクも含めて退職金の額っていうのは、俺はもうちょっとあってもいいと思うんだけどね。

意見ですから、答弁要りません。

古賀和仁委員長

答弁はいいんですね。

ほかに、ありますか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

以上で、総務部関係議案の質疑を終了いたしました。

次に、企画政策部関係議案の審査を行います。

執行部入れかえのため、暫時休憩をいたします。

午前10時52分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時４分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

企画政策部

議案乙第１号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）

古賀和仁委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の補正予算は、議案乙第１号の１議案でございます。

それでは、議案乙第１号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

園木一博企画政策部長

おはようございます。委員会の審査に入ります前に、一言御挨拶申し上げます。

本日、御審議を賜りますのは、議案乙第１号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）中、当企画政策部関係分でございます。

今回の補正予算でございますけれども、給与改定等による人件費の補正と、決算見込みによる調整が主なものでございますけれども、国の補正によります地方創生関連交付金によります地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金及び地方創生加速化交付金をお願いいたしております。

また、マイナンバー制度に関連いたしまして、システム整備費補助金等の確定に伴います地方公共団体情報システム機構への負担金の補正、さらに、制度運用開始に伴います端末操作職員の指紋認証や、公共ネットワークのセキュリティー強化対策に係る委託料をお願いしているところでございます。

内容につきましては、各担当課長より説明をさせていただきますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますけれども御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

青木博美情報管理課長

おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました議案乙第１号　平成27年度　鳥栖市一般会計補正予算（第５号）のうち、企画政策部関係について御説明いたします。

資料は、総務文教常任委員会資料より説明させていただきますので、よろしくお願いします。

委員会資料１ページをお願いします。

まず、歳入について御説明いたします。

款14．使用料及び手数料、項１．使用料、目１．総務使用料、節１．総務管理使用料につきましては、情報センター使用料の決算見込みによる補正でございます。

以上です。

藤川博一まちづくり推進課長

続きまして、下の段でございます。

款14．使用料及び手数料、項２．手数料、目４．土木手数料、節１．都市計画手数料の１万4,000円につきましては､都市計画に関する諸証明の手数料を決算見込みで補正したものでございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

次の、款15．国庫支出金、項２．国庫補助金、目５．総務費国庫補助金、節１．総務管理費国庫補助金のうち、社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,096万4,000円につきましては、地方公共団体情報システム機構が運営する中間サーバー、プラットホーム利用の負担金に対する補助金と、同じく、同機構による個人番号カードの作成事務への負担金に対する補助金の交付額の決定によるものでございます。

次の行の、個人番号カード交付事務費補助金363万2,000円につきましては、個人番号カードの市民への交付事務への補助金の交付額の決定によるものでございます。

以上です。

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

続きまして、その下の段でございます。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金1,000万円につきましては、これは国の平成26年度の補正予算分でございまして、10月いっぱいで総合戦略を策定することにより自治体に交付されるものでございます。我がほうでは９月25日に策定を終えておりますので、その対象となっております。

この1,000万円につきましては、６月補正で、単独費で2,000万円、駅周辺まちづくり構想を議決いただいておりましたけれども、その2,000万円のうちの1,000万円という形で充当させていただいているところでございます。

続きまして、その下の段の、地方創生加速化交付金1,217万9,000円でございます。

これは、今度は平成27年度の国の補正予算によるものでございまして、これは一括して総合政策課で受けをしておりますけれども、歳出につきましては、商工振興課の鳥栖市創業支援業務委託料、鳥栖とりっぷマルシェ開催委託料、テレワークセンター鳥栖ＩＴ系就職活躍

支援業務委託料、この３事業に充当する予定でございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

次の行の、地方公共団体セキュリティー強化対策費補助金1,070万円は、補助金の交付決定によるものでございます。事業内容につきましては、歳出のほうで説明させていただきます。

以上です。

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

続きまして、２ページでございます。

款16．県支出金、項２．県補助金、目１．総務費県補助金、節１．総務管理費県補助金、マイナスの７万3,000円でございますけれども、これは土地利用規制等対策交付金の額の確定による減額補正でございます。

続きまして、款16．県支出金、項３．委託金、目１．総務費県委託金、節１．総務管理費委託金のうち、総合政策課分といたしましては１段目と３段目でございますけれども、権限移譲事務委託金の額の確定による減額補正、それから、３段目の国土利用計画法関連調査委託金につきましては、同じく額の確定による、今度は増額の補正でございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

同じ、節の真ん中の２段目ですけれども、県広報紙配布委託金１万8,000円の減額につきましては、委託金の交付額の確定によるものでございます。

次に、節５．統計調査委託金43万2,000円の減額につきましては、国勢調査委託金、農林業センサス委託金、経済センサス委託金等に関する委託金の交付額の確定によるものでございます。

以上です。

藤川博一まちづくり推進課長

３ページをお願いいたします。

款17．財産収入、項１．財産運用収入、目２．利子及び配当金、節１．利子及び配当金の25万9,000円につきましては、都市開発基金利子の額の確定により補正をいたしております。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

次に、款21．諸収入、項６．雑入、目４．雑入、節４．雑入のうち、上から１行目、２行目のホームページ及び市報の広告収入につきましては、それぞれ決算見込みによる増額でございます。

また、次の行の、光熱水費雑入につきましては、情報センターの光熱水費雑入を決算見込みにより補正するものでございます。

以上です。

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

雑入の一番下の段でございますけれども、総合計画書販売代金を決算見込みにより補正をさせていただいております。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

続きまして、款22．市債、項１．市債、目１．総務債、節１．総務管理債について申し上げます。

これは歳出でも計上しております、情報セキュリティー強化対策事業に伴うものでございます。事業に対しましては、国庫補助が２分の１ございますが、残りの２分の１の市負担が補正予算債の対象となっておりますので、市債を計上いたしております。

以上が、歳入でございます。

続きまして、歳出の御説明をいたします。４ページをお願いいたします。

款２．総務費、項１．総務管理費、目３．広報費でございます。

節９から節18．備品購入費につきましては、各費目とも決算見込みによる減額でございます。

続きまして、目４．情報管理費の主なものを申し上げます。

節11．需用費は、情報センターの光熱水費の決算見込みによる減額でございます。

節13．委託料につきましては、ネットワーク構築委託料及び情報システム管理運営委託料の決算見込みによる減額補正でございます。また、新たに計上いたしております情報セキュリティー強化対策委託料3,900万円は、歳入でも補助金を計上いたしております。これは、社会保障・税番号制度導入に伴い、国、県、市町村で使用している通信回線、ＬＧＷＡＮというのがございますが、これとインターネット回線を分離いたしまして、情報セキュリティー強化を図るものでございます。

なお、この情報セキュリティー強化対策委託料3,900万円につきましては、繰越明許をお願いするものでございます。

次の、５ページをお願いいたします。

節14．使用料及び賃借料の201万1,000円の減額につきましては、パソコン賃貸借業務等の入札残によるものでございます。

次に、節19．負担金、補助及び交付金の1,096万4,000円の補正につきましては、地方公共

団体情報システム機構負担金の確定に伴うものでございます。

なお、地方公共団体情報システム機構負担金につきましては、２回目の請求の時期がおくれる可能性がありますため、負担金のうち、2,039万5,000円を繰越明許とさせていただくこととしております。

以上でございます。

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

続きまして、目９．企画費でございます。

節１．報酬、マイナス１万8,000円につきましては、総合計画審議会の開催の回数による減額補正でございます。

節８．報償費につきましては、同じく総合計画審議会委員謝金の減額の決算見込みによる減額補正でございます。

藤川博一まちづくり推進課長

下の行でございます。

鳥栖駅周辺まちづくり検討委員会委員報酬につきまして、決算見込みにより８万1,000円の減額補正を行っております。

以上でございます。

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

続きまして、節９．旅費でございます。こちらも総合計画審議会の開催回数の減による減額補正でございます。

それから、節11．需用費につきましては、消耗品費の決算見込みによる減額補正でございます。

藤川博一まちづくり推進課長

続きまして、節13．委託料３万円の減額につきましては、鳥栖駅周辺まちづくり基本構想策定委託料を決算見込みにより減額補正を行っております。

なお、先ほど歳入の時に説明がございました、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金1,000万円につきまして、この委託料に充当しておるところでございます。

続きまして、14、使用料及び賃借料２万9,000円の減額につきましては、鳥栖駅周辺まちづくり検討委員会開催会場借り上げ料を決算見込みにより減額補正を行ったものでございます。

以上でございます。

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

目９．企画費の最後でございます。

節19．負担金、補助及び交付金、マイナスの11万円につきましては、グランドクロス広域

連携協議会及び筑後川流域クロスロード協議会、それぞれ負担金の額の確定による減額の補正でございます。

以上でございます

青木博美情報管理課長

６ページをお願いします。

項５．統計調査費、目１．統計調査総務費でございます。

１、給料、３、職員手当等、４、共済費は、職員２名分の給与改定等による補正でございます。

９、旅費、12、役務費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

次の、目２．基幹統計費につきましては、国勢調査等国の基幹統計調査に関する経費の決算見込みによる減額でございます。

以上です。

藤川博一まちづくり推進課長

次、下の段でございます。

款８．土木費、項４．都市計画費、目１．都市計画総務費、節１．報酬につきましては、都市計画審議会委員報酬を、２回開催のところ１回の開催でございましたので減額補正を行っております。

続きまして、節２．給料から節４．共済費までは、給与改定による補正を行ったところでございます。

次の、節９．旅費につきましては、都市計画審議会の先進地視察の一般旅費を減額補正を行ったものでございます。

続きまして、節13．委託料132万7,000円の減額につきましては、都市計画図更新委託料を決算見込みにより減額補正を行ったものでございます。

続きまして、節14．使用料及び賃借料マイナス４万6,000円につきましては、都市計画審議会の先進地視察時のバス借上料を決算見込みにより減額補正を行ったものでございます。

続きまして、目３．街路事業費、節13．委託料１万9,000円の減額につきましては、交通量調査委託料の決算見込みによる減額補正を行ったものでございます。

続きまして、目６．まちづくり推進費、節25．積立金25万9,000円につきましては、都市開発基金積立金の決算見込みによる増額の補正でございます。これは歳入の利息同額を補正したものでございます。

以上で、企画政策部関係の平成27年度３月補正予算の御説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

ちょっと簡単なもんですが、土木手数料、都市計画手数料、平成27年度何件あったのか。

それとですね、５ページの使用料及び賃借料、これ本年度の検討委員会の開催の借り上げとして減額されておりますので、これ、どこで、何回開催されたのかというふうなことを御報告願いたいと思います。

以上です。

藤川博一まちづくり推進課長

まず、最初の手数料でございますけれども、用途証明の手数料でございます。で、１件当たり300円でございまして､現在のところ50件ほど来るであろうという見込みで考えております。

次の５ページの、鳥栖駅周辺まちづくり検討委員会の開催会場の借上料の減額につきましてでございますが、最初の予算をお願いしたときには、サンメッセでの開催を考えておりました。ところが、サンメッセのほうが非常に稼働率がよくて、スタジアムの会議室を主にお借りしたところです。

スタジアムの会議室のほうが安いので、こういう減額補正となっております。

回数につきましては、鳥栖スタジアムの会議室で４回、市役所で１回、別途、先進地視察を行っておりますが、このときも市役所でしたので、市役所で開催したときには借上料は発生しておりません。

以上でございます。

古賀和仁委員長

小石委員、いいですか。

ほかに、ありますか。

尼寺委員。スイッチ入れて、スイッチ。

尼寺省悟委員

３点質問します。

まず最初は、これ何ページか、１ページ。

個人番号カード交付事務に、補助金の額の確定による補正ということで363万2,000円出ておりますが、現時点での発行枚数と発行率ですか、を教えてください。

率、直近のやつでいいです。

青木博美情報管理課長

現時点での交付枚数は、まず申請数が3,986件あっておりまして、市のほうに2,887件来ております。そのうち、交付済みが1,270件でございます。

それで、市のほうに来ている分に対する交付率としましては31.86％となっております。

以上です。

尼寺省悟委員

ちょっと今の、市のほうに来てるとかどうのこうの、ちょっとその辺がようわからんけれども、私が聞きたいのはね、基本的に、全体の発行枚数が何枚で、全体の比率で何％か、ちょっとそれを聞きたい。

園木一博企画政策部長

これ手続が、まず申請手続、Ｊ－ＬＩＳのほうで申請件数を把握されております。

これが、２月末の人口比率で申し上げますと、まず申請された数が本市の場合3,986件、２月末の人口比でいきますと5.5％が既に申請されておりまして、申請された分がＪ－ＬＩＳのほうから市のほうに書類が届いて、交付前の前作業というのが１つあります。確認作業ございまして、それを受けて市民の方々に交付通知をして、先ほど言いましたように、交付が既に終わったのが1,270件ということになっております。

尼寺省悟委員

わかりました。

それで、この5.5％という件数について、執行部としてはどういう評価ちゅうんか、多い、少ない、想定内。

園木一博企画政策部長

まず、２月末での佐賀県の20市町での――県内これ全部じゃないのか――県平均で4.9％となっております。

２月末現在で申し上げますと、本市の場合が5.3％、県内平均よりは上回っておりますけれども、全国平均で申し上げますと6.9％となっておりまして、全国平均より下回っている状況にございます。

ただ、この申請手続も件数がなかなか、Ｊ－ＬＩＳからの通知が来ないと件数が把握できないという状況になっておりますが、まだまだ随時、件数が、通知が来ておりますので、今後の動向等を注視する必要があるのかなという認識をいたしております。

尼寺省悟委員

報道等で、カードの交付を全国的に管理する地方公共団体情報システム機構のシステムがふぐあいを起こして、多くの市町村で個人番号交付が一時的できなくなったという事態があったけど、これの鳥栖市への影響はどうなんですか。

園木一博企画政策部長

現実的に、管理端末のふぐあい等が発生して、お客様に御迷惑かけた事例も、本市の場合も出ております。

これは全国的に、なかなか原因特定が正確にできてないということなんですが、アクセスが一堂に集中したということによるネットワークのふぐあい等が原因ではなかろうかということになっておりますけど、当初、そういう案件がありましたんですけれども、現在のとこは、今のところ安定的に運用ができている状況にあるということでございます。

尼寺省悟委員

私が質問せんうちに質問されたんで、そのことも質問しようかと思ったです。そういうことですね、現状ではうまくいっていると。

ただ、原因わかってないと、わかってないけれども、ただ、多くの申請したからそうだろうということで、現実的には原因ははっきりと特定されてないということですね、はい。

その次に、こっちのほうがわかりやすいんですが、この説明資料の１番のところにね、情報セキュリティーの強化を図るということで、こっちのほうでいったら４ページですね。情報セキュリティーの強化を図るということで、事業内容として、個人番号利用事務系端末への２要素認証の導入等、それから、ＬＧＷＡＮですか、ＬＧＷＡＮネットワーク系とインターネット系のネットワーク分割の実施ということで3,900万円、出てますね。

ちょっとこれ、わかりやすいように、どういうことか説明をお願いしたいんですが。

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

個人番号利用事務系の端末の２要素認証の導入っていうことで、国のほうが２要素認証といたしまして、指紋認証、または手のひらの静脈認証を言っております。鳥栖市の場合は、今回は２要素認証のうちの指紋認証を導入する予定でおります。

ＬＧＷＡＮ系とインターネット系の分離というのが、現在うちのほうのネットワークの関係で、ＬＧＷＡＮ関係の分で、インターネットの環境、できるようになった、ファイアウォールとかを介しまして検索できるようになっておりますので、その分を完全に分離するような形に今回する予定でございます。

尼寺省悟委員

指紋の導入ということで、だから、来た方に対してちゃんと指紋をこう、（「違う、違う」と呼ぶ者あり）ちょっとごめん、教えて。

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

指紋認証につきましては、担当職員、端末１台１台、端末に指紋を登録しまして、誰も、ほかの人が来たときには操作できないような形をとるという形でございます。

尼寺省悟委員

それでね、この情報セキュリティーの強化については、国庫支出金が1,070万円と。全体の3,900万円のうちの約３分の１、４分の１か、４分の１ですね。市の負担が４分の３か。

その一方で、こちらのほう、システム機構か、これについては10分の10ということになっているわけよね。わかりますかね。

何で同じ国策で、国策でね、鳥栖市が、あるいは市民がやってくれと言ったわけでも何でもないのに、国の政策でやってきたこの個人番号通知カードについて、本来ならば、国がね、国が100％面倒見るのが普通であるにもかかわらず、片方は10分の10と、一方で片方は４分の３も鳥栖市が負担、自治体に負担せろというのはちょっと私は、あんまり矛盾してるんじゃなかろうかと思うんですが、いかがですか。

園木一博企画政策部長

交付事務等については、確かに交付金10分の10で、このセキュリティー対策が現実的に、どこまで費用がかかるか、自治体のネットワーク環境による要素が非常に大きいということで、国の補助基準の算定方法がお示しがなされております。

基本的には、1,000万円プラス人口掛ける単価によって算出された額が、本市の場合が補助対象額が2,140万円。

ただ現実的に、私どもの保有していますネットワーク環境、これをＬＧＷＡＮから完全に分離するという作業を行うと、この額では実際不可能であるというようなことで、国が推奨するネットワーク環境まで構築すると多額の費用がかかるということで1,000万円強の一般財源を投下する必要があると。

ただ、これも国のほうのセキュリティー対策の検討部会等でお示しがされておりまして、一つは日本年金機構の情報漏えいの問題等もあって操作権限者のセキュリティー対策ということで、先ほど言いました操作する人が認証確認をするための２要素で、指紋認証、それともう一つが、情報流出しないためのＵＳＢからの情報抽出の禁止ということで、これをハード的に行いなさいというのが操作権限側の仕事と、セキュリティー対策として１点ございます。

もう一つが、ネットワークということで、ＬＧＷＡＮというのは国と地方公共団体をつなぐ閉鎖型のネットワークがもう既に構築されておりまして、当然、そのマイナンバー制度はこのネットワークを介して利用を行いますけれども、これと一般利用するインターネット回線が物理的に少しでもつながるようなことがあると、今後、いろんなネットワーク上の、ハッカーを含めてですね、問題があるということで、これを物理的に遮断をするというような対策を打ちなさいというのが指針で出ております。

うちのネットワーク構成上、要はＬＧＷＡＮを利用する端末も、当然セキュリティーソフトを介した上での話ではあるんですけれども、インターネットの利用ができる、今環境がなっております。そうしないと、１人２台端末が必要になるようなことになりますもんですから、これをネットワーク上、物理的に切っていこうという対策を今回新たに措置することにいたしてます。

これはインターネット側からＬＧＷＡＮ側には入ってこれない、逆にＬＧＷＡＮ側からもインターネットに出ていけないということで、双方のネットワークを完全に、相互通信を遮断するというような仕掛けを今回設けることにいたしておりまして、ここに多額の費用がかかるというようなことで､今回算出した3,900万円をお願いしているという状況になってます。

尼寺省悟委員

今部長の話で、今事業内容について説明があったと思うったいね。それはわかった、理解しました。

問題はさ、ちょっと言葉は変えて言うと、個人番号制度がもしなかったならば、国がやろうと思わなかったら、こういった金を使う必要はなかったわけでしょう。

だから、ね、いやいや、ちょっと待ってね、確かにあなたはＬＧＷＡＮネットワーク系とか、分割ちゅうの、それはなくても将来的に役立つかもしれんけどね、でもただ、２要素認証とかこういったものはマイナンバー絡みであって、そういったことやろうとするならば、国が全面的に負担するのが当然じゃないのかと、そう言ってるの。

園木一博企画政策部長

あくまで、このネットワーク環境っていうのが、マイナンバー制度がもしなかったとしても、基幹系システムをＬＧＷＡＮを使って実際運用しておりますし、昨今のこのネットワークに関するいろんなサイバー攻撃も含めてですね、いろんな課題が出てきておりまして、このネットワーク環境の対策を強化するというのは、当然マイナンバーありきではなくて、市のシステム運用上必要な対策という認識はいたしております。

ただ、今回国が示されたのは、当然、マイナンバー制度が運用が来年４月から地方公共団体間の通信等も出てまいりますので、さらなる対策強化が必要だと、ましてや早急にそういう対策を講じてほしいということから、国のほうも、今回、一定の算出基準に応じた補助を設定されておりますので、それを使わせていただいてさらなるネットワーク強化を図っていきたいということで、今回お願いしているものでございます。

尼寺省悟委員

今、別に個人番号がどうのこうのはなくても、情報セキュリティーの強化で必要なんだというふうな言い方なんですけど、でも、発端は個人番号のあれであるからね、そうであると

するならばやはり国が、やっぱり面倒見るべきだと。

まあいいです、それ以上言いません。

古賀和仁委員長

ほかに。

久保山博幸委員

初歩的なことで、このＬＧＷＡＮネットワークのＬＧＷＡＮて、これ何の略っていうか。

園木一博企画政策部長

ローカル・ガバメント・ウェブ……。

古賀和仁委員長

ローカル・ガバメント・何とか……。

園木一博企画政策部長

ローカル・ガバメント・ウェブ・何とか・ネットワーク。済みません、Ａが出てきませんけど。

要は、国と地方公共団体を専用回線の中で運用するということで、特に、国からの情報発信、地方から国への情報発信、双方向の情報交換を専用的な閉鎖型のネットワークで運用するという仕組みになっています。

当然、そのマイナンバー制度も、このＬＧＷＡＮ回線を利用したネットワーク構成になっているということで、一定セキュリティー対策が講じられてるっていうのは、そういう意味合いで言われている部分でございます。

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかに。

松隈清之委員

もう僕ら素人なので、多分専門用語を使われるとわからないんですが、ただ、その金額ですよね。もちろん、分割する、要は、マイナンバーがあったけん金がかかったと言われるけれども、お金かけてやらんかったら、いずれそのリスクは、マイナンバーがなくても、当然発生しているわけだから、ちょっとでもそれにお金が出たのはありがたく思うべきかなっていう気もするんだけれども、ただ、それを完全に分けるシステムとして、幾らかかるかっちゅうのは、まあね、言葉で言われてもわからんわけですたいね。

業者が幾らですと言われたら幾らの世界なのか、さっき言われたように、ハード的に分けるので、ハードの機器や、これもう単価が幾らってわかっているんで、もう幾らかかりますっていう世界なのかっていうのは、どういうことなんですかね。

園木一博企画政策部長

今回の3,900万円の内訳でございますけれども、まず、指紋認証等含めた操作権限者側の関係で申し上げますと、基幹系で540万4,000円。これにＳＥ作業等の作業が伴いますので、それで70万5,000円を足して、税を乗せますと約660万円程度かかります。

それと、ネットワーク関係で申し上げますと、機器関係、当然、ファイアーウォールを新たに、それとインターネットを介して見せるための専用のサーバーを立ち上げたりいたしますので、この機器関係で2,169万9,000円と、このネットワーク関係でかかりますＳＥ作業賃が830万円、これに税を乗せますと合計で3,240万円という金額になっておりまして、特にこのネットワーク関係の機器構成の見直しが非常に大きな金額になっているところです。

松隈清之委員

わかりましたというか、幾らちゃ幾らの世界のような気もするんですけどね。

ということで、次に、今回もう一個、これは1,096万4,000円、先ほど言われた機構の分ですかね。機構の分ですね。

この説明によると、主要事業説明書の２ページによると、今回の補正額が1,096万4,000円となっているのは、中間サーバー・プラットホーム構築にかかる負担金を減額したため減額額が95万円という説明あっております。これどういうことなんですかね。

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

今回、３月補正させていただいたように1,096万4,000円につきましては、マイナンバーカードの関連事務に、マイナンバー通知カードの印刷、発送、それからマイナンバーカードの調達、作成、発送等を全国で事務委任をしておりまして、そのときに係る費用が、平成27年の６月補正で2,473万3,000円を補正で計上させていただいておりましたが、国のほうの補正で、あと鳥栖市のほうでは1,191万4,000円必要ですよということで、最終的に3,664万7,000円が今回必要になってきたところでございます。

それと、合わせまして、地方公共団体情報システム機構に対しまして情報連携等、国、地方公共団体と情報連携をする中間サーバー・プラットホームっていうのを構築委託をしております。

その分の構築にかかる費用が、当初653万6,000円であったんですが、それが558万6,000円の95万円減額なってきましたので、その分を差し引きまして、1,096万4,000円を補正させていただいたという形で、ここの中に２つの負担金がちょっと入っている形になっております。

事務委任に係る負担金と、中間サーバー・プラットホーム構築にかかる負担金と２つの負担金を合わせて、今回３月で補正させていただいているとこでございます。

松隈清之委員

既に中間サーバー・プラットホームの構築は終わっているんですかね、現状の運用上では。

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

現状終わっておりまして、平成28年の１月からは運用の部分に入ってきております。

それで、平成27年12月までには構築という形になっております。そこの精算が確定したところによって95万円の減額が、人口レンジなるわけですけど、５万から10万人の人口であると558万6,000円ですというふうに通知がきましたので、その分を補正させていただいいているとこでございます。

松隈清之委員

この、中間サーバー・プラットホーム自体は、この中間サーバー、中ころ、プラットホームって書いてあるんだけれども、これって別物ですか。

僕の理解が悪かったら指摘してほしいんですけど、中間サーバー自体は、データの移行する、やりやすくするために、例えば、もしベンダー変えるとかってなったときの移行をスムーズにするために大体設けると思っているので、このプラットホームって標準プラットホームっていう意味ですかね。

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

この、中ポツにつきましては、国がこの表示を使っておりますので、うちも合わせて使っているわけですけど、結局、中間サーバー・プラットホームって一つの、単体の中の動きになりますので、国のほうが構築しまして、要するに各市町村、国、県等の情報が集約される部分が中間サーバーっていう形になるわけですけど、国としてはそこを中間サーバー・プラットホームっていう形で捉えておりますので、これもＪ-ＬＩＳ側がつくった、そこの中間サーバーのほうに鳥栖の情報を載せていくような形になっております。

この、表現として中ポツにつきましては、さっきも言いましたように国の表現でこういった形をさせていただいたとこです。

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかに、ありますか。

〔発言する者なし〕

ありませんので、質疑を終わります。

次に、教育委員会関係議案の審査に入りますが、執行部入れかえのため暫時休憩をいたします。

午前11時45分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時51分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

教育委員会

議案乙第１号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）

古賀和仁委員長

これより、教育委員会関係議案の審査を行います。

教育委員会関係の補正予算は、議案乙第１号の１議案でございます。

それでは、議案乙第１号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

柴田昌範学校教育課長

歳入について、学校教育課より説明いたします。

款13．分担金及び負担金、項２．負担金、目２．教育費負担金、節１．小学校費負担金及び節２．中学校負担金については、学校管理課における傷害保険である日本スポーツ振興センター負担金決定による増額及び減額分です。

続きまして、款15．国庫支出金、項２．国庫補助金、目４．教育費国庫補助金、節２．小学校費国庫補助金及び節３．中学校費国庫補助金の主なものは、特別支援教育就学奨励費補助金の決定見込みによる減額補正となっております。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

その下、節４．社会教育費国庫補助金の埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

続いて、その下、史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡の公有化を進めておりますが、購入予定の土地の用地交渉に時間を要し、年度内に公有化が見込めないことから当該用地分の減額補正をするものでございます。

続いて、その下、子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する国の補助金でございます。

資料の11ページのほうをお願いいたします。

まず、当初予算では、放課後子どもプラン推進事業費補助金として国と県の補助金を一括し、県補助金として計上しておりましたが、子ども・子育て新制度により放課後児童健全育成事業については、国からの補助金が、この子ども・子育て支援交付金として交付されることとなりましたので、予算の組みかえと、また決算見込みによる減額補正となっております。

柴田昌範学校教育課長

款16．県支出金、項２．県補助金、目６．教育費県補助金、節２．小学校費県補助金及び節３．中学校費補助金につきましては、被災幼児・児童・生徒就園就学支援補助金の決算見込みによる補正となっております。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

その下、節４．社会教育費県補助金でございます。

まず、一番上の、市町人権教育総合推進事業費補助金につきましては、住民に同和問題を中心とした人権問題に対する理解と認識を深める学習機会を提供する事業に対する県からの補助金でございます。

その下、埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

その下、放課後子どもプラン推進事業費補助金につきましては、先ほど申し上げましたように、放課後児童健全育成事業に対する国の補助金が交付金へ組みかえになったことと、合わせて、放課後子ども教室推進事業費に対する補助金が、その下の、学校・家庭地域連携協力推進事業費補助金と名称変更になりましたので、予算の組みかえによる減額補正となっております。

なお、平成28年度からは、放課後子どもプラン推進事業費に対する県の補助金は、子ども・子育て支援事業費補助金と名称変更になります。

また、その下、史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡公有化事業の減額補正でございます。

江嵜充伸教育次長

続きまして、款17．財産収入、項１．財産運用収入、目２．利子及び配当金、節１．利子及び配当金につきましては、本市の育英資金貸付基金の預金利子の決算見込みによるものでございます。

続きまして、款18．寄附金、項１．寄附金、目２．教育費寄附金、節１．教育総務費寄附金につきましては､昨年の10月21日に､鳥栖市本町１丁目の任意団体でございますけれども、なんばしよっ会様から本市の育英資金貸付基金に対する寄附によるものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、款19．繰入金、項２．特別会計繰入金、目１．国民健康保険特別会計、節１．国民健康保険特別会計繰入金は、フッ化物洗口のフッ化物の費用決算見込みによる補正となっております。

３ページをお開きください。

款21．諸収入、項６．雑入は、田代小学校に併設をしている中原特別支援学校鳥栖田代分校負担金の決算見込み及び教科日本語教科書の有償譲渡代金となっております。

以上です。

江嵜充伸教育次長

歳入、最後でございます。

款22．市債、項１．市債、目４．教育債、節２．中学校債の減額につきましては、田代中学校の普通教室棟増築事業の今年度の事業費の決算見込みに伴うものでございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

４ページをお願いいたします。

款10．教育費、項１．教育総務費、目１．教育委員会費について申し上げます。

節９．旅費の減額につきましては、昨年、沖縄県で開催が予定されておりました教育委員研修大会が台風のため中止になったことによるものが主なものでございます。

続きまして、目２．教育総務事務局費について申し上げます。

節２．給料から節４．共済費につきましては、教育長及び教育総務課職員５人、計６人分の給与改定及び決算見込みによる人件費の補正でございます。

節９．旅費の減額につきましては、昨年７月の機構改革における教育部長廃止に伴う部長関連旅費の未執行分が主なものでございます。

節13．委託料の減額につきましては、小・中学校施設の警備委託料の入札残が主なものでございます。

節28．繰出金につきましては、歳入で御説明をいたしました育英資金貸付基金の預金利子及び基金への繰り出しでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、目３．学校教育事務局費、節１．報酬から節19．負担金、補助及び交付金までは決算見込みによる補正となっております。

節２．給料は、育児休業中の職員が給食センターに１名いるため減額が大きくなっております。

節４の共済費は、人事院勧告に伴っての増額となっております。

以上です。

江嵜充伸教育次長

続きまして、項２．小学校費でございます。

目１．学校施設管理費について申し上げます。

節２の給料から、次のページの節４．共済費につきましては、学校用務員３人及び学校保健員８人、計11人分の給与改定及び決算見込みによる人件費の補正でございます。

節15．工事請負費につきましては、新年度の特別支援学級の学級編成に伴う教室の間仕切り工事に要する経費が主なものでございます。

以上でございます

柴田昌範学校教育課長

続きまして、目２の学校事務管理費の節７．賃金から節19．負担金、補助及び交付金については決算見込みによる減額補正となっております。

節13の委託料は、教職員健診委託料の減額が多くなっておりますけれども、県教職員互助会の人間ドックを利用した教職員が多かったためです。

また、節18．備品購入費は、小学校へ全普通学級に導入いたしました電子黒板の購入費が、入札により予定額よりも安く購入できたため減額が大きくなっております。

目３．教育振興費、節18．備品購入費及び節20．扶助費については、決算見込みによる減額補正です。

目４．学校給食センター費の節５．災害補償費から節14につきましては、決算見込みによる補正となっております。

節５の災害補償費は、嘱託職員が重い野菜を持ち上げた際に腰を痛めたもので、今回、公務災害補償による補正となっております。

以上です。

江嵜充伸教育次長

同じページ、項３でございます中学校費、目１．学校施設管理費について申し上げます。

節２．給料から節４．共済費につきましては、学校用務員１人分の給与改定及び決算見込みによる人件費の補正でございます。

節15．工事請負費につきましては、小学校費同様、新年度の特別支援学級の学級編制に伴う教室の間仕切り工事に要する経費をお願いするものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

目２．学校事務管理費、節19．負担金、補助及び交付金は、ヘルメット補助金や、日本スポーツ振興センター、並びに通学補助金の決算見込みによる減額補正となっております。

目３．教育振興費の節18．備品購入費と節20．扶助費については、決算見込みによる減額補正となっております。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

続いて、項４．社会教育総務費、目１．社会教育総務費につきましては、主に決算見込みによる減額補正でございます。

節５.災害補償費につきましては､同和教育集会所に配置しております社会教育指導員が、公務中に窓枠で額を負傷したため、その療養補償費をお願いするものでございます。

また、節19．負担金、補助及び交付金につきましては、なかよし会を運営する放課後児童クラブ運営協議会に対する補助金の決算見込みによる減額でございます。

事業費の主な減額内容といたしましては、利用料の決算見込みが当初予定した額よりも少なかったこと、また指導員の人件費が、指導員が確保できなかったために相当、2,000万円以上、残ったことが大きな要因でございます。

その下、節23．償還金、利子及び割引料につきましては、平成26年度放課後子ども教室事業に伴う事業費の確定に伴う返還金でございます。

その下、目２．文化財保護費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

主なものといたしましては、歳入で御説明いたしましたとおりに、勝尾城筑紫氏遺跡公有化事業として、今年度購入が見込めない土地を減額するものでございます。

目３．図書館費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

また、目４．埋蔵文化財発掘調査費につきましての減額は、決算見込みによるものでございます。

目８．勤労青少年ホーム費につきましても、決算見込みによる減額補正でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。

質疑もあると思いますけど、暫時休憩をいたします。

午後０時４分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後０時５分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

佐藤課長さんが言われた９ページですね、放課後児童健全事業補助金の決算見込みによる減額ということで。すぐ終わる。

指導員の問題ということで、指導員について前も話しがあって、わかっておるんですが、2,000万円ということでかなりの金額だと思うし､かなり指導員が確保されてないと思うんよね。やっぱり、かなり支障が出てると思うし、それ今後どがんしてやっていこうかということ、ちょっとそれだけです。

佐藤敦美生涯学習課長

指導員の確保については、できるだけ多様な形での広報、募集をかけているところです。

また、現在の指導員が、できるだけ継続できるような形で待遇改善をしていくと。もちろん、時給の増額というものも視野に入れながら、今後も努めていきたいというふうに考えております。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

松隈清之委員

これは、文化財保護費、公有財産購入費が今回できなかったということなんですけど、見込みがあるんだったら繰り越しされると思うんですが、これはもう減額されているということは、当面、購入できそうにないという見込みということですか。

佐藤敦美生涯学習課長

この事業、国庫事業費でございますので、単年度事業ということで、今年度は減額と。来年度以降にまた努力したいというふうに考えております。(「見込みはあるの」と呼ぶ者あり)

非常に難しいとは思いますけれども、努力してできるだけ購入につなげていきたいというふうに考えております。

古賀和仁委員長

いいですか、ほかありますか。

よかですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

以上で、教育委員会教育部関係議案の質疑を終了しました。

暫時休憩をいたします。

午後０時８分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時10分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

採　　決

古賀和仁委員長

これより採決を行います。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第５号　鳥栖市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

する条例

議案甲第６号　鳥栖市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第７号　鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

古賀和仁委員長

まず、議案甲第５号　鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例、議案甲第６号　鳥栖市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例及び議案甲第７号　鳥栖鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上３議案を一括してお諮りいたします。

３議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、３議案は原案のとおり可決いたしました。

議案乙第１号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）

古賀和仁委員長

次に、議案乙第１号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議案乙第１号　平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）中、当総務文教常任委員会付託分については原案のとおり可決しました。

古賀和仁委員長

以上で、当委員会に付託されました給与関係議案及び補正予算議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務文教常任委員会を散会いたします。

午後１時12分散会

平成28年３月16日（水）

1　出席委員氏名

委員長	古賀　和仁	委員	中村　直人
副委員長	下田　寛	〃	久保山　博幸
委員	小石　弘和	〃	松隈　清之
〃	尼寺　省悟		

2　欠席委員氏名

なし

3　委員会条例第19条による説明員氏名

総務部長	野田　寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	古賀　達也
総務課長補佐兼庶務防災係長	古澤　哲也
総務課秘書係長	鹿毛　晃之
総務課文書法制係長	樋本　太郎
総務課職員係長	山本　英規
財政課長	小柳　秀和
財政課財政係長	古賀　庸介
契約管財課長	三橋　和之
契約管財課管財係長	庄山　裕一
契約管財課管財係長待遇	中嶋　浩一
契約管財課契約検査係長	立石　光顕
会計管理者兼出納室長	立石　利治
出納室審査出納係長	武富　美津子
選挙管理委員会事務局次長	姉川　勝之
監査委員事務局長	古賀　和教
監査委員事務局次長	飛松　研二
議会事務局長	緒方　心一
議会事務局庶務係長	野中　潤二

企画政策部長	園木　一博
企画政策部次長兼総合政策課長	松雪　努
総合政策課政策推進係長	田中　秀信
まちづくり推進課長	藤川　博一
まちづくり推進課長補佐兼都市整備係長	実本　和彦
情報管理課長	青木　博美
情報管理課情報化推進係長	佐藤　正己
情報管理課広報統計係長	熊田　吉孝

4　議会事務局職員氏名

議事調査係長　　江　下　　剛

5　審査日程

議案審査（総務部）

議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第２号　鳥栖市情報公開条例等の一部を改正する条例

議案甲第４号　鳥栖市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第12号　鳥栖市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第３号　鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6　傍聴者

な　　し

7　その他

な　　し

午前９時57分開議

古賀和仁委員長

時間前でございますが、これより、本日の総務文教常任委員会を開きます。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

古賀和仁委員長

本日は、まず、総務部関係議案の審査を行います。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

総務部

議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算

古賀和仁委員長

総務部関係の議案は、議案乙第９号、議案甲第２号、議案甲第４号、議案甲第12号の４議案でございます。

それでは、議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小柳秀和財政課長

おはようございます。

それでは、議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算のうち、総務部関係について説明を申し上げます。

なお、説明は配付させていただいております、総務文教常任委員会資料、総務文教常任委員会参考資料等により行います。

まず、総務文教常任委員会資料１ページをお願いいたします。

平成28年度当初予算概要。まず、歳入について申し上げます。

款の２、地方譲与税でございます。

項の１、地方揮発油譲与税につきましては、平成27年度決算見込み等により6,300万円の予算を計上いたしております。

項の２、自動車重量譲与税につきましても平成27年度決算見込み等により、昨年度と同額の１億5,000万円を計上いたしております。

続きまして、款の３、利子割交付金でございます。

金利の低下が想定されますので、昨年度より300万円減の1,000万円の予算を計上いたしております。

款の４、配当割交付金につきましては、平成27年度決算見込みにより2,000万円を計上いたしております。

次に、２ページをお願いいたします。

款の５、株式等譲渡所得割交付金につきましても、平成27年度決算見込みにより1,000万円を計上いたしております。

款の６、地方消費税交付金でございます。平成27年度決算見込みによりまして13億円を計上いたしているところです。

款の７、ゴルフ場利用税交付金でございます。こちらにつきましては、平成26年にゴルフ利用税の額の変更があったゴルフ場があったということで、その見込みから1,500万円を計上しているところでございます。

款の８、自動車取得税交付金につきましては、昨年同額の2,000万円の予算を計上いたしておるところです。

次に、３ページをお願いいたします。

款の９、国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましても、昨年度と同額の1,100万円の計上をしておるところです。

款の10、地方特例交付金5,500万円につきましては、住宅取得特別控除にかかる減収補填に伴うものとして、計上をさせていただいております。

款の11、地方交付税は、今年度８億円の予算を計上しておりまして、内訳といたしましては、普通交付税を５億5,000万円、特別交付税を２億5,000万円ということで、昨年度より１億5,000万円の増ということで計上をさせていただいております。

続きまして、款の12、交通安全対策特別交付金につきましては、昨年と同額の1,800万円を計上させていただいております。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

４ページをお願いいたします。

款の14、使用料及び手数料、項の１、使用料、目１．総務使用料、節１．総務管理使用料の電柱敷地料等353万7,000円につきましては、九電の電柱やＮＴＴの鉄塔などの敷地使用料

でございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その下の段でございます。

款15. 国庫支出金、項３．委託金、目１．総務費委託金、節１．総務管理費委託金１万8,000円は、自衛官募集事務に係る国からの委託金でございます。

その下の段でございます。

款16. 県支出金、項３．委託金、目１．総務費県委託金、節４．選挙費委託金2,086万9,000円につきましては、７月25日任期満了となります、参議院議員通常選挙に係る県からの委託金でございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下になりますが、款17. 財産収入、項１．財産運用収入、目１．財産貸付収入、節１．土地貸付収入につきましては、京町ビル敷地の貸付料でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

同じく目の２、利子及び配当金でございます。

節の１､利子及び配当金といたしまして131万2,000円を計上させていただいておりまして、内訳といたしましては、財政調整基金の利子、減債基金の利子、退職手当基金の利子、公共施設整備基金の利子、都市開発基金の利子によるものでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

５ページをお願いいたします。

款17. 財産収入、項２．財産売払収入の目１．不動産売払収入、目２．物品売払収入、目３．証券売払収入につきましては、それぞれ1,000円の頭出しといたしております。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その下の欄でございます。

款18. 寄附金、項１．寄附金、目１．総務費寄附金、節１．総務管理費寄附金でございます。2,000万円計上させていただいております。

お手元に、別冊で主要事項説明書のほうをお配りしとるかと思いますけれども、議案と一緒に配付させていただきました予算説明関係資料の、主要事項説明書の１ページをお願いい

たします。

今回、鳥栖市のＰＲ、それから、地場産業の振興を図ることを目的に、謝礼品の内容を見直すとともに､民間サイトの活用をしたいと考えております｡県内の他市の状況等を勘案し、今回歳入として2,000万円を計上させていただいたところでございます。

歳出につきましては、後ほど歳出のほうで申し上げたいと思います。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

続きまして、款の19、繰入金、項の１、基金繰入金でございます。

まず、財政調整基金繰入金といたしまして６億9,222万6,000円につきましては、今回当初予算の編成に伴いまして、財源調整のために繰り入れを行うものでございます。

同じく目の２、減債基金繰入金でございます。こちらにつきましては、1,616万5,000円の繰り入れでございます。

次に、６ページをお願いいたします。

款の20、繰越金でございます。今回の予算編成に伴います繰越金として頭出しをさせていただいているところでございます。

下段の、款の21、諸収入でございます。

項の５、収益事業収入、目の１、競馬事業収入、こちらにつきましても競馬事業収入としての頭出しを行っているところでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下になりますが、款の21、諸収入、項６．雑入、目３．違約金及び延滞利息につきましても1,000円の頭出しといたしております。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その下の段でございます。

目４．雑入、節３．消防雑入につきましては、消防団員の退職報償金等でございまして、共済基金からの受け入れ額を見込みで計上させていただいております。

その下、節４．雑入でございます。

全国市町村職員研修助成金につきましては、職員研修に係る県市町村振興協会からの助成金を計上し、その下でございます、生活習慣病予防検診助成金、胃検診助成金、婦人検診助成金につきましては、職員の検診に係る県市町村共済組合からの助成金を計上いたしております。

その下の、宿舎入居負担金につきましては、安東副市長の宿舎借上に伴う個人負担分でございます。

以上でございます

三橋和之契約管財課長

同じく、節４．雑入のうち、契約管財課分といたしましては、説明欄の一番下になりますけれども、佐賀銀行市役所内派出所を初めとする市役所本庁舎の貸し付け使用に係る電気料などの実費負担分として、光熱水費雑入185万4,000円を計上いたしております。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

７ページをお願いいたします。

款の22、市債でございます。

歳入の市債につきましては、事業ごとに関係する常任委員会で説明をいたしますが、歳入にかかわる分でございますので、一括して報告をさせていただきたいと思います。

別冊の参考資料の起債一覧表と合わせてごらんいただければ幸いでございます。

まず、目の１、総務債でございます。九州国際重粒子線がん治療センター施設整備事業に係る分でございます。

目の２、民生債でございます。私立保育所、認定こども園の施設整備事業に係る分でございます。

目の３、土木債でございます。

節の１、道路橋梁債は、道路改良事業として9,840万円、節の２、住宅債は公営住宅改善事業として1,010万円でございます。

目の４、消防債でございます。1,980万円、防災基盤整備事業といたしまして小型動力ポンプ積載車の購入に係る分でございます。

目の５、教育債でございます。

節の１、小学校債1,110万円につきましては、小学校屋内運動場非構造部材改修事業、鳥栖小学校屋外トイレ改築事業に係るものでございます。

節の２、中学校債３億2,330万円は、田代中学校普通教室棟大規模改造事業等に係るものでございます。

目の６、臨時財政対策債でございます。こちらは、地方交付税制度の振りかえ措置として計上するものでございまして、６億5,000万円の計上をいたしておるところでございます。

歳入については、以上でございます。

緒方心一議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をいたします。

委員会資料８ページをお願いいたします。

款１．議会費、項１．議会費、目１．議会費の主なものについて御説明いたします。

節１．報酬につきましては、議員21名分を計上いたしております。

節２．給料につきましては、事務局職員７名分を計上いたしております。

節３．職員手当等につきましては、事務局職員７名分の期末手当等及び議員21名分の期末手当を計上いたしております。

節４．共済費につきましては、事務局職員７名分の共済費及び議員年金給付費負担分を計上いたしております。

節９．旅費につきましては、職員随行旅費等及び常任委員会、議会運営委員会等の行政視察旅費、議長会関係旅費、並びに本会議、委員会等の出席費用弁償を計上いたしております。

節13．委託料につきましては、本会議の録音テープ反訳、会議録作成委託料のほか、インターネットによる議会映像配信業務委託料が主なものでございます。

節14．使用料及び賃借料の主なものにつきましては、委員会の会議録作成のために導入いたしております、反訳ソフト及び録音機材の借上料が主なものでございます。

次に、９ページをお願いいたします。

節18．備品購入費につきましては、議場映像モニターテレビ買いかえの購入費でございます。

節19．負担金、補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会、九州市議会議長会、県内市議会議長会等への負担金のほか、政務活動費交付金を計上いたしております。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款２．総務費、項１．総務管理費でございます。

目１．一般管理費の主なものについて申し上げます。

節１．報酬につきましては、個人情報保護審査会、情報公開審査会など各種審議会委員の報酬及び嘱託員76人分の報酬でございます。

節２．給料、節３．職員手当、節４．共済費につきましては、特別職３人及び部長以下職員69人分の給料等の人件費でございます。

なお、節３．職員手当等につきましては、一般会計職員分の時間外手当について年間見込み分を計上させていただいております。

節７．賃金につきましては、育児休業等の代替職員の賃金でございます。

節８．報償費につきましては、顧問弁護士等の謝金、産業医の謝金等でございます。

その下の、謝礼品代800万円でございますが、先ほどの別冊の主要事項説明書の１ページをお願いいたします。

ふるさと寄附金の謝礼品代として、今回、歳出につきましてでございます。報償費として800万円を計上させていただいております。

これまで、１割程度の謝礼品を送っておりましたけれども、今回、県内の他の自治体の状況等を勘案し、寄附金額の４割相当を見込み、2,000万円の４割相当ということで800万円を計上させていただいております。

また、今回、収納等の利便性を高めるためにクレジット収納手数料、それから、ＰＲ等を兼ねたウェブシステムの利用料の手数料など、73万7,000円を役務費として計上させていただいております。

また、ふるさと納税の県内の他市の状況で、管理システムを導入いたしております。そのシステム導入委託料、それから、謝礼品の管理等を鳥栖観光コンベンション協会に委託したいと考えておりまして、合わせて429万2,000円を委託料で計上をさせていただいております。

委員会資料等の９ページに戻っていただきまして、節９．旅費でございます。

こちらにつきましては、職員の研修旅費が主なものでございます。

続きまして10ページをお願いいたします。

節11．需用費のうち、消耗品費につきましては、庁内での用紙代等、また、修繕料130万円につきましては、町区掲示板等の修繕料でございます。

節12．役務費のうち、通信運搬費につきましては郵便料代、手数料につきましては、職員・嘱託職員の健康診断等の手数料でございます。

次に、節13．委託料でございます。

嘱託員研修委託料、それから職員研修委託料等を計上させていただいております。

また、下から３段目でございますが、例規集データ構築業務委託料につきましては、本市の例規集の差しかえのためのデータ委託料でございます。

それから中ほどになりますが、上から６番目、行政不服審査会委託料３万円でございます。

これにつきましては、後ほど甲議案のほうで出てまいりますけれども、行政不服の審査会の設置を佐賀県のほうに委託にすることに伴いまして、その通常分の委託料として計上させていただいております。

次に、節14．使用料及び賃借料でございます。

システム借上料につきましては、例規集をホームページ等で見るためのシステム借上料でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

節19．負担金、補助及び交付金につきましては、上から６つ目、職員研修負担金につきましては、職員の研修に伴う負担金等を見込みにより計上させていただいております。

最後の行でございますが、防犯協会補助金486万4,000円につきましては、鳥栖市防犯協会への運営費の補助でございます。

次に、目２．秘書費の主なものについて申し上げます。

節９．旅費につきましては、市長・副市長及び委員職員随行の旅費でございます。

節10．交際費につきましては、市長交際費でございます。

節14．使用料及び賃借料のうち、宿舎借上料につきましては、安東副市長の宿舎借上料でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

節19．負担金、補助及び交付金につきましては、全国市長会など市長会関係負担金が主なものでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

12ページの目の５、財政管理費をお願いいたします。

節の９、旅費から節の19、負担金、補助及び交付金までにつきましては、予算編成等に係る経費などを計上いたしたものでございます。

なお、節の13、委託料1,500万円につきましては、総務省が示します、統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づき、固定資産台帳整備等を行うための委託に要する経費でございます。

以上でございます。

立石利治会計管理者兼出納室長

目６．会計管理費、本年度288万円を計上しております。前年度が180万1,000円でございました。差額が108万円ございますけれども、その内訳といたしましては、節12．役務費のうちの説明欄でございますけども、手数料（公金振替手数料等）233万7,000円のうち、新規に108万円を計上するものでございます。

これは、以前から指定金融機関から派出所の人件費、それから収納手数料等の負担を求められておりまして、県内10市の統一方針を副市長会、それと会計管理者会のほうで協議をいたしまして、平成28年度は要望があった金融機関から、要望があった額の半額の、一人当たり50万円を計上するといういうことで10市の統一方針として出しておりますので、その分を計上させていただいております。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

13ページをお願いいたします。

目の７、財産管理費の主なものについて御説明いたします。

節７．賃金につきましては、庁舎当直嘱託職員４名分の賃金でございます。

節11．需用費につきましては、公用車の燃料費や本庁舎の光熱水費、庁舎維持管理に要する修繕費や公用車の車検に要する経費などでございます。

節の12、役務費につきましては、本庁舎の電話、電話代、通信運搬費や建物共済保険料及び公用車の任意保険料などでございます。

節13．委託料につきましては、庁舎管理委託料や公用車の定期点検委託料、土地開発公社への公共用地買収事務委託料でございます。

節14．使用料及び賃借料につきましては、庁舎内ＬＥＤ照明借上料、電気自動車等の借上料などでございます。

節15．工事請負費につきましては、市庁舎の営繕工事費でございます。

節18．備品購入費につきましては、新規購入を予定しております公用車３台分の購入経費でございます。

節19．負担金、補助及び交付金につきましては、電気関係法令などの講習会の出席負担金などでございます。

節27．公課費につきましては、公用車の自動車重量税でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

目８．契約検査費につきましては、契約事務に要する経費として、節９．旅費、節11．需用費、節12．役務費、節14．使用料及び賃借料、節19．負担金、補助及び交付金をそれぞれ計上いたしております。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

目の12、財政調整基金費、節の25、積立金につきましては、ふるさと寄附金及び基金利子相当額の積み立てでございます。

その下の、目の13、公共施設整備基金費、節の25、積立金につきましては、基金利子相当額の積み立てでございます。

なお、参考資料としてお配りいたしております、１ページ、基金残高見込みのほうに一覧表として、詳細をつけさせていただいているところですので、ごらんいただければと思います。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その下の段でございます。

項４．選挙費、目１．選挙管理委員会費の主なものといたしましては、節１．報酬につきましては、選挙管理委員会委員４人分の報酬でございます。

節２．給料、節３．職員手当等、節４．共済費につきましては、事務局職員２人分の人件費でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

節14．使用料及び賃借料につきましては、これは選挙の投開票管理システムのリース代でございます。

目の２、選挙啓発費につきましては、ポスターコンクール賞品代など、経常的な啓発に伴う経費を計上させていただいております。

目の３、参議院議員選挙費につきましては、７月25日任期満了に伴います、参議院議員通常選挙による経費といたしまして、投票管理者等の報酬、選挙事務従事者の時間外勤務手当、選挙事務臨時職員の賃金、それから、次に、16ページでございますが、役務費といたしましては、通信運搬費につきましては入場券の郵便代、それから13の委託料につきましては、公営ポスター掲示場の設置委託料、節14．使用料及び賃借料につきましては、掲示板等の借上料等でございます。

以上でございます。

古賀和教監査委員事務局長

続きまして、16ページの下段をお願いいたします。

項６．監査委員費、目１．監査委員費でございます。

節１．報酬から節４．共済費につきましては、監査委員２名分及び事務職員３名分の人件費でございます。

次に、節９．旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償であり、その主なものといたしましては、全国、西日本、九州の監査委員会等の定期総会や研修会へ出席するための経費でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に17ページをお願いいたします。

款９．消防費でございます。

目１．総務管理費の主なものについて申し上げます。

節２．給料、節３．職員手当等、節４．共済費につきましては、消防担当職員２人分の人

件費でございます。

節19．負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖・三養基地区消防事務組合への鳥栖市の負担分でございます。

次に、目２．非常備消防費の主なものについて申し上げます。

節１．報酬につきましては、消防団員332人分の報酬でございます。

節８．報償費につきましては、消防団員の退職報償金等が主なものでございます。

節11．需用費の被服費につきましては、消防団員の新入団員等への活動服の購入費でございます。

節19．負担金、補助及び交付金につきましては、県消防協会への負担金、公務災害補償組合、消防団員福祉共済、退職報償金などの負担金でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

目３．消防施設費の主なものについて申し上げます。

節11．需用費につきましては、各消防団格納庫の維持管理費でございます。

節18．備品購入費につきましては、第１分団の第３部、第２分団の第１部、第３分団の第５部、第５分団の第２部、計４台の小型動力ポンプ積載車の購入費でございます。

節19．負担金、補助及び交付金につきましては、消火栓の増設、それから修繕、更新にかかる経費として、上下水道局への負担金でございます。

次に、目４．防災費の主なものについて申し上げます。

節12．役務費の通信運搬費につきましては、防災行政無線の利用料でございます。

節13.委託料につきましては､気象情報の提供を受けるための気象情報収集業務等委託料、それから、コミュニティ無線システム等点検業務委託料でございます。

次のページ、19ページをお願いいたします。節の19、負担金、補助及び交付金につきましては、防災行政無線を運用するための負担金、それから自主防災組織への補助金等が主なものでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

同じく19ページ、款の12、公債費、項の１、公債費、目の１、元金、節の23、償還金、利子及び割引料でございます。

地方債の元金償還金の見込み額といたしまして、18億2,622万2,000円を計上いたしております。

同じく、目の２、利子でございます。

地方債の利子、２億850万9,000円及び一時借入金分の見込み額といたしまして150万円。合

わせまして、２億1,000万9,000円を見込み額として計上させていただいております。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下になります。

款の13、諸支出金、項１．土地開発基金費、目１．土地開発基金費、節28．繰出金につきましては、土地開発基金の預託金利息相当額の繰出金でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

項の２、公営競技収益金貸付基金支出金、目の１、公営企業収益金貸付基金支出金、節の24、投資及び支出金は、公営競技収益金貸付基金支出金としての頭出しを行ったものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

款の14、予備費でございます。

予備費といたしまして、昨年と同額の5,000万円を計上させていただいております。

以上で、議案乙第９号　平成28年度一般会計予算のうち、総務部関係についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

お尋ねをいたします。

総務管理費の、特別職３人の給料と手当と共済費がどのようになっているか、その内訳をお知らせをいただきたいと思います。

９ページ、９ページ。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

市長と副市長２名分の人件費でございます。

給料につきましては、３人分で2,372万8,000円でございます。

手当につきましては､期末手当分といたしまして756万円を計上させていただいております。

共済費につきましては、586万4,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

小石弘和委員

私は、そんなふうな説明を、質疑したわけじゃないんです。

給料の、市長が要するに幾ら、副市長が幾ら。それから、手当が要するに市長が幾ら。それから共済費も、市長が幾ら、副市長が幾らというふうなことで質疑をしましたので。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

申しわけございません。

給料月額等は把握いたしておりますけれども、年額について計算をさせていただいて、そのあと御説明させていただきたいと思います。

申しわけございません。

小石弘和委員

それは、あとで結構でございます。

それから、ここに、同じく報償費のふるさと寄附金の謝礼の品代と、800万円と。それから平成27年度のふるさとの寄附金の合計を、要するにお知らせしていただきたいと思います。

そして、１割程度の、その見返りを要するに出したという、品物はどういうふうな品物を出しているんですか。

また、今度は、地方の、いろいろ勘案をして４割程度を出すというふうな形でございますので、それは大体何を予定されているのかなというふうなことで、ちょっとお尋ねをいたします。

以上です。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

平成27年度のふるさと納税額につきましては、約117万円でございます。

それから、これまで謝礼品として、１割程度でございますが、３万円以上10万円未満の寄附者につきましてはアスパラガス、それから佐賀びよりのお米５キロ、それからさがほのか、イチゴ４パックのどれか一品ということで、大体3,000円相当の品をお渡しをいたしております。

10万円以上の寄附者には、その３品ですね、アスパラ、お米、イチゴの３品で約１万円弱程度の品物を送付していたところでございます。

また、今回、謝礼品の額につきまして約４割程度に引き上げを考えておりますけれども、これにつきましては、現在のアスパラ、お米、イチゴに加えまして、他市の謝礼品等を参考に、今後、委託をいたします観光コンベンション協会等に、その謝礼品の開発というか、開発も含めまして委託をしたいと思いますけれども、例えば、サガン鳥栖のグッズであったり、市内の名品であったり、お肉であったり、そういう部分を今後、開発を含めて委託をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

小石弘和委員

今、平成27年度のふるさと寄附金合計が170万円と言われたですか。すっと、今度は４割程度上げるちゅうな事は、それだけ平成28年度はふるさとの寄附金がふえるというなことを想定して、この予算を組まれているわけですか。

以上です。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回、歳入としては2,000万円を計上させていただいております。

これにつきましては、やはり、謝礼品の割合を高めるということで、寄附金額について増加するという見込みで計上させていただいております。

以上でございます。

小石弘和委員

それちょっとね、2,000万円、要するにふるさと納税ができるかできんか、それはっきりわかりませんよ。見込みの、要するに税の収入ちゅうなことは考えられないことやないかと私は思うんですよ。

その考え方をちょっと、お願いいたします。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

これまで、本市におきましては、ふるさと納税につきましては、寄附者のふるさとへの思い等でよっていたところでございますが、県内の他市の状況を見ますと、やはり、地場産業の振興、ＰＲ等で謝礼品の割合を高めてございます。

そうした関係で、県内の他の自治体では、佐賀市等を勘案いたしますと、佐賀市のほうが１月末で約3,000万円ほどのふるさと納税額がございます。そういう部分を勘案いたしまして、今回、鳥栖市としては2,000万円を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

じゃあ、期待しておきます。

松隈清之委員

今の説明によると、これまでは地域への思いみたいな感じでお願いをしとって170万円。もうちょっと時間あるんですけどね、平成27年度。

今回、説明資料で見てもそうなんですけれども、ＰＲと地域産業の振興と、これは目的をＰＲと地域産業の振興にしたと理解していいですかね。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

当然、ふるさとへの思いという部分も含めまして、今回、新たにＰＲと地場産業の振興を

追加したというような形で考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

追加ということなんですけど、鳥栖の地場産業ちゃあ何ですかね。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

広く、一般的に鳥栖市内の事業所のほうで、そういう謝礼品を調達してお送りしたいということで、地場産業と申しますと幅広く事業所を考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

これ、よその事例でもあるんですけど、結局、偏っちゃうケースあるんですよね。

だからそうすると、要は、税金使ってね、もちろん寄附もあるんだけれども、偏ったところに、要は謝礼品の調達として偏ってくると、それはそれでまたその不平不満が出てくる可能性があると思うんですよ。

もう一個は、考え方として、ふるさとに対する思いとかにプラスしてって言われたけど、結局これ、要は、表現がいいかどうかわかんないけど還元率ですよね。寄附に対してどれくらい還元されているか。

謝礼品等を高くしていってやっていることっちゅうのは、もうふるさとに対する思い、関係ないんすよ、実際。もう、メディア等でも、どこに寄附したらお得だみたいな取り上げ方をされているのでね。

僕は、この方向性というのは、果たして正しいあり方なのかどうかっていう疑問を持ってるんだけれども、集めるために還元率を高くしていく競争ちゅうのが今後進んでいくと、じゃあ今、今回４割だけれども、よそがこうしたからこうだつって、今度５割にしました、６割しましたって競争していって、それで額は集まるかもしんない。もしかしたら、よそでもそうやけど何億も集まっているところもあるんですよね、確かに。

それはわかるんだけど、これ実際、寄附控除で、実質的にはもうこれ寄附ですけど、ふるさと納税って言われるけど。要は、税額から控除されるわけじゃないですか、仕組みとしては。だから、本来、こういう制度がなければ、どっかに納税されている金額ですよね。

納税されて丸々公金として、公共的に使われている金が、分捕るために謝礼に消えているわけですよ。謝礼に消えているんですよね。

みんながその方向で、よその、本来入るべきものを分捕って、本来公共的に使われるはずだった金が謝礼に消えていっているっていうあり方がね、果たして仕組みとしても、今、本来国がそういうことをやろうと思ってやったわけではないんだろうけれども、そこに乗っか

っていくのが果たして、邪道じゃないかという気がするんですよね。

そこで、要は目的なんですよね。じゃあ、何を目指していくのかっていうことですよ。

だから、本当にさっき言ったふるさとに対する思いとかっていうことであるんだったら、僕はそれが本来正当だと思うんですよね。お世話になった、これまで育ててもらった地域に対して寄附をしたいっていう気持ちを本当に大切にするんだったら、じゃあ鳥栖出身の人とかに、もう本当に、別に不特定多数とかじゃなくて、本当鳥栖出身の人に、本当に喜んでもらえる、謝礼っていうよりも鳥栖との結びつきを強くしていく、例えば、多分そんなに著名人でないにしても、いろんなところで、そこそこ一線級で働いておられる方はおられると思うんですよね。

そういう人たちっていうのは、場合によっては、単に謝礼目当てで寄附する人じゃなくても、本当に結びつきを何らかの形で強くすることで、鳥栖市にいろんな情報くれる可能性もあるんですよ。例えば、企業誘致に関して、もしかしたらどっかの部長さんをしているかもしれないんだから。

だから、本来、本当に地元出身にふるさとを応援してもらおうっていう、僕は本質はそこにやっぱすべきだと思うので、謝礼の額を多く、今回そういう予算上がっているんだけど、本当に鳥栖出身者に、本当に鳥栖を身近に感じてもらってもっと応援したくなるような方向性にいって、そういう人たちが、自分がかかわっている仕事の中で、鳥栖にもっと協力できることあるかもしれない、あるいはそういうことも含めてこっちからもっとアプローチできるように。

だって持ってない情報あると思うんすよ、いろんなところに散らばっている鳥栖出身の人っていうのはね。だから、そういう人たちを結びつけていく、鳥栖に本当に金銭以上、もう金銭だけでなく寄附以外でももっと協力してもらえるように、ふるさとを思ってもらえるような仕組みにすべきだと思うんだけれども、どのように思われますかね。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

これまでも、毎年継続的に、多額の寄附をいただいている東京の方とかいらっしゃいます。そういう思いにつきましては、非常にありがたいと思っておりますし、大事にしたいというふうに思っております。

また、県内の他の自治体等の取り組み状況を参考に検討させていただいて、今回、このような提案をさせていただいております。

それと、もう一つは、今回、システム的にＰＲを兼ねてウェブサイトで、そういう部分をＰＲしていきたいというふうに思っております。これまでは、ホームページ上とか、特設のサイトとかつくっておりませんでしたけれども、今回、そういうウェブサイトを活用して、

ホームページでもトップサイトにふるさと納税の欄を設けたりして、逆に遠くにいらっしゃるふるさとを思ってある方へのＰＲも、そういうことで対応、ＰＲをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

松隈清之委員

今回、新しい取り組みなので、これはこれで別に、やってみるならやってみるでいいと思いますよ。ただ、本当に、鳥栖をふるさとだと思ってくれているいろんな人材がいるはずなんですよね、いろんな人材が。

そういう人たちを、極論すると、こういうことでつながりをつくっていって、例えば、お金払ってでも鳥栖に来てもらうと。じゃあ講演してもらおうかとか、お金払いますから来てください、講演してくださいと。本当、著名人じゃなくてもいいんすよ、どっかの部長さんとか。そういう感じで、そういう鳥栖の出身者っていうのをもっと鳥栖に身近に感じてもらって、鳥栖に協力したくなるような、こういう一つのきっかけでも、ツールでも何でもいいんだけど、やっぱ情報っていうのは、ここにいたって入ってこない情報いっぱいあるんですよね、何にしたって。

あるいは、行政でも把握できないぐらい、東京とか、都会で働いている方っていらっしゃるわけじゃないですか。そういう横のつながり、そういった方からまたいろんなこう、鳥栖出身者の人を紹介してもらったりとか、そういうことで、これはこれで、一つの寄附金事業でいいんだけれども、本当にふるさとから出ている優秀な人材っていうのを発掘して、結びつきをもっと強くしていく情報っていうのが入ってくるような仕組みっていうのをつくっていかれたほうがいいと思いますよ。

だって、情報がすごく大事だし、やっぱコネクションというのがどんなにＩＴ化が進もうと、情報化が進もうと、やっぱり大きなウエートを占めている部分というのはあるわけじゃないすか。

だから、これはこれでやってみる。もちろん、どう出るかわかんないですよ、今回2,000万円て上げられているけど、報償費に関しては、謝礼でね、発生したときしか出ていかないからこの委託料にはなっている、委託料ちゅうか報償費で上がっているんですかね。

だから、寄附がなければ出ていかないという部分はあるかもしんないけど、システムとか、謝礼品管理委託料なんつうのは、多分、出ていかざるを得ない部分ですよね、ほぼ固定費として。

だから、それ以上集まんなかったら逆に赤字になる事業なので、それはそれでやってみるっていう、やってみてまた次考えるっちゅうのはありかもしんないけど、単にね、お金集め

るっていうことだけじゃなくて、やっぱもっと、本質的に中身のある、かき集める競争に行かずに、中身のある事業にしていっていただきたいなと思います。

意見です。

小石弘和委員

今、関連してですよ、これはどこの課で、要するに取り扱われるわけですかね。相当寄附金が集まってくると、だからその謝礼をするために相当の尽力がいると思います。

そういうふうな点は、どういうふうに考えられているか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ふるさと寄附金の担当部署としては、総務課のほうで担当いたしております。

現在、担当職員のほうが兼務で行っておりますが、そのような観点もございまして、件数等が多くなると、非常に業務量もふえるだろうということで、まず、観光コンベンション協会のほうに人件費相当分も含めて委託をしたいということで、まず開発のほう等を観光コンベンション協会、それから謝礼品の発注、管理等についても観光コンベンション協会のほうにお願いをしたいと思っております。

そういった関係で、寄附金額に応じて観光コンベンション協会の委託料も一定割合お支払いを、人件費プラス寄附金額の５％を観光コンベンション協会にお渡ししたいというふうに考えておりまして、その寄附金額がふえれば、人的対応についてもその委託料の中で、観光コンベンション協会のほうで人的な対応をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかに、ありませんか。

下田　寛委員

すいません、今のところ関連してお伝えをしたいんですけど、要するに、すいません、全国で、ふるさと寄附金の自治体の平均額てどの程度というのはわかられますか。

古賀和仁委員長

出ますか。（「ないです」と呼ぶ者あり）

下田　寛委員

近隣の自治体、結構派手にやっている自治体もあるので、ああ2,000万円かというふうに思って、どう考えているのかなっていうのを今聞かせていただいておりました。

ほかの自治体、佐賀県内でも、例えば、ＪＡＰＡＮｓｇとか、あと自治体の名前を出したらいけないっすけど、みやき町さんとかは、やっぱり直接自分の自治体にこういったサイト

を通してではなくて、寄附金が集まる仕組みをつくって、それで公共施設を回しているというようなやり方をやっていますよね。

しかも、そこで、僕は鳥栖市が、ちょっと考えておかなければいけないのが、鳥栖の会社や人たちがみやき町に出資をしている形になってるわけですよ。ここは、鳥栖市はちょっと考えなければいけないんじゃないかなと思ってて、もしかするとその仕組みを勉強させていただくことで、鳥栖市の公共施設なんかを鳥栖の人たちの浄財によって賄うことができるというようなことも十分考えられると思うんですよね。

そのほうが、この寄附金事業よりも、先ほども御意見があったように、やっぱり自分の地域のことを思う人たちの心が詰まったお金になるんじゃないかなと思ってまして、その辺というのは恐らく今後、今回これ初めてやるので、走り出しでやっているところというのはあると思うんですけれども、やっぱり鳥栖の人たちの思いがこもったお金がそのまま鳥栖の中で使われていくというような、そういった仕組みというものに今後つながっていければなというふうに思います。

あと、観光協会に関しても、やっぱり質問しようと思ってたんですけれども、今回委託をして、その収益が上がった部分に関してはプラスアルファのマージンを払っていくというようなことですので、その辺も観光協会と協議をしながら進めていっていただきたいなと思っております。

以上です。意見です。

このふるさと寄附金、今後も続けていく予定なんですかね。その辺ていうのは、何か今後の展望というのはありますでしょうか。

先ほどの、松隈議員の話も受けてなんですけれども、やっぱり、ただの商品目当てではなくて、思いを持った人が鳥栖に対して寄附をしてくれるというところが、この事業の、僕は肝にならなければいけないと思うんですよね。

今ちょっと、上辺のところが全国的にも走っているような気がしているんですけれども、そういう点に関して、今後の展望というものがあったら、お伝えいただきたいと思います。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ふるさと寄附金につきましては、今回、制度を充実させて見直しをさせていただいております。

今後の展望でございますけれども、議員のほうからもおっしゃっていただきましたように、まず、走り出してみないと状況がどうかわかりませんけれども、今後も鳥栖市のＰＲ等含めて努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

すいません、先ほど小石議員のほうからの御質問で説明をさせていただきます。

給料と手当について説明をさせていただきます。

今回、当初予算に特別職といたしまして、市長につきましては総額、年額で1,147万2,000円を給料として計上しております。

副市長につきましては、種村副市長につきまして、年額919万2,000円を計上させていただいております。で、安東副市長につきましては、７月までの４カ月分として、306万4,000円を計上させていただいております。

それから、手当でございますが、市長につきましては６月と12月の期末等手当といたしまして346万3,000円を計上いたしております。

副市長につきましては、種村副市長につきましても、６月と12月分といたしまして277万4,000円を計上いたしております。で、安東副市長につきましては、６月のみで132万1,000円を計上いたしております。

遅くなって申しわけございません。以上でございます。

尼寺省悟委員

１点だけですが、３ページですね。

地方交付税の件ですが、今年度で８億円、前年度で６億5,000万円ですか。で、もっとも、前年度は最終的には９億6,000万円ぐらいなっているようなんですが、普通交付税が５億5,000万円で特別交付税が２億5,000万円ということで、多分、前年度も特別交付税が２億5,000万円だろうと思うんですが、そういった意味で、地方交付税ちゅうのは基準財政収入額と需要額の差ということで、これがふえているということは収入額がふえたのか、需要額がふえたのか、その辺だろうと思うんですが。

昨年と比べて、私は税収は減ってないんじゃなかろうかと思うんで、何で、こういうふうな見通しを当初にしたのかと、その辺をちょっと聞きたいんですが。

小柳秀和財政課長

地方交付税の増額の理由ということでございますが、現時点でちょっと基準財政収入額の部分において、法人市民税の減のほうを見込んでおりますので、法人市民税が昨年度の当初との比較で約２億3,000万円ほど落ちる予定ということで、その分に交付税の算定の基準の75％分を掛けますと、約１億5,000万円ほどになるだろうというところが収入額の部分です。

それと、あと基準財政需要額のほうにおいて、まち・ひと・しごと創生事業費などの事業がありますので、その分が増額するという部分で、基準財政収入額分として約１億5,000万円、基準財政需要額の分として約１億円、合わせて２億5,000万円というところで増額を考えているというところで、今回の計上額ということにしておるところです。

尼寺省悟委員

ちょっと今、手元に資料がないんですが、確か市民税については、法人市民税は減ったけれども、全体の市民税としてはふえているというふうな記述があったようにちょっと記憶しているんですけど、違うかな。

小柳秀和財政課長

予算書の、このピンクのほうの35ページのほうを見ていただきますと、個人市民税が当初比較で6,200万円の増、法人市民税が２億2,000万円ほど減ということで、その分で算定をさせていただいている分など、あと、ほかの税につきましても、固定資産税については増額なんですが、あと都市計画税につきましても増額とはなりますが、目的税ですので、ちょっと計算が、また違うという部分で、その辺を踏まえましての算定をさせていただいております。

結果的には、今後、県とか国とかと調整をさせていただきまして、必要に応じて補正をさせていただきたいと思っております。

古賀和仁委員長

ほかに。

小石弘和委員

13ページの財産管理費の需用費、これ燃料費の燃料費代ですね。これ、契約管財課で管理されている公用車が何台あるものか、そしてこれ、ガソリン代というふうなもの、これ、今、日替わりでずっと変わっているわけですよね。どういうふうな契約をされているものか。

平成27年度実績に応じてで結構でございます。ちょっとそれ、答弁をお願いいたします。

三橋和之契約管財課長

現在、契約管財課のほうで管理をしております共用車、空いているときにはいろんな課が使われるということで、書き方としては共用車という表現をしておりますが全部で50台ございます。50台分のガソリン代ということになっております。

それから、じゃあガソリンの価格は日々変動をいたしておりますけれども、価格帯につきましては市内のガソリンスタンドのほうでお尋ねをいたしまして、前月の平均額を翌月の、何といいますか、市の購入金額ということで各課のほうに周知をいたしまして、その金額でやっておりますので、実勢価格からするとちょっとタイムラグが出てこようかと思います。

上がったのが、どう言ったらいいですかね、翌月にうちのほうに来たり、下がってたのが、ぽんと市場では上がったりしますけれども、前月分ですので、市役所はちょっと安くなったりするということですけれども、毎年毎年、そういうやり方をしておりますので、平均すれば、大体実勢価格に近い額になっているのではないかというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

小石弘和委員

わかりました。

じゃあ、契約管財課で管理されている50台の公用車、この中に鳥栖市のネームが入ってない車が多分動いていると思うんです。

何のためにそういうふうな車つくってあるかなというふうなことを、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

三橋和之契約管財課長

実際、鳥栖市のネームを入れてない車もございます。

それで、入れてないんですが、必要なときにはシールといいますか、ラッピングといいますか、それでつけられるように最近は対応もしているんですが、いわゆる福祉担当部署関係が特に多いんですけれども、保護世帯への訪問とか障害者宅への訪問とかあるときに、鳥栖市と書いてある車で来られると困ると言われる市民の方々がいらっしゃるということで、そういう特異な部分につきましては、そういう名前を入れてない車で行かれる場合もあるということで、原則的には数台入れてない車ございますが、ほとんどの車は鳥栖市ということで表記をしているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

じゃあ、その鳥栖市、要するにネーム入れてない車、何台あるわけですか。

三橋和之契約管財課長

軽トラック、それから箱車につきましては、全部ネームを、鳥栖市を入れております。軽乗用車で５台ほど入れてない車がございます。

以上でございます。

小石弘和委員

わかりました。

あとは、また聞きたいことがございますので、また、担当部署に言ってお聞きいたします。

以上です。

松隈清之委員

この、主要事項説明書のやつの３ページですね、固定資産台帳整備等委託料1,500万円。

これ、統一的な基準による地方公開制度に対応するためということなんですけれども、これ、いつから対応しなきゃいけないのかっていう問題と、今回委託される先がどういうところか、入札とかなるんでしょうけど、どういう業種、コンサルなのか土地家屋調査士とかそういうところになるのか。

それと、現在の固定資産台帳がどういうもので、今回これによってどういうふうに変わるのか。

あと内訳の３番目に、分析、説明及び活用支援等というものがあるんですけれども、これ、具体的にどういうこと差しているのかお願いいたします。

小柳秀和財政課長

まず、いつまでにというお話でございますが、平成27年１月23日付けで総務省のほうから地方公共団体に要請があっております。で、移行期間という形で年限を設けておりまして、おおむね３年間、やむを得ない理由がある場合には５年間というような記述がなされているということでございまして、平成30年の３月までには統一的な基準による財務書類等の作成を行うというところで総務省のほうは考えられておるところです。ということで、鳥栖市といたしましては、平成28年度中に台帳を整備して、平成29年度から使えるような形にしていきたいというところで、現時点で計画を立てているところでございます。

次に、どこに委託をするのかという部分でございますが、他市の事例等も調査をさせていただいたところ、会計事務所等に委託をされているところが多うございますので、今回私どもといたしましても、同じような形で会計事務所、監査法人、そういうところに委託をしたいなというふうに考えているところでございます。

それと、固定資産台帳の現在ということでございますが、固定資産台帳につきましては、鳥栖市としては、この会計に対応する分については現時点でないというところでございます。法律的にも備品台帳とか、道路台帳とかそういう部分についての整備はありますが、公会計に対応する分についてはありませんので、その分を今回つくるというふうに考えております。

あと、分析、説明、活用支援という部分でございますが、どういうことをしてもらうかということなんですが、例えば、複式簿記に基づいた形での書類を作成する形になりますので、その辺で会計的な簿記の勉強等を、その専門でやってあります会計事務所等にそういう支援をしていただきたいなというところで考えているところです。

以上でございます。

松隈清之委員

最後のところがよくわかんなかったんですけど、つまり、今の説明だと、いつまでとかどこにっていうのはわかったんですけど、現状では固定資産台帳という名称の台帳はないっていう意味ですかね。

古賀庸介財政課財政係長

松隈議員の御質問にお答えいたします。

今、固定資産の台帳というのに対応する台帳というのはございませんけれども、契約管財

課のほうからデータをいただいて、今現在作成を、今の公会計制度の部分で作成をいたしておりますが、土地台帳、それから建物台帳、物品台帳についてはございます。

ただ、新地方公会計制度では、道路とか、あるいは鳥栖市が今現在の時点で不十分な部分っていうのが、例えば学校で面積が変わらないような大規模改造をした場合に、そこの資産の増加というのを見込めていないというところで、そういった部分の整備ができていないということで、新地方公会計制度に該当、そのまま使えるような固定資産台帳がないということでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

そういう意味で、分析、説明、活用支援っていうのが、さっき複式簿記がどうじゃいこうじゃいちゅう話があったけれども、そこがよくわかんないですよね。基本的にほら、資産台帳だから、ね。今後、平成30年度なのか、もうちょっと先なのか知らんけど、その複式簿記でやろうとしたときの資産の話じゃないですか。要は、資産がないことには複式簿記はできんわけだから。

そうなったときに、いわゆる、今はほら、今も前の総務省方式でやっとると思うんでけど、取得価格でやっとったのが、例えば、要はどれだけ、簿価をどれくらいに見るのかっていうので全然変わってくるんですよね。簿価次第でバランスシートなんかどうにでもなるわけだから、今回、会計事務所なのか監査法人なのか知らんけれども、固定資産の取り扱いっちゅうのは、取得価格とかっていうスタイルはもう決まっとるんですかね。

要は、償却期間とかっていうのも、じゃあ道路の償却なんてのは基準がもう出ているんですかね。ルールがないと多分評価ができんと思うんですよね。

古賀和仁委員長

じゃあ、質疑に対する討論もあると思いますけど、暫時休憩をいたします。

午前11時16分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時26分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

休憩前の質疑に対する答弁を求めます。

小柳秀和財政課長

すいません、答弁に時間を取りまして、お時間をいただきありがとうございます。

松隈委員の御質問の件の続きの答弁でございますが、まず固定資産台帳では固定資産を洗い出して貸借対照表に計上することが必要になると、委員からも御指摘があったところでございます。公有財産、物品、インフラ、先ほど言われました道路、橋梁などの、そういう異動情報の管理をすることが必要になると。そういう部分での固定資産台帳というのが必要になってくるというふうに考えておるところです。

それで、今までになかった分として、今回、この固定資産台帳等をつくることによりまして、将来的な改修年度がどの辺で見えてくるのかとか、平均的な数値からどれくらい老朽化しているのかとか、そういう部分も改めて見えてくるところではないかというふうに期待をしているところでございます。

それで、そういう部分から、この固定資産台帳、公会計を進めることによって、公会計として単年度の簿記でやっていた分を複式簿記にすることによって、今までとは違う財政の見える化とか、将来コストの把握とか、資産の把握とかそういう部分が見えてくるものだろうというふうに思っているところです。で、そういう将来コストの把握とか、資産の把握をするに当たって会計事務所の分析とか、こういう分析に基づいてというようなそういういろんな支援を、活用方法の支援とかを含めてお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

松隈清之委員

最終日までで結構なんですけど、この、いわゆる統一的な基準っていうののわかる資料があればいただきたいなと。

つまり、どういうことかっていうと、見える化ということでいうと、例えば資産をどういう形で計上して、例えば、もう過去のやつも取得価格って多分わかるんですよね、金額的には。インフレもあるんで、必ずしも金額的に適正かどうかわからんけれども。

あるいは、償却っていうか、どれくらい使ったかとか、あるいは、改修したんで資産の増加が見られるとか。場合によっちゃ、減価償却していくやつが、今あるような公共施設整備基金に丸々積み立てるような形になっていくのかっていう、今後のあり方っていうのか、どういう形で進められていくのかっていうのがわかるような制度が今、多分できているから出されているんですよね、きっと。

そういう仕組みがわかるようなやつがあれば、ぜひ資料としていただきたいなと思います。

それと、また別件ですけど、５ページの。

古賀和仁委員長

ちょっと待ってもらっていいですか。

資料についてはいつまで。（「だから終了まで」と呼ぶ者あり）終了までに出ますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それに対する質問とかは（「いや、もう資料だけです」と呼ぶ者あり）わかりました。

松隈清之委員

どこで聞くかですけど、１億円またことしも、当然債務負担行為しているので上がっているんですけれども、これ起債じゃないですか。で、多分当初に説明、当初っていうか以前説明あったと思うんですけど、何年かけて返してっていうので資料って出てましたっけ。と、その利率、設定されている期間は、もちろんことしと、今、１億5,000万円残ってますみたいなやつは残っているんですよね、債務負担行為があるんで。（発言する者あり）

いや、起債自体を何年かけて払って、その利率が幾らでっていうことを聞きたいんですね。つまり、この４億5,000万円でどんだけ金利が発生するのかなあと。表面的には４億5,000万円ですけど、利率も含めたらどんだけ負担しているのかなっていう部分を知りたいので。

小柳秀和財政課長

九州国際重粒子がん治療センターの施設整備補助金に係る起債のお話ということでございますが、トータル４億5,000万円を、１億円を４年と最終年度に5,000万円という形でお金を借りるということでございます。で、ちょっと今手元に、平成26年度の分しか持ち合わせておりませんが、九州国際重粒子線がん治療センターの補助金にかかる貸付金につきましては、償還期限は９年、それで、貸付利率が0.15で借りているというところでございます。

それで、利息につきましてはちょっとすいません、手元に資料がありませんので、ざっくり計算を。

少しお時間をいただいていいですか。

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午前11時34分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時34分開議

古賀和仁委員長

再開します。

小柳秀和財政課長

済みません、お時間をいただきまして。

単純計算でございますが、１億円を0.15％で借りますと年間15万円ということで、それの９年間分といたしまして135万円が１億円に対する利息というふうになります。

以上でございます。

松隈清之委員

利率って毎回変わる可能性ありますよね、もちろん。ありますよね。

ここ数年で極端に変わってはないかもしれないですけど、例えば、４億5,000万円が丸々同じ利率であったとして、全部９年、5,000万円も９年なる予定なんですかね。

小柳秀和財政課長

すいません。

5,000万円につきましては、ちょっとまだ、起債の協議を行わなくちゃいけませんので、何年になるかというのは協議の内容にもよりますが、今使っているものと同じ制度を活用した場合は、最大で９年まで借りれるというやつですので、９年で計算していただいても可能ではないかと思います。

以上でございます。

松隈清之委員

そうすっと、607万円ぐらいっていうことですかね。

わかりました。結構です。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

久保山博幸委員

13ページの財産管理費の中の需用費、で、修繕料の庁舎修繕料に関連してなんですが、この先の見通しっていうか、もともと、この庁舎自体、耐震性がないというのは、もう以前から聞いているんですが、外壁なんかも結構しみで、余りこう、美観的にもよろしくないとは思うんですが、要するに、今後庁舎をどのように考えられているのか、特に今、まちづくり周辺計画で鳥栖駅周辺ですね、進んでいるんですが、私は、当然その中に、庁舎も含めてどうあるべきかっていうところも同時並行的に検討していくべきと思うんですけれども、執行部におかれて、庁舎についての考え方ですね。どういう考えを持っておられるのかをお尋ね

いたします。

野田　寿総務部長

庁舎に関しては、現実問題、庁舎を建てかえるというふうになれば、50から80億円ぐらいのおよそ金額がかかるんじゃないかというふうに想定しています。

そうなると、今現在行っているほかの進捗、まだ計画段階ですけれども、ほかの大型事業との兼ね合いが出てくるというところで、庁舎は耐震性が非常に悪いということの結論は出ていますけれども、じゃこの庁舎を具体的に何年からどうしていくかというのはちょっと今の段階では、はっきりと計画があるわけではございません。

ただ、計画がないというだけではできませんので、じゃあ庁舎のほかの事業の進捗を見ながら、どういった方法をとればいいのかというふうなことを検討しようということでやっています。

ただ、駅周辺と庁舎っていうのは、まだそのような協議は入っておりません。ですので、駅周辺の整備と庁舎というのは今の段階では何とも言えません。

以上でございます。

久保山博幸委員

意見にもなるんですが、駅については視察もさせていただいて、結構駅前に庁舎を、駅周辺、駅と連続化した庁舎のあり方っていうのも視察させていただいて、要するに市庁舎自体の、何て言うかな、まずどういう開かれた市庁舎になっていくかというところで、今のタイミングとしては非常に大事な時期かなと思うんですよね。駅前、どうするかっていうところで。

ですから、当然まちづくり計画の中においても、庁舎っていうのは意識して、同時並行的に私は検討していくべきじゃないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

野田　寿総務部長

ほかの大型事業もある中で庁舎の問題も、確かに重要な課題となっています。総務課としてもですね。

ただ、駅周辺がまだ構想段階の中で、その中で具体的に庁舎をっていうところまでは至ってはおりません。そういった相談を受けているっていう形もまだありません。

具体的にどういった施設を、具体的にどう張りつけようというところまではまだ至っておりませんので、その中で庁舎という話になれば、久保山議員の言われるような話にはなるかと思いますけれども。

ただ、現実問題、事業費が非常にネックとなっています。駅と一緒に庁舎のこの金額というのが果たして、具体的に捻出できるのかというふうなことになると、非常に難しい問題が

出てくるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

久保山博幸委員

そうすると、例えば、今の現状ですよね。

美観的にやっぱり、こういう作りだから雨だれっていうか、結構しみが正面から見えたり、特に正面から見ると気になるんですが、そのあたりの美観向上っていうか、そういうことに対しては特に計画の予定はございませんか。

野田　寿総務部長

美観ですよね、今のところ外壁が浮いているとか、当然、来庁者の方に非常に危ないというところについては、個別的には対応させていただいておりますけれども、今の庁舎を、外観を、美観をというところの計画はございません。

全体をやり直すということの計画はございません。

古賀和仁委員長

ほかに。

下田　寛委員

すいません、ちょっと部長にお尋ねしたいところなんですけれども、事前にお話を伺った中では、ことしの予算全体に関して、一言で言うとことしの予算は助走というイメージだというふうに聞いております。

その中で、総務部として、この助走というものをどう捉えているのか。ほかの部局では、いろんな予算出ている、大型な予算が出ている部分等もありますが、総務としてどのようにその助走を捉えているのかっていうところをお伺いしたいです。

野田　寿総務部長

今回の予算に関しましては、市長のほうが助走ということでお話をされています。

今回、いろんな大型事業が、確かに控える、控えてるっていうか、実際進んでいる部分もございますけれども、ごみ処理場の建設、それから新産業集積エリア、それから道路事業を含む駅周辺整備、健康スポーツセンターなど大きな事業が確かに控えています。

そういう前に、総務部のほうとしては、特に財政サイドの形になると思いますけれども、大きな事業を行うために積み立てなり、その辺の基金の情勢なりをどの辺の水準に持っていくということと、それから、今後も持続可能な財政運営ができることの検証を、それを前提として今回の予算については、今、いろんな要望、議会からの要望もあった分については、今回いろんな形で反映させていただいたつもりではございます。

その中で、大型事業が控えた前の予算ということで、今回は、公共施設整備基金も積み立

てさせていただきましたので、そういった準備をさせていただいているという予算になっております。

以上でございます。

下田　寛委員

すいません、ちょっと漠然とした質問で、申しわけなかったんですけれども。(「すいません」と呼ぶ者あり)

野田　寿総務部長

失礼いたしました。

公共と申しましたけれども、都市開発基金のほうに積み立てをさせていただいています。

下田　寛委員

すいません、ちょっともう、要望なんですけれども、今、久保山議員からも庁舎の話とか出て、恐らく、まだまだ今後大規模なものが出てくることも見込みがあると思います。

それで、ここ１、２年の流れではあるんですけれども、何か単発で大きなものがどんどん出てきたりしてて、これをどう調整をしながら行くかっていうのが今後すごく大きな課題になるだろうなと思っています。

なので、鳥栖市として今後一体的にどう取り組んで行くのかっていうところはやっぱり総務部が指導して行かなければいけないところだと思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

それで、全く別の質問をしたいんですけれども、続けていいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

予算説明資料の15ページ、選挙啓発費とあるんですが、毎年出ている予算ではあるんですけれども、ことし何か、参議院選挙もありまして、昨年は統一地方選挙がありましたけれども、ことしは何か、ことしらしい取り組みというものがあるのかどうかというのをお伺いしたいんですが。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

予算として、目２の選挙啓発費につきましては、通常のポスターコンクール等についての報償費であったり、部分を考えております。

また、現時点では、まだ18歳選挙まではなっておりませんので、20歳の方に20歳なったときにそういう選挙関係のパンフレットを送付しているところでございます。

それで、個別になりますと、参議院選挙費のほうでそういう啓発、それから参議院選挙のほうから、恐らく18歳まで選挙が下がるであろうということで、18歳になった人に対しては、そういう選挙の啓発のパンフレットをお配りしたいと思います。

また、予算的には出てまいりませんけれども、現在、市内の鳥栖工業高校と、あと龍谷短期大学につきましては、出前講座の依頼がございまして、選挙関係の、18歳選挙権になることに伴う選挙の啓発を行ったところでございます。

今後も、それぞれ出前講座等の要請があれば、予算的には出てまいりませんけれども、そういう啓発に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

下田　寛委員

18歳選挙権のところまで踏み込んでいただいてありがとうございます。で、そこの部分で、今の説明によると来年度以降18歳選挙権に向けて、ここにことしは参議院選挙の費用で賄うという話でしたけれども、来年度からこの選挙啓発費でそういった部分っていうのが何かしらのっかってくるということはあるんでしょうか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

選挙啓発を行うということにつきましては、やはり投票を促すということで、そういう部分もございます。

そうした場合には、やはり個別の選挙時に啓発を行ったほうが効果的ではないかということで、それぞれ個別の選挙の中で選挙啓発について対応したいと思っております。

通常の、一般的な選挙の啓発といたしましては、明るい選挙推進協議会を組織いたしておりまして、そちらのほうでの取り組みをやってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

下田　寛委員

ありがとうございます。

これは、もちろん担当部署だけの問題ではないのは重々わかった上でお伺いするんですけれども、この選挙啓発をしててなにで結果が出てくるのかっていうところは、やっぱり投票率で見られる部分というのはあると思うんですよね。

でも、なかなか結果が出てこない現状があって、多分これはもう、数十年ずっと選挙啓発やっていると思うんですけど、なぜか下がっていっている現状があって。ここに対して、何か踏み込めないものなのかっていうのは、担当部署もちろんですけれども、やっぱり教育委員会、あとは明るい選挙推進協議会、あと、もしかすると議会サイドとも協力をしながら、こういった点は取り組んでいかなければいけないと思うんですけれども、どうしても単発の、部署部署での、点での攻撃になっているので、これがもっと線でつながっての対策というものができないものなのかなと個人的に思っているんですが、そういった点に関して、何か今後、そういった政策の展開というのが見込まれないのかなと思うんですが、いかがでしょう

か。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

現時点では、そういう計画はございませんけれども、いろんな機関と申しますか、部署が連携して選挙の投票率向上等に努めていくという必要性はあると思いますので、今後、方法等について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

下田　寛委員

ありがとうございます。

例えば、市議会のレベルであれば、選挙公報をずっと選挙管理委員会のホームページ等に掲載をしておくとか、そういった活動等も考えられないのかなと思っております。

また、ここは引き続き御相談をさせていただきたいと思いますんで、よろしくお願いいたします。

引き続き、もう１点いいですか。

すいません、ちょっと最後、19ページのところなんですが、自主防災組織の補助金なんですけれども、昨年より若干上がっていますが、これは何かプラスアルファで、何かをやりたいというところが出てきたのかどうかっていうところをお伺いしたいです。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

自主防災組織につきましては、現状、組織を立ち上げたときに必要な防災用品等の購入費を助成いたしております。今回、見込みといたしましては３町区、３町区のほうを見込み、４町区……。

予算としては、今お話しを伺っているのが３町区ほどございまして、それに１町区を加えました４町区を見込みで予算計上させていただいております。

以上でございます。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第２号　鳥栖市情報公開条例等の一部を改正する条例

古賀和仁委員長

次に、議案甲第２号　鳥栖市情報公開条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

申しわけございません。また、別冊でお配りしております条例案参考資料のほうをお願いいたします。

条例案参考資料の２ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案甲第２号　鳥栖市情報公開条例等の一部を改正する条例についてでございます。

この条例につきましては、行政不服審査法の全部改正によりまして、関係する条例の文言等を改正するものでございます。

行政不服につきましては、主な改正内容といたしましては３点ございまして、１つが、今まで異議申し立てとか、処分をした部署に直接異議を申し立てて、その処分した部署が審理を行っておりましたけれども、公正性を高めるということで、処分した部署以外の者、職員に審理をさせるということで審理委員という制度ができております。また、審理委員がいろいろやりとりした採決案をつくるんですけれども、その場合には第三者機関のほうに諮問を行うということになっております。

この第三者機関につきましては、行政不服審査会になりまして、これは後ほどまた議案のほうで説明いたしますけれども、県のほうに委託を考えているところでございます。

２点目といたしましては、今まで異議申し立てと審査請求と２つございまして、これが審査請求に一元化をされるということでございます。

また、申し立てに期間ですね、これまで60日まで異議申し立て等をできるということを３カ月ということで延長されたところでございます。

そのような関係で、情報公開条例、個人情報保護条例につきましては、審理委員に変わる、個別に審査会制度を設けておりますので、その分で対応するために適応除外等の規定の追加が主なものでございます。

固定資産評価審査委員会条例につきましては、審査申出書等の記載事項の追加、また、職員の給与に関する条例、職員の退職手当に関する条例につきましては、不服申し立て期間の引用条文が変更になりましたので、その整理に伴うものの改正でございます。

施行日につきましては、平成28年４月１日でございます。

以上でございます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

松隈清之委員

流れというか、例えば、不服であり審査、過去の審査請求とかの流れ的には、窓口として、今までと同じような窓口が不服とか審査請求の窓口になるんですか。

それとも、もう別にそういったのの窓口はここですよみたいな窓口が別にできるんですかね。

樋本太郎総務課文書法制係長

松隈委員の御質問にお答えいたします。

現行、行政不服審査制度につきましては、基本、地方自治体に置きましては異議申し立てというのが多ございます。異議申し立てというのは何かっていうのは、処分庁に対して直接不服を申し立てる仕組でございます。

審査請求っていうのは、上級官庁がある場合に不服を申し立てる場合ですね。自治体におきましては、基本的に鳥栖市長以上の上級官庁というのがございませんので、異議申し立てというのが基本的に多くなってきます。

ですので、異議申し立ての窓口につきましては、基本的には現行担当課でしております。

改正後につきましては、基本、総務課のほうで事務局を持つと、窓口として対応させていただくというふうに考えております。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第４号　鳥栖市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

古賀和仁委員長

次に、議案甲第４号　鳥栖市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

また、議案参考資料の、今度は17ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案甲第４号　鳥栖市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正によりまして、障害年金等が併給される場合の調整率の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、地方公務員災害補償法による休業補償と同一の事由によりまして、厚生年金保険法による障害年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改正するものでございます。

施行日につきましては、平成28年４月１日といたしております。

以上でございます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

ありませんか。

松隈清之委員

率が変わっているんですけれども、これ何かに合わせたということで理解していいんですか。

どっかの、全部一律こうなりましたよみたいな、何かを理由に。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

これにつきましては、地方公務員に限らず全般的にこの見直しがなされているというふうに考えております。

以上でございます。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第12号　鳥栖市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について

古賀和仁委員長

次に、議案甲第12号　鳥栖市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

また、条例案参考資料の40ページ、一番最後のページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案甲第12号　鳥栖市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議についてでございます。

これにつきましては、先ほど議案甲第２号で申し上げましたけれども、行政不服審査会を今回設置する必要がございます。

これにつきまして、行政不服審査会の設置、それから行政不服審査会での事務を佐賀県に委託するために協議をしたいということで議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、委託事務の範囲といたしまして、行政不服審査会の事務、それから委託事務の管理及び執行方法につきましては、委託先であります佐賀県の条例規則、その他の規程の定めるところによることとなります。

施行日につきましては、平成28年４月１日でございます。

以上でございます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

松隈清之委員

これは、今でも県にはこの行政不服審査会ってあるんですよね。この法律に基づいて新たにできる、今まで同じような、名称が変わるかどうか別としても、そういう審査をするところというのは県にはなかったんですか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

行政不服審査会につきましては、今回の行政不服審査法の全部改正によりまして、そういう審査、採決、決定を下す前に、そういう審査会のほうに諮るという制度化をされておりますので、県においても、今回新設をされるものでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

ということは、審査会に来られるのは集められた方が来られると思うんですけど、そういった方も初めての仕事をするというふうに思っていいですかね。

いわゆる、第三者の立場で客観的にとは言うけれども、多分法令等もいろいろあると思うんで、詳しくないと、そういったの難しいと思うんですけど、どうなんでしょうか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

一般的に、それぞれ審査会においては、それぞれの専門分野と申しますか、学識経験者で構成されると思います。

現時点では、佐賀県のほうに確認いたしましたところ、弁護士、それから税理士、それから大学の教授等で構成をしたいとこういうふうに考えているということでお話を伺っております。

以上でございます。

松隈清之委員

わかりました。

あと、これは、委託の範囲というのは、行政不服審査の事務なんですけれども、もちろんなければない話ですよね。

ただ、あったときには、当然お願いをせないかんということになるんですけれども、そういったときの予算的には、多分設置するだけのやつは今回の予算で上がっとったような気がするんですけど、その都度その都度費用弁償等が発生する可能性があるんですけど、そこは当然、また請求がくると思っていいんですか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回、３万円を行政不服審査会への委託料として計上させていただいております。

これにつきましては通常の分でございまして、実際、鳥栖市において個別に審査請求があって、審査会のほうに諮るというケースになりますと、その審査会にかかった実費相当分が別で請求をされるというふうになると思います。

以上でございます。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

以上で、総務部関係議案の質疑は終了いたしました。

お昼のため、暫時休憩をいたします。

午後０時５分休憩

午後１時９分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

企画政策部

議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算

古賀和仁委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第９号及び議案甲第３号の２議案でございます。

それでは、議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

園木一博企画政策部長

改めまして、こんにちは。

委員会の審査に入ります前に、一言御挨拶を申し上げます。

本日、企画政策部関連で御審議を賜りますのは、議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算及び議案甲第３号　鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の２議案となっております。

まず、今回の企画政策部関連の当初予算につきましては、総務費のうち、広報統計、情報管理及び企画費関連で３億9,834万2,000円、土木費の都市計画費４億5,515万1,000円、合計の８億5,349万3,000円となっておりまして、昨年の当初と比較いたしますと61％の大幅な増額となっておりまして、総務の主な要因といたしましては、新規に鳥栖駅周辺整備事業に対応するため、都市開発基金に３億円を積み立てることとしたところでございます。

今回の当初予算にお願いいたしております主な事業といたしましては、マイナンバー制度運用に伴い市民の利便性向上を図るため、住民票等の証明をコンビニエンスストアで取得できる、コンビニ交付システムの導入経費として2,080万5,000円。九州国際重粒子線がん治療センター施設整備補助金１億円。本年度の基本構想策定に引き続き実施いたします鳥栖駅周辺まちづくり基本計画策定業務の3,161万6,000円となっております。

また、甲議案でございます鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新たに、６事業事務といたしまして、日常生活用具給付に関する事務、就学援助に関する事務、特別支援教育就学奨励費支給に関する事務の３事務を追加するため改正をお願いするものでございます。

以上、概要について申し上げましたけれども、詳細につきましては、各担当課長より説明をさせますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

青木博美情報管理課長

それでは、ただいま議題となりました、議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算のうち、企画政策部関係について御説明いたします。

資料は、総務文教常任委員会資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員会資料１ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

款14．使用料及び手数料、項１．使用料、目１．総務使用料、節１．総務管理使用料、情報センター使用料649万8,000円につきましては、市庁舎南側の情報センターの民間事業者への共同アウトソーシングセンターとしての貸し付けに伴う使用料でございます。

以上です。

藤川博一まちづくり推進課長

下の枠でございます。

款14．使用料及び手数料、項２．手数料、目４．土木手数料、節１．都市計画手数料につきましては、用途証明の諸証明手数料といたしまして頭出しをいたしております。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

続きまして、次の、款15．国庫支出金、項２．国庫補助金、目１．総務費国庫補助金、節１．総務管理費国庫補助金658万3,000円につきましては、社会保障・税番号制度の個人番号カード交付に伴う補助金でございます。

以上です。

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

続きまして、２ページ目でございます。

款16．県支出金、項２．県補助金、目１．総務費県補助金、節１．総務管理費県補助金32

万1,000円につきましては、土地利用規制等対策費交付金ということで、国土利用計画法に基づく土地取り引き届け出事務に対する交付金でございまして、平成27年度決算額と同額を計上させていただいております。

続きまして、款16．県支出金、項３．委託金、目１．総務費県委託金、節１．総務管理費委託金のうち、１段目と３段目でございますけれども、権限移譲交付金259万5,000円につきましては平成28年度の見込み額を、それから、国土利用計画法関連調査委託金13万2,000円につきましては、平成27年度決算額と同額を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

同じく、節１．総務管理費委託金の２行目でございますけれども、県広報紙配布委託金150万9,000円につきましては、県民だよりの配布事務に係る委託金でございます。

続きまして、節５．統計調査費委託金228万3,000円につきましては、経済センサス活動調査を初めとした国の基幹統計調査及び統計調査員確保対策事業等に係る委託金でございます。

以上です。

藤川博一まちづくり推進課長

下の枠でございます。

款17．財産収入、項１．財産運用収入、目２．利子及び配当金、節１．利子及び配当金12万4,000円につきましては、都市開発基金の利子を計上いたしております。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

次の３ページをお願いいたします。

款21．諸収入、項６．雑入、目４．雑入、節４．雑入のうち、上から１行目、２行目のホームページ及び市報広報収入につきましては、それぞれ年間見込み額を計上いたしております。

また、その下の光熱水費雑入455万3,000円は、アウトソーシングセンター運営に要する光熱水費として計上いたしております。

以上です。

藤川博一まちづくり推進課長

続きまして、同じ枠の中の４行目でございます。

都市計画図、白図の販売代金として10万円を計上いたしております。

以上でございます。

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

款22．市債、項１．市債、目１．総務債、節１．総務管理債１億円につきましては、九州国際重粒子線がん治療センター施設整備事業に対する市債でございます。

以上、歳入の御説明を終わります。

青木博美情報管理課長

続きまして、歳出の御説明をいたします。

４ページをお願いいたします。

款２．総務費、項１．総務管理費、目３．広報費の主なものについて申し上げます。

節７．賃金につきましては、記者室の臨時嘱託職員の賃金でございます。

節11．需用費の印刷製本費につきましては、市報等の印刷に要する費用が主なものでございます。

節13．委託料のテレビ広報とす放送委託料につきましては、はっぴとすビジョンテレビの広報番組、テレビ広報とすの放送に要する費用でございます。

次に、目４．情報管理費の主なものについて申し上げます。

節11．需用費の光熱水費につきましては、情報センターの光熱水費でございます。

節12．役務費につきましては、庁外施設等とのネットワーク通信料でございます。

節13．委託料につきましては、マイナンバーカードを有効活用したサービスとして、コンビニエンスストアで住民票や印鑑証明などを交付するためのコンビニ交付システム導入委託料1,958万5,000円。ほかに、情報システム改修委託料、情報システムの管理運営委託料が主なものでございます。

次のページをお願いします。

節14．使用料及び賃借料につきましては、アウトソーシング経費を含む基幹系システム借上料及び内部情報系システム関連機器の借上料でございます。

節19．負担金、補助金及び交付金でございますが、まず、地方公共団体情報システム機構負担金として、マイナンバーを含んだ情報を利用するための中間サーバー、プラットホーム利用に係る負担金211万円、通知カード、個人番号カード関連事務等の委任に係る交付金658万3,000円、コンビニ交付システムの運営負担金――これは２カ月分でございますけれども50万40円など、合計940万2,000円を計上いたしております。

このほかに、県の公共ネットワーク管理、運営に要する本市負担分、加入しております協議会等への負担金などでございます。

以上です。

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

続きまして、目９．企画費でございます。

節８．報償費21万8,000円につきましては、今年度策定をいたしました“鳥栖発”創生総合戦略のチェックのための有識者会議を設けるというようなことで、その有識者会議の謝金。

それから来年度、平成28年度につきましては、栖の宿が指定管理期間が満了いたしますので、公募となった場合に、その選定を行うための指定委員会の謝金をそれぞれ計上させていただいております。

旅費につきましては、調査研究等旅費、それから部長旅費などが主なものでございます。

続きまして、11需用費につきましては、主なものといたしましては印刷製本費、コピー代でございます。

続きまして、節19．負担金、補助及び交付金でございますが、これは一番上の鳥栖地区広域市町村圏組合運営負担金ということで168万3,000円を計上させていただいておりますが、これは広域市町村圏組合の運営に係る分の負担金というような形になっております。で、それぞれ加入しております協議会、それから賛助会費などを計上いたしております。

下から２行目でございます。

がん先進医療治療費助成金といたしましては、これまでの実績等を踏まえ、20万円の10人分ということで200万円を計上させていただいております。

最後の行でございますが、平成25年度の債務負担行為、議決をいただきました本年度分といたしまして、がん治療センター施設整備補助金１億円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

次のページをお願いいたします。

項５．統計調査費でございます。

目１．統計調査総務費につきましては、統計担当職員２名分の人件費が主なものであります。

次の、目２．基幹統計費の主なものについて申し上げます。

節１．報酬は、５年ごとに行われます経済センサス活動調査に係る調査員報酬でございます。

節７．賃金は、同じく経済センサス活動調査に係る臨時職員賃金でございます。このほか、経済センサス活動調査を初めとした公共統計調査など国の基幹統計調査に要する費用でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長

次の、７ページでございます。

款８．土木費、項４．都市計画費、目１．都市計画総務費、節１．報酬につきましては、都市計画審議会の２回分の謝金として14万9,000円を計上いたしております。

節２．給料、節３．職員手当等、節４．共済費までは、まちづくり推進課職員６名分の人件費を計上いたしております。

節９．旅費につきましては、職員の一般旅費及び都市計画審議会の２回分の費用弁償、それと、先進地の視察の旅費として５万円を計上いたしております。

節11．需用費につきましては、主なものはコピー代12万円でございます。

続きまして、節14．使用料及び賃借料につきましては、都市計画審議会の視察研修のバス借上料といたしまして13万円を計上いたしております。

続きまして、節19．負担金、補助及び交付金20万7,000円につきましては、全国都市計画協会負担金として13万3,000円、佐賀県都市計画協会負担金として７万4,000円を計上いたしております。

続きまして、節23．償還金、利子及び割引料7,337万9,000円につきましては、都市再生機構立替金の償還金として計上いたしております。

続きまして、目６．まちづくり推進費、節８．報償費の39万8,000円につきましては、鳥栖駅周辺まちづくり検討委員会の謝金を６回分計上いたしております。

続きまして、節９．旅費15万6,000円につきましては、職員の打ち合わせ等による旅費が主なものでございます。

節13．委託料3,100万円につきましては、鳥栖駅周辺まちづくり基本計画策定委託料として計上いたしております。

続きまして、節14．使用料及び賃借料６万2,000円につきましては、鳥栖駅周辺まちづくり検討委員会の開催会場の借上料として計上いたしております。

最後になりますが、節25．積立金３億12万4,000円につきましては、歳入で御説明いたしました利子と合わせまして、今後の鳥栖駅周辺整備に備えて３億円の基金積み立てを計上させていただいております。

以上で、平成28年度一般会計予算、企画政策部の関係の御説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

ちょっと大きく３点、お聞きしたいんですが。ばらばらにしましょうかね。

まず、マイナンバー関連の予算が１ページ、４ページ、５ページと出ておりますので、ちょっとまとめてこれについて質問します。

まず、コンビニ交付の件ですね。

これが３点ですが、初期投資ということで出ておりますけれども、年間の運転経費ですね、これが一つと。

ここに住民票、印鑑登録証明書等の交付とあります。等ということはほかにもあると思います、その分。

それから、ほかの事例で言うと、手数料がコンビニの場合、市庁舎でやるよりも下がるというふうに聞いとるんですが、その点どうなのか、ちょっと最初、その３点聞きます。

青木博美情報管理課長

コンビニ交付導入に関しましては、平成28年度で2,080万5,000円計上させていただいております。内容としましては、導入にかかわるためのテストとかがございますので、旅費として14万5,000円、コンビニ事業者の取り扱い手数料として６万2,000円、システムの保守委託料として39万4,000円。で、システム導入の委託料として1,958万5,000円。

それと、地方公共団体情報システム機構に支払います負担金として61万9,000円を予定しております。

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

ランニング経費といたしまして、システム関係で、月額19万6,000円で年間236万円ほどの費用が見込まれます。

あと、Ｊ－ＬＩＳ、地方公共団体負担金に対する年間の負担金が現在300万円ありますので、合計の530万6,000円が今後ランニング経費としてかかってくる形になっております。

それと、コンビニ交付の分につきまして、住民票、あと印鑑証明、あと戸籍に関する証明を予定しております。（「手数料」と呼ぶ者あり）

済みません。

手数料につきまして、現行住民票300円でございますが、先行事例を見ますと、250円と減額してあるところ、そのままの手数料で運営されているところありますので、その分につきましては、今後、来年度のシステム構築の間にはきちっとした方向性を定めまして、市民課等との協議を経ましたところで決定していきたいと考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

私は、このコンビニ交付については、２つの点で問題あるんじゃなかろうかと思っているんですね。

１つは個人情報保護の問題と、もう１つは、あなた方がよく言うところの費用対効果、そういう点で問題があるんじゃなかろうかと思うんで、費用対効果の点について聞きます。

それで、住民票、印鑑登録、あるいは戸籍と言われましたが、現状で今、年間どれくらい発行されてるかっちゅうのは知ってますか。教えてください。

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

平成26年度になりますが、これは市民課の数字になりますが、印鑑証明で２万1,000件、戸籍のほうで、コンビニ交付対象になる分が9,400件、あと、住民票等の写し等で３万3,000件。

それで、一応うちのほうで把握している数字は、その数字になっております。６万ちょっとになっています。

尼寺省悟委員

それで、今住民票、私も聞いたら３万4,000件ぐらいと言われたんですが、この数字をどう見るかということなんですが、１世帯当たりにしてみたら、大体１年間で１強なんですね。人数でいったら、１年間で２人に１人がやっているというところなんですね。

それで、今後、どうなるかということですが、これらの数が、コンビニ交付になってどれぐらい使われるのかということを聞きたい、どれぐらいと想定しているのかと。

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

先進地の自治体等の、しておりますと、大体鳥栖市と環境が似ている、大都市とかに勤務をされているようなの自治体を考えていきますと、大体３年から４年で20％程度コンビニ交付に移行しているっていうのがわかっております。

ですから、当然鳥栖市といたしましても、市外に勤務されている方が前回の国勢調査のとき40％程度というふうに数字が出ておりますので、その方たちに対してが使える、そういった部分の利用が見込めるのではないかというふうに考えております。

当然、鳥栖市内におられましても交付ができるわけですから、コンビニ交付は、大体、先ほど言いましたように３年で20から25％を目標に取り組んで行きたいというふうに考えています。

尼寺省悟委員

３年で20％と、だから住民票については6,000件ぐらいというふうになるんですが、ところが、実際問題として、今後市役所で住民票とか、戸籍とかそういったもの、マイナンバーを使用することによって減るわけでしょう。

要するに、要らんわけでしょう。マイナンバー、市役所の場合でいろんな手続があると。

例えば、下のほうで聞いたら、市営住宅に入る場合、あるいは保育所に入る場合、あるいは生活保護を受けるときに所得証明とか、住民票がいったと。これについて、部分的には、

今までも情報連携によって不要になったものがあったけれども、このマイナンバーを施行することによって、これらの分がかなり要らんようになると。

結果とするならば、先ほどあなたが20％と言われたけれども、20％も行かんでもっと不要なって減る、それがマイナンバーの一番のメリットと、だったでしょう。

だから､私は20％よりもっと減るんじゃなかろうかと思うんですけれども､いかがですか。

園木一博企画政策部長

今回、コンビニ交付の導入の、当然、大きな目標として２つございます。

１点は、当然、利用者の住民サービスの向上。利用としては、午前６時から午後11時半までということで、土日関係なくマイナンバーカードを持ってある方については、申請書等の記載もなく、交付端末の操作というのは当然伴いますけれども、それで気軽に、身近なコンビニで取得ができるということでのサービス向上というのが１点。

それと、コンビニで諸証明等を取得いただくことによって、窓口に来られる方の件数が減るということの、窓口事務の軽減と。当然、先進事例でいくと25％の取得者の方々がコンビニで証明書等を取得されるということは、来客のうちの25％の方の窓口の手続が、事務の軽減を図れるということで、目的としては、大きくこの２点を目的として掲げておるところでございます。

それで、当然、コンビニでの利用が推進できることによって、窓口の軽減に伴うことによって、最終的にはそこにかかるコストの縮減も出てくるということで、費用対効果になりますと、窓口事務にかかる事務量の部分の減額というのが一つあると。

それと、ランニングの部分で、今後大きく、私どもとして期待している部分については、Ｊ－ＬＩＳによるコンビニ交付のサーバー利用等々の負担金ということで、市の場合は年間300万円という負担額になっております。これは、従来の住基カードの時代で、なかなかコンビニ交付が、普及が進まなかったという実績から、この金額が変わってきておりません、導入時点から。

ただ、今後このコンビニ交付の取り組みに各自治体が参画をすることによって、当然割り勘効果が出てまいりますので、来年度以降この負担金の見直しというのもＪ－ＬＩＳのほうで検討いただけるものというふうに考えておりますので、そうなってきますと一部この分のコストも縮減できると。

そういったものも含めて、住民サービス向上と事務経費、窓口経費等の事務の効率化に資するという判断のもとで、今回導入をさせていただきたいということで御提案を差し上げているところでございます。

尼寺省悟委員

先ほど、いわゆる初期投資で2,080万円か。で、年間536万円要るわけよね。それだけ要るわけよね。

そして、このコンビニで交付を受けるためには、当然、個人番号を持たないとだめなんよね。で、個人番号を今取っている人は、この前の話でわずか５％と。

これが（発言する者あり）、ごめんなさい。共通番号たいね。いわゆるマイナンバーね。

５％って、これ、どれだけふえるかわからんけれども、ふえるかわからんけど、私は、そういったことを考えてみた場合、20％と言われたけれども、そうなることはないし、もっと、一番あなた方がメリット、メリットと言われたのは、今から先要りませんよと、住民票にしても、所得証明でも簡素になりますよと言って、それが、添付せんでいいのが一番のメリットなんだという言い方してきたわけでしょう。

そして今から先、さっきも言われたけれども、もっと事務がふえるわけよ。さっき条例に変更があったっちゅう形で。

これから先も、もっともっと市役所の事務の中で、そういった住民票とか、所得証明とかもう要らないでいいと言った数、減ってくるならば、わざわざコンビニ行って、そういうの取得しなくたってよくなるのが、もともとのマイナンバーカードのメリットだったわけでしょう。それをわざわざお金をかけて、何でコンビニでせないかんのかと。片方では利便性、利便性と言いながら、私はその辺がちょっと理解できんですけどね。

園木一博企画政策部長

御指摘のとおり、確かにマイナンバー制度の導入っていうのは、地方公共団体の事務で情報の共有という部分も確かにあります。

今回、条例等にも書いていますように、行政事務における添付書類の、例えば住民票添付をしなくていいような手続というのも、当然それもマイナンバー制度導入の大きな部分だと思っております。

ただ、どうしてもやはり民間取り引きも含めて、いろんな手続がございます。当然、民間でそういった添付書類の削減というところまで、まだ整理ができていないと。

実情として、民間取り引きによって発生する添付書類等というのはまだまだ残っていくというふうな認識をいたしておりまして、そういう意味では、市民の方の利便性向上という視点、特に今回導入を図りますコンビニ交付の場合、当然住民票、印鑑証明等については、例えば、勤務地の近くのコンビニですか、そういうところで取れますし、また今回、戸籍を新たに追加している分については、従前ですと、鳥栖に本籍があって東京でお勤めをされている方、どうしても戸籍謄本が要るといった場合は郵送請求をしたいというような煩雑な事務が必ず発生したんですけれども、当然、登録手続というのは必要なんですけれども、本籍地

が鳥栖の方で、鳥栖市がこのコンビニ交付の戸籍の事務を行うことによって、住民でない、例えば東京にお住まいの方で鳥栖の本籍の方がコンビニで戸籍謄本等の書類が取れるというようなことにもつながってまいりますので、そういった意味では、従前よりサービスが拡大しているという認識をいたしておりまして、そういった意味では住民サービスにつながっていくのかなというふうに考えているところです。

尼寺省悟委員

いろいろ言われたけど、それらの数は微々たる数であって、以前、住基カードのときだってコンビニでこういったことをやられたところもあったんよ。

でも、鳥栖やらなかったわけでしょうが、一番の理由は費用対効果という観点から見て、やっぱりいかんということで鳥栖市はコンビニ交付をしなかったわけでしょう。

園木一博企画政策部長

この、コンビニ交付の制度がスタートした際に、国の、総務省のモデル事業といって推奨を図られた時期もございます。その時期に、本市においても検討した経緯等がございます。

ただ、そのときに、このコンビニ交付分の事業を断念した理由として、一番大きな理由としては、カード作成費用、この負担が非常に大きいと。今回、マイナンバーについては、国の費用によってカード作成が行われますので、個人負担も、地方側の負担も現実的にはございません。

そういうことで、カードを普及させる費用についてはかからないということで、先ほど申し上げました、例えば25％の普及を目指すとしたときに、このカードの作成費用が莫大な経費になるということから、これは余りにも投資効果としては非常に低いと。投資額が大き過ぎるということで、その時点では断念した経緯がございます。

今回、新たに検討した中では、このマイナンバーカードの作成費用というのが国費で賄われますので、その分のコストがかからないということから、利便性向上と事務軽減等、費用対効果も含めて検討させていただいた中で、それと、一つは近隣の自治体の加入状況というのも１点要素としてはございましたけれども、そういったものも含めて、合わせ、今回の導入に当たっては、今、基幹系システムを共同利用しています１市４町で、共同でじゃスタートしようということで、そのことによって、当然、センター側のほうに国とやりとりするためのサーバーを置きますので、交換サーバーという形で置きますので、そういったものを共同利用することで、一定コスト縮減を図れるというような判断のもとで、今回導入の判断をさせていただいたというところでございます。

尼寺省悟委員

いろいろ言われたんですが、結果として３、４年後には20％が置き換わるんじゃなかろう

かと、現状においても、例えば住民票やったら１年間で一世帯に１人と。で、20％ということになれば、その何ですか、５年間で１人と、市民のね。

そういう人しかコンビニで利用しないと。コンビニは、中には十ぐらいあるかもしれんけど、本当に１つの店舗で１日１人あるか、ないか、その程度ぐらいだろうと思うんよね。

そういったところに、今の時点で、まだ普及も全然してない段階で、五百何十万円も出してやっていくと、世の中には今やらなくても後発で、状況を見て、例えば、個人番号カードがもっともっと普及した段階でやろうというところもあるはずであってね。

今、国がやれやれと言ったから、即やるというのはちょっとね、早過ぎると。もっとおそい段階でやってもかまわんと。

少なくとも、今個人番号カードが５％というレベルがもっと50％とか、そういった段階で始めたとしても十分私はいいんじゃなかろうかと思うけれども、その辺はいかがですか。

園木一博企画政策部長

当然、普及が先なのか、サービスが先なのかっていう議論は一点あろうかと思います。

ただ、国のほうでも推奨していますように、やはりカードを持つことによってサービスとして一番現実的に、現段階でですね、サービス提供として如実に効果があらわれるものとして推奨されているこのコンビニ交付ということで、全国的にも導入団体がふえてきている状況でございまして、将来的な見通しとしては、自治体の中で800団体ほどがコンビニ交付の導入、今検討中も含めて進められていると。

人口カバー率の相当のカバー率になってくるということと、現段階でも100団体、100自治体ほどがもう既に導入されておりますし、県内で申し上げますと佐賀市が本年１月からサービスをスタートとして、福岡市でも、もう既に随分前からスタートされておりますし、久留米市さんにおかれましては、今タイミングとしては、自動交付機の次回の更新時期に検討すべきだろうということで、そういったことで、恐らく自動交付機を導入されている団体が、今後更新時期にコンビニに切り替わっていくというような形になってくるものというふうな判断をしておりまして、決して早すぎるという考えは持っていませんという状況でございます。

尼寺省悟委員

今の部長の答えについては、ちょっと同意できないということを申し上げて、ちょっとこれ以上この話はしませんけど、資料がちょっと欲しいんですが。

これ、前もお尋ねしたことがあるけれども、条例改正によって幾つかの、新たな事業をマイナンバーによってできるという話があったけれども、市のいろんな手続の中で、手続というのは、例えば市営住宅の入居とか、保育所に入る場合とか、就学援助をもらう場合と、マ

イナンバー制度ができたことによって省略するもの、省略できるもの、例えば、市営住宅について言うならば、今でもマイナンバー施行の前には住民票とか所得証明書が要ったわけよね。

だから、マイナンバーが施行することによって、これが要らなくなったというのもある一方で、例えば、保育所入所とか生活保護については、市役所内の情報連携をすることによって、今までも要らなかったものが、ちょっとばらばらなんよね。

そういったことも合わせてみて、ちょっとその辺、マイナンバー施行することによって、市役所のいろんな手続が、どれがどの部分が、どの部分って恐らく、住民票とか戸籍とかその辺ぐらいと思うけれども、その辺の事例を、ちょっと資料として欲しいんですが。

園木一博企画政策部長

済みません、そこ、ちょっと時間をいただくことになろうかと思いますけれども、関連事務量が相当の事務量になります。

一応、窓口の手続事務を全て洗い出す必要が出てくると思います。（「今の分、あとで。ちょっとわかりずらいから、これとこれという形で」と呼ぶ者あり）で、ちょっとお時間をいただくということの前提であれば、資料の作成準備はさせていただきたいと思います。

古賀和仁委員長

委員会の後ということ、無理……。

園木一博企画政策部長

中身によると思いますので。

前回作成した経緯の資料があるということでございますので、中身を、御指摘内容等をちょっと確認をさせていただいて、それの洗い出し等々で資料提出が可能ということであれば、委員会中の提出も可能かと思っております。

古賀和仁委員長

尼寺委員、これは（「この件については以上です」と呼ぶ者あり）

いいですね、資料についての質疑はないですね。（「いいです。この件についてはいいです」と呼ぶ者あり）ほかに。

松隈清之委員

真逆の質問を。

もちろん、今指摘があったような、今後、いわゆる住民票とかっていう部分で、電子的な証明書で代替がきくということは多分想定はされとるし、そういうふうになるべきだとも思うんですが、言われるように当面、当面っつうのは多分10年ぐらいまではまだかかるのかなと思っとるんですね。

それで、今言われたその20％とか25％っていうのは先進事例ということがありましたけれども、恐らく、10年もすれば50％超えると思うんですよ。

そうじゃないと言う人もおるかもしれんですけど、それは減らないですよね。結局、今例えば、高齢者なんかで、使い方ようわからんとかって言われる方いらっしゃいますけど、今使える人が年とっても使えるわけですね。使い方わかるんですよ、いわゆるデジタル的な知識とかっていう部分は。

ですから、減ることないんで、いつまでこういう紙、ペーパーとしての証明書が要るかどうかわからんけれども、この交付率だとかっていう率は、コンビニがもう本庁を圧倒的に凌ぐと思うんですよ。

ただ、税情報、今予定にないですよね、現時点で。

だから、そこは、当面今のところは上げておられないんですけど、ここはちょっと協議をしていただいて、もちろんタイミングとか、誤解を招くっていう部分はあるかもしれないですけど、そこはやっているところもあるんですよね。

だから、そこは始まるまでもうちょっと時間があるんですけど、そこは今後検討されるのか、サービス開始後に検討するのかっていうのはどうなんすかね。

園木一博企画政策部長

今回の導入に当たりましては、一応１市４町で共同歩調で進めようということで、今後、新年度に入りましたらスケジュールも含めて１市４町での担当課長会議という連携会議を持っておりますので、その場でさまざまな協議をしてまいりたいと考えております。

その中で、まずはその税情報についての取り扱いを１市４町でどうしていこうかと。で、税情報については、確かに導入団体の半分ぐらいしか税情報を取り扱つかわない実情がございます。

それはどうしても、やはり、どう言いますか、手続をちゃんと確認していただかないと、確かに必要とされる証明書なのかっていうのが判断が非常にしづらい部分等もあって、その中でも、例えば所得証明ですとか、非常に一般的に利用されてわかりやすいものっていうのは、実際、手続的にコンビニ側に振っても問題ないのかっていうところを一度新年度に入って、１市４町でそこは協議をした上で、追加することによってのコストも含めて、そこは一度議論して、その導入時期に合わせて今回じゃどの分だけはやるという形にするのか、導入後の稼働状況を見て次回に追加するのか。

そういったものは、新年度入って、その協議会の中で検討させていただきたいなというふうに考えております。

松隈清之委員

じゃあ、御検討いただきたいと思います。

コンテンツが多くて困ることはないんですよね。もちろん、いわゆるどの税情報か、あるいは年度の誤解とかトラブルの可能性もあるけど、そこら辺はインターフェースで多分カバーできると思うんですよね。

要は、注意するようなインターフェースで、多分そこはカバーができると思うので、コンテンツを充実させないとカードの利用促進につながらないと思うので、そこはぜひお願いをしたいと思います。

一つは、このカードの今、交付までの時間が結構かかっているんですよね。申請してからカードを交付するまでの時間がかかっているんですよね。

恐らく、こういうサービスっていうのが、じゃ例えば、来年２月からやりますとか、今２カ月ぐらいでしたかね、予定されているのが。年度後半に予定されているんですけれども、平成28年度の後半にやります、スタートしましたと、告知をすると、そっから、ああ、便利やけんつくろうかということになると、今はとりあえずできたから申請しようかって、まあそこそこ来ているんですよね。来ているんですよ。

ただ、また、駆け込みじゃないですけど、そんならまた申請しようかっていうことになると、またそこから時間がかかって、実際サービスのスタートはしているけどカードは持ってない人というのがいる可能性があるので、こういうサービスについては、今言われた協議を早く進めていただいて、早い段階で告知をして、今のうちにカードつくっときませんかということがないと、せっかくサービスはスタートしているけど使える人は少ないということになりかねないので、そこはどういうふうにお考えでしょうか。

園木一博企画政策部長

現在、予算の中でお願いしている想定としては、来年の２月稼動という前提でおおむねのスケジュールを引かせていただいております。

おおむね10カ月で稼働可能だという判断もございまして。年度入りまして、いろんな議論をさせていただく中で、当然２月からサービスが稼働してもそういうサービスが、先ほど松隈委員おっしゃったような形になって、なかなかサービスが利用できないというのも問題であろうと思いますので、そこは、一定方向性とスケジュールとめどが明確に見えた段階で、できるだけ早い時期に、市報等も含めてサービスの御案内というような形は進めていきたいというふうに考えております。

松隈清之委員

今、予定されているサービスだけでもいいので、このマイナンバーカードの交付を受けるとこういうメリットありますよという告知をしていくことが普及につながるし、普及が広が

らないと、要は窓口の軽減につながんわけですよ。

それで、先ほど言ったように、市内に住んでいる人で、これ持ってたら絶対（「松隈委員」と呼ぶ者あり）

失礼。

先ほど指摘したように、カードを持っていれば鳥栖市役所に住民票とかの交付に来る人、鳥栖市民でもいなくなるんですよ、恐らく。面倒くさいので、時間帯にしてもね。だから、よそで働いている人とかではなく、もう持っている人はまずコンビニで取りますよ。

だから、より早く、窓口での業務を軽減しようと思うんであれば、そういうサービスができるという告知を早くして、早くカードつくってもらって、庁外でサービスを受けてもらうということがまず大事だと思うんですね。

その上でなんですけれども、これまで僕は情報化を推進する立場で質問をしてきているんだけれども、情報化は割と進んでいるんだけれども、それがいわゆる、先ほど言われた経費の削減とかコスト削減につながっているのかっていうのはちょっと微妙なところあるんすよね。情報化コストは積み上がっているんですよ、ずっと。実際、じゃあ今回、先ほど答弁もありましたように事務の軽減につながればということがある、ちょっと担当が別の部署なんですけどね。

まあ、企画政策部で構わないんだけれども、要は、コスト軽減につながってきたら、やっぱそこは、方向としては、窓口業務の再編だとかっていうことは想定をされとるんですかね。ちょっと答えにくい立場なのかもしれんけど。

園木一博企画政策部長

今回のコンビニ交付の事務の件に関してだけ、若干限定したような話になって申しわけないんですけれども、要は、マイナンバーカードの制度がスタートしたことによりまして、新たに市民課にこのマイナンバーのカード管理という事務が発生いたしております。

特に、転入とか転居される場合にはマイナンバーカードの、免許証と同じですけれども、異動手続をしたときにカード自体をお預かりして、裏書きで住所変更等の手続をやるというような作業等も出てまいりますし、新たに出生届け等が出れば、当然そこでマイナンバーの手続等が出てきますし、最終的にでき上がって、例えば、カード交付というのを受けられればそういった発行事務という、新たな事務も発生はしてまいります。

当然、そういったものも含めて事務量が若干、マイナンバー関連で増加する分については、このコンビニ交付によって証明発行の手続の減少分でカバーしたいと、さらにこれが普及されて委員おっしゃるように、もうほとんどの人が諸証明関係はコンビニで取られて、たまにしか住民票の証明発行等については、市役所の窓口へ来られる方が少ないということになれ

ば、当然、担当職員の配置等も含めて、適正人員配置という大きな視点がございますので、そこは人員削減も将来的にはつながることは可能だろうというふうに認識をしているところです。

松隈清之委員

今までも、いろんなシステムを入れることで事務が軽減されたと言われるんですけど、あんまりそのことで、結局１人分じゃないじゃないですか、事務っていっても。結局、0.1人分削減されましたとか、ね。

だから、結局１に満たなかったら人は切れんみたいな話になるわけで、なかなか、要は情報化コストはずっと上がり続けて、結局、恒常的にかかっとるんですよね、システム維持に関しても。だけども、実際当初言われたようなコスト削減効果が出ているのか非常に疑問なところがあるわけですよね。

ですから、今回一般質問でもさせていただいたけれども、今後の、全体の基幹系システムの見直し、あるいはこういったマイナンバーカードも含めて、本当にこう、情報化のコストをコスト削減効果が上回っていくんだっていうのを見せてもらわなければ、なかなか、要はマイナンバーを入れたけんマイナンバーの事務がふえてよけいコストがかかったということになると、それこそ、そこは単に住民サービスだけがもう結果的にね、目的になって、それはそれで重要なんだけれども。

うたい文句の一つにコスト削減もあるわけなので、そこはやっぱり、もちろん部署的には全般にわたるのかもしれんけど、情報化の担当部署として全庁的なコスト削減につながるような、それが証明できるような取り組みをお願いしたいと思います。

古賀和仁委員長

答弁はいいですね。

ほかに。

尼寺省悟委員

ちょっとほかの質問をする前に、ちょっともう一度、この関係で。

マイナンバーカードが、普及がふえるにつれて、先ほど市全体として、住民票が３万件とか言われたけれども、これはどれぐらい減るというふうに想定していますか。

園木一博企画政策部長

試算でありますけれども、例えば住民票、印鑑証明、戸籍等合わせますと、年間約６万5,000件強の証明発行等を行っております。

このうち、仮に25％まで普及したとした場合には約１万6,400件ほどがコンビニ等で取られますので、結果的にそういった（「質問はそうじゃない。発行枚数が、発行枚数がマイナンバ

ーカードが普及するにつれて年間６万5,000」と呼ぶ者あり）

尼寺省悟委員

ごめんなさい。

年間で、今、市が発行しているのが６万5,000件ぐらいでしょう。

マイナンバーカードが普及したらどれぐらいになるのかと。そういう想定はしとるんかと。

園木一博企画政策部長

それ、先ほどの質問にもちょっと関連しますけれども、行政手続の中で、今回マイナンバーによって証明書の添付が不要になった件数というのを、実際にはじいてみないとわからないという状況がございますので、資料提出の御請求をいただいておりますけれども、それと合わせたところでの件数報告にしかちょっとできないのかなというふうに考えております。

尼寺省悟委員

それで、何を言いたいのかというと、現在20％というのはコンビニで交付しているところが20％なんだというところね。

今、マイナンバーカード始まったばかりなんだから、20％あったとしても絶対数が私は減ってくると思うんですよ。交付の絶対数が。

だから、今は６万件の20％で１万2,000かもしれんけれども、６万件が３万件になって２割なら6,000件ぐらいになるわけでしょう。だから、たかだかそれぐらいになったものに対して年間で600万円も出すということについての費用対効果がどうなのかと、私はそういった点で問題があると、そういうふうに言っている。

いいです、この件は。

もうよか。次に。

古賀和仁委員長

答弁いいですね。（「いいです」と呼ぶ者あり）（「今のは」と呼ぶ者あり）

尼寺省悟委員

今のはいい。次の質問です。

５ページに、九州国際重粒子線がん治療センター施設整備補助金１億円、この件について質問します。

私としては、もともとこの支援については、市長さんはこんなふうに言っとるったいね、がん治療財団が10億円の借り入れを余儀なくされていると。「鳥栖ならでは」の25億円とあと４億5,000万円不足していると。あるいは、スムーズな立ち上げに寄与できるからと。要するに財政。支援したいというところでしたわけね。

それで、全体として、今まで鳥栖市の支援というのが、計画がされとったとするならば37

億1,000万円ぐらいになるったいね。25億円と一番最初の、平成20年９月の７億5,000万円と4.6億円。この12.1億円プラス25億円足して（「寄附が入っとるけんね、久光とか」と呼ぶ者あり）いやいや、だから鳥栖、鳥栖市全体でと、そういう意味でね。37.1億円になると。

一方、これ県が主導していると。県自体は恐らく28億円ぐらいかな。そういった意味で、私は鳥栖市の負担が余りにもひど過ぎると、鳥栖市の負担金が、ね。軽くせろというふうなことで、私どもこの４億5,000万円に対しては反対してきたけれども。

まず、一番聞きたいのは患者さんの数、全体と県と鳥栖市の患者さんの数について。（発言する者あり）

全体と県、佐賀県と鳥栖市。

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

２月末現在で、患者数全体が1,246名。うち、佐賀県が209名です。

古賀和仁委員長

あと、市。市もやったろう。

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

鳥栖市につきましては、今現在、治療費助成をお出しをしている方が、12月末現在で17名。

尼寺省悟委員

今、17名と言われたんですが、県議会での質疑の中で、ある年度は鳥栖市はたった１人だということもあったんですが、それはいいとして、いいとしてですよ、もともとこの鳥栖市の、県を上回る負担というのは、財団に対して財政的な支援をしたいというようなことがあったと思うけれども、現状において、現状というのはどの時点かというと、平成26年の２月の県議会の知事さんの答弁ばってんね、初期投資に必要な資金149億1,000万円が確保され、その後も資金調達が進んだことでサガハイマットの運営に必要な資金の手当ては十分にできていると、このようにおっしゃってる。十分、大丈夫だと言っとるわけ。これ平成26年の２月よ。今、平成28年だから。

この時点において、十分達成しとるなら何で鳥栖市がこれだけまたやらないかんのかと。今残ってるのが１億円と、ことしの１億円と来年の5,000万円ね。

もう要らんじゃないのかと、そういうふうなことにならないの。

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

知事の発言の中身は、鳥栖市が債務負担行為も含めて、お約束をしているというところも見込んだところでの御発言だと理解しております。

尼寺省悟委員

鳥栖市の１億5,000万円を見込んだとおりの状況だと（「４億5,000万」と呼ぶ者あり）４億

5,000万円ね。

それで、いつも私ども思うばってん、財団、ＳＰＣの今の財務状況、わからないったいね。恐らく、ＳＰＣに関しては、全くもってあそこは赤字でないしね。

だから、鳥栖市に対して財団がそんなこと言うぐらいならば、もうちょっと家賃をまけろと。同じだからね。そういったことをして、１億5,000万円ぐらいそれぐらいの金で私はできるし、そういったやりとりっちゅうのができないのかっちゅうことと、ＳＰＣ及び財団の、財務内容っちゅうか、その辺の関する資料をやっぱり出さないと、ちょっとわからないし。

あなたが言ったけれども、もともと想定として九電か、九電は、幾らやったかな。まだ、約束の金っていうのは出してないわけでしょう。あの39億5,000万円九電は出してないったい。そこに対して言うんであって、約束約束言うぐらいやったら九電、出してないけんそこに出させて、鳥栖市はそがん大丈夫やったらもう１億5,000万円はやめますと。

やっぱそれぐらい私は交渉すべきだと思うけれども、その２点ちょっと答えて。

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

財務内容につきましては、一応、財政援助団体ということで、市の監査のほうでも見ていただいております。で、財団につきましては、そういう資料を出していいのかっていうところも含めてちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

古賀和仁委員長

マイクをお願いします、尼寺委員。

尼寺省悟委員

４億5,000万円っていうのは補助金でしょう、ね。補助金ですよ。

ここに、鳥栖市の補助金交付規則っていうのがあるんです。補助金を出しているんだから、財団に対してこの補助金規則に規定されるわけでしょう。違いますか。

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

ですので、一応財団のほうにも確認をしまして。（発言する者あり）

尼寺省悟委員

確認するって、同和と一緒で確認する必要はないんよ。

ここに、第３条にね、知ってる、申請者は、補助金等交付申請書に次の各号を添える書類を載せて市長に提出しなければならんと。事業計画書またはこれに準ずるもの。収支予算書またはこれに準ずるもの。その他市長が必要と認める書類については出せと書いてある。だから、これら基づいて財団に対して出せと。

相談する必要はないでしょう、その言い方っていうのは、何か全日本同和会に対する言い方と全く同じで、ちょっと納得できん。（「同和じゃない、同和じゃない」と呼ぶ者あり）

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

出せるようにします。

尼寺省悟委員

それ、いつ出すんですか。

園木一博企画政策部長

資料提出については、当然、財務諸表等含めて提出の方向で、ただ、当然、公益財団法人の資料を議会の委員会に提出しますという御報告だけは、まずもって財団のほうにも私どもさせていただきたいと思っておりますので、その確認が取れ次第ということで、当然本委員会中に提出する方向で、準備をさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

尼寺省悟委員

それと、問題はＳＰＣですたいね。ＳＰＣについても同様な資料ちゅうか、財務内容っちゅうんかね。

いや、あそこがちゃんとうまくいってるならば、余裕があるならば、鳥栖市は出す必要もないし、幾ら知事が、鳥栖市の４億5,000万円は計画の中に入ってるんだ、入ってるんだと言ってね、片方では九電に対してあがんやっていると。

そういったことを見るとやっぱり、ＳＰＣとか財産のあれをね、こう見て、さらにそういうことならばもう出さんと、いうことだって私は言えるだろうと思う。そういった意味で言っとるんですが。

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

ＳＰＣの資料については、我々も把握できておりません。ですので、提出も不可能です。

尼寺省悟委員

ＳＰＣに関しては、固定資産税の20年間減免ということなんよね。その20年間も固定資産税を減免しているところに対して、財務内容について報告も出せないというのは、ちょっとこれは理解でけんけれども、その辺はどうなんかね。

園木一博企画政策部長

ＳＰＣに関しまして、目的会社ということで、要は建物を建ててそれの賃料を公益財団法人のサガハイマットから当然おいただきすると。

私どもとしては、サガハイマットに支援する形で、例えば固定資産税減免については、最終的にはＳＰＣに支払う借り上げ料を低額に抑えるための公益財団法人に対する財政支援という形になりますので、私どもとしては公益財団法人と財務状況等の資料提出もいただいて、当然補助団体ですから、そういう確認もできておりますし、ＳＰＣと公益財団法人との関係の中では、そこの施設を借りて運用されているという状況なので、議員御指摘の当然安い賃

料というのが一番助かるわけですけれども、基本的にはそこも目的会社でございますので、資産運用をやる目的会社でございますので、そこが赤字を出すようなことっていうのはあり得ないという状況になりますので、そこは、今後協議をしながら、御相談をさせていただきながらという形にはなりますけれども、当然私どもとしては、公益財団法人との財務状況等の確認等については、結果、資料提出はさせていただきますけれども、その先にあるＳＰＣの部分の財務状況というのは、あくまで民間の目的投資会社という形になりますので、そこまでは私どもも、財務状況まで資料としてお出しするのはちょっと厳しいのかなという判断をしています。

尼寺省悟委員

どうもそこが、納得できんちゃんね。そこのところがね。

役員は、ＳＰＣにしても財団にしてもまったく同じ、九電とか九電工とか、だから同じところがやっとって、だから、結果としていくら財団が赤字になろうとしてもＳＰＣは全く赤字にならない、そういった仕組みになっていると。

そこが、かなり余裕があるとするならば、そんだけ余裕あるんだから鳥栖市はこれだけ負担したんだからもうよかろうもんという話だってできるし、そのためには、やっぱりきちっとした形で、財務内容について公開してもらわんといかんと、そういうふうに思うんですけどね。（発言する者あり）

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

鳥栖市といたしまして、責任を持って果たすべき目標というような形で25億円の資金協力の目標額に近づけていくというようなことを目的としております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

そう言われたから言うけどね、もう１回言うけど市長は、何で新たな支援が必要かといったら、がん治療財団が15億円の借り入れを余儀なくされているから、あるいは、スムーズな立ち上げに寄与できるから、こういうふうに言っとるわけたい。

これが達成されとるならば、もう不必要だというふうにできんのかなあ、解釈が。（「休憩を」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

答弁もあると思いますけど、暫時休憩をいたします。

午後２時15分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後２時24分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

質疑を続行します。

松隈清之委員

委員会資料７ページの、鳥栖駅周辺まちづくり基本計画策定委託料3,100万円、これの内訳。どういう内容なのかを、資料もいただいているんですけど、ちょっとざくっとした感じになっているので、41ページか、検討委員会開催経費は割と内訳が載っているんですが、策定委託料ががつっと載っているだけなんで、詳細をお願いします。

藤川博一まちづくり推進課長

委託をする作業内容として、ちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

まず、委託料の作業としては、計画準備がございます。それと、駅周辺まちづくり基本計画の検討といったようなことで、41ページの資料でも載せておりますけれども、整備の方針、また導入施設の配置、規模、あと基本設計図、それとこの基本設計に基づく概算事業費を――現在も出しておりますが――これをもっと精度を上げると。

あと、事業手法とスケジュールなどを基本計画の中でまた検討するというのが一つベースとしてございます。

それと、導入施設の基本計画といたしましては、駅前の広場、これ東西でございます。あと、自由通路の撤去、それと新設する通路の位置など、概略、検討、希望幅員なども含めましてですね。

それと、橋上駅にするときの駅舎の一定の規模、あと内容についても考えていきたいなと思っています。あと、東西の駅広場の再整備ということも出てくることになれば、道路交差点などのまた検討も必要となってまいります。

それと、特に駅東側につきましては、駐車場についての検討がまた必要になると思います。

今のが今度の基本計画で柱となる作業内容になります。

あとは、私たちが佐賀県やＪＲ、等々関係機関と協議を行ってまいりますので、その際の支援、それと検討委員会の運営の補助、それと、成果物としての報告書の作成、こういったものが委託の内容となっております。

以上でございます。

松隈清之委員

当然、検討委員会も開催をされるんですよね。ですから、検討委員会の御意見を聞いた上で、じゃ具体的にどうなんだっていう作業も入ってくるとなると、検討委員会６回、今、先ほど予定をされとったんですけれども、検討委員会の議論が終わって具体的にじゃあ概算事業費の算出という流れになるんでしょうか、事業の年度としての流れとしては。

藤川博一まちづくり推進課長

本年度は、基本構想の策定っていったようなことで、方針を固めるというのが主でございました。そういったところで、検討委員会の御意見っていうものを、参酌したり、取り入れて行ったりということも多々できたと考えております。

ただ、今後基本計画となりますと、まず道路につきましては警察協議というものが必ず出てまいります。と、道路管理者との協議、あと鉄道施設につきましては、当然ＪＲ九州さんとの協議といったものが出てまいります。

これ、失礼な話になるかもわかりませんが、検討委員さん方の御意見よりもそちらのほうをやはり優先していく部分が出てくると思いますので、基本計画に移った段階では、検討委員会のほうには御報告といったような形、それと、その中でも検討委員さんからの御意見等をいただくことができれば、その後の関係者協議の中で生かしていくといったようなことで考えておりまして、検討委員会の御意見をベースに整備なり基本計画を固めていくといったような形にはならないのかなと考えております。

松隈清之委員

今年度は、先ほど言われたように、構想みたいな形、みたいじゃなく構想なんですけど、いろんな御意見は検討委員会の中でも出されているんですよね。

当然、ここにあるような、駅前広場とか自由通路、駅舎とかね、そういった道路も含めて御意見出ているんですけれども、そこは一定集約できて、今後具体的な関係者協議に入って概算事業費を出して行く中で、この検討委員会はその都度御意見を聞くというスタンスでいいですかね。

藤川博一まちづくり推進課長

基本構想で、検討委員の皆様方から御意見は十分出していただいて、今の方針をつくれたと思っております。

それで、そういった基本構想を、要は、検討委員会の御意見をベースに今度基本計画を練っていくということになりますんで、検討委員会の意見をないがしろにするということにはならないと思っております。で、そういったことから、開くだけとか、報告だけではないんですが、検討委員会のほうに基本構想でいただいた御意見をちゃんと我々が基本計画として

形にできているかどうかということの御確認という意味も含めて検討委員会のほうにはお願いをしていきたいなと考えております。

松隈清之委員

ということは、検討委員会の、６回の開催スケジュールっていうのは大体めどは立っているんですか。

藤川博一まちづくり推進課長

今回、本年度は６回の開催、約２カ月に一ぺん、多いときは、もう月２回ぐらいのペースであったときもございます。

来年度も基本計画の策定の中で、６回の検討委員会の開催を予定しておりますが、関係者協議のほうが、やはり先に来きますので、６回必ずできるかどうかっていうのはちょっと疑問なんですが、スケジュールまではまだ決まっておりません。

松隈清之委員

どっちかっていうと方向性の主導権を出す段階は、もう既に検討委員会にないということなんだろうと思うんですよね。

ということは、この3,100万円っていうのの大きな部分っていうのは、概算事業費を出すのがこの金額の根拠っていうか、そこが、一番金額的に多いと思っていいんですかね。委員会の補助なんていうのは多分そんな大きな事業ではないと思うんですね、こん中に含まれてる。

ですから、今後出てくるいろんな、広場、自由通路、橋上駅、道路、交差点等のいわゆる概算事業費を出すのにかかる金額がほぼほぼメーンだと思っていいんですか。この3,100万円の根拠なんですけどね。

藤川博一まちづくり推進課長

委員が御指摘のとおりでございます。

やはり、今回の基本計画で一番我々が注力していくのは、図面を起こすということでございますので、導入施設の配置と規模、検討した結果、数字的には概算事業費というものが出てまいると考えておりますので、そこの検証作業、また研究作業、こういったところが一番委託料の大部分をなす部分でございます。

松隈清之委員

もちろん、道路とか交差点も入っているんですけれども、一方では、長期未着手の都市計画道路の検討も平成28年度からされるということなんですよね。で、事前に検討委員会にも示されたやつっていうのは、基本的に都市計画道路全部入っているんですが、それが全て、比較の段階では予算も含めて概算事業費ということで比較をされとったんですけれども、それが全て事業になるのかどうかまだわからないじゃないですか。やわらかい表現をすると、

わからないじゃないですか。

そうなったときに、要は道路をじゃどう考えていくのかと、東西連携の道路をどう考えていくのかっていう検討は同時にされているわけですよね。で、今回の駅周辺の基本計画っていうのは、一応エリアっていうのはエリアで設定をされておるので、そこに該当しない部分の、いわゆる道路計画も当然入っているんですけど、そことの整合性っていうのはどう取っていかれるんですか。

藤川博一まちづくり推進課長

すいません、誤解を招かないように、まず言っておかなければいけないと今思いましたが、今回、鳥栖駅周辺まちづくり基本計画としてお願いしているものについては、先ほど言いましたように、いわゆる駅周辺にちょっと限定、駅周辺の整備に限定したものになります。

それで、基本構想の中で、いわゆる概算事業費の見込みとして230億円ということで御説明したうちの駅舎、自由通路部分として40億円という数字をお示ししておりますが、この40億円の部分にかかるものの基本計画でございます。

それで、委員が御指摘されました、３路線の久留米甘木線と飯田蔵上線、酒井西宿町線、これを中心とした都市計画道路の見直しは、別途建設課のほうでしていただくことになっておりまして、見直しの作業が終わったあとに、その中で概算事業費等も検討はされるんではないかと思っておりまして、今回の基本計画の中で、そういった都市計画道路の３本を中心とした部分の事業費算定までは見込んではないです。

松隈清之委員

いや、そうだと思ったので整合性がどうなのかっていうことなんですよね。

結局、検討委員さんっていうのは、一定の、橋上駅という方向性を出されましたけど、その前提っていうのは、以前示された４パターン、大きく３パターンの４パターンですよね。それも、それぞれ概算事業費を出されて、比較検討した上で、最も事業費と事業発現効果が高いということで、多分橋上駅を選択されているんですよね。だから、比較のベースっていうのはあるんですよね。

ただ、じゃあそれで進みますよと、そういう事業を選択して進みますよといったときに、道路はまだ別のところで今検討しますと、場合によっては道路計画が、場合によってはね、なくなるものもあるかもしれないですよね。そうすると、純粋に比較したその条件と変わるわけですよ。果たしてこれでいいのか。

そこで、さっき言う、その見直しの中でどういう、じゃあ代替案を出していくのか、東西連携の代替案を出していくのかっていうところが、要は、別の部署でやられて行きつつ、これはこれで進んで行く。

だから、もともとの出発点である東西連携の中で、どういう手法でやろうとするのか、それが鉄道高架であるのか橋上駅であるのかっていうもともとの目的からだんだんこう、乖離してしまうんじゃないかという心配があるんですよね。別立てでやられると。

そこに対する整合っていうのは、部として、部がちょっとまたがっちゃってることでもあるんで、どっかでもっと上の段階なのか、整合取っていかないかんと思うんですよね。

そこはどういうふうに考えられておるんですかね。

藤川博一まちづくり推進課長

委員から御指摘いただいたことについては、当然、部もまたがっております。で、今も基本構想を策定する中で、我々一定、いわゆる３本の都市計画道路につきましては、課題の抽出なども行ってきておりました。

それで、この分につきまして、今までも建設課とは情報共有もしてきておりましたんで、今後我々がやっていく基本計画の策定、それと建設課にやっていただく都市計画道路の見直し、再編、この作業につきましても、当然お互いの情報を共有しあって必要な打ち合わせ、場合によっては、お互いの委員会なり懇話会に出席するといったようなことも含めて連携はきちっと図っていきたいと考えております。

松隈清之委員

今回、事業手法の決定に当たっては、この検討委員会の答申というのが一つの大きな意味を持っとったと思うわけですよね。

その検討委員会が決定に至ったプロセス、前提っていうものが、仮に今後の道路の協議の中で覆ってくるとなると、じゃ検討委員さんどう思うのかなと。でも恐らく、道路の見直しは２年かかるので、多分平成29年度までかかるんですよね。でも検討委員会は恐らくもうその時点でないんですよ。

そうなると、要は、前提に基づいて判断をした検討委員会として、いやいやそんな話じゃなかったんじゃないのかということにはなり得んのか、あるいは、もうそういうことも含めて、検討委員会としては、何て言うのかな、執行部の道路に対する考え方も事前にわかった上でそういう判断をされているのか。どうなんでしょうかね。

藤川博一まちづくり推進課長

そもそも論と言いますか、さかのぼって基本構想を策定するにおいて、我々、鳥栖駅周辺まちづくり検討委員会を立ち上げて臨んでおります。

私たちとしては、今後の都市計画決定とか事業認可、そういったところを踏まえますと、当然、市の都市計画審議会との連携も必要だという認識を持っておりましたので、都市計画審議会にも参加されている学識経験者の方に、我々の駅周辺まちづくり検討委員会の御参加

をお願いしております。

それで、同じく、道路の今後設立されるであろう懇話会の中にも、できればその学識経験者の方を参加させていただけないだろうかと、というのも、本年度１年間基本構想策定の議論をずっと見てきていただいてますし、ほかの検討委員さんのお考えといったようなことも総括はされておりますので、そこが途切れないようなことでお願いできないだろうかというふうに建設課に頼んでいるところです。

松隈清之委員

現状でなかなか、まちづくり検討委員会の判断に至ったベースだとか、そこのじゃ前提が崩れたとしたらどうなるかっていうのは、あくまで仮定の話でしかないんですけど、当然、見直しに２年かけてやっていく中では、もうそれぞれ周辺の問題だとか、地域の皆さんの声とか、あるいは道路管理者の問題も当然出てくるとは思うんですけれども、出発点というのは非常に大事だと思うんですよね。何でそういう議論をしたのかっていうのは。

そういう、出発点の議論があった前提であの判断をしているということなので、そこはタイミングというか、どの道路から協議をされるのか、全体的に協議をされるのか、細かいことはわからないですけれども、このまちづくり周辺検討委員会の判断に至るベース、それと今後の議論の経過っていうのはちょっと注意をしていただかないと、そんなことだったんですかとなってはいかなと思うんですけど。

園木一博企画政策部長

今、いただきました御意見、まさにそういうことだろうという認識をいたしております。

所掌事務が部をまたがっているという現状もございまして、先ほど課長が申し上げましたように、検討委員会の議論がスタートする時点から産業経済部、特に建設課とは情報共有を図りながら、今後の道路ネットワークの検討課題等も、検討委員会での議論も踏まえて、情報交換をしてきたところでございます。

今後の進め方としましては、先ほど藤川課長申し上げましたように、道路の懇話会のメンバー構成の問題とか、御指摘ありましたように、検討委員会としては基本計画で一応終了を予定しておりますので、懇話会のほうが２年かかるというところの時間的な問題等もありますので、そこはできるだけ情報共有を図りながら、検討委員会でいただいた、特に構想をまとめていただいた考え方っていうのは、今後の道路の懇話会の中でも十分斟酌いただいて、検討していただきたいと。

合わせて、部がまたがる関係もありますので、庁内でそこはしっかり連携しながら、情報共有を図っていって方針決定に入っていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたしましてお答えとさせていただきます。

松隈清之委員

大きな、決断をされたんですよね。駅の整備手法ってこと、駅なのか、鉄道なのか、東西連携というくくりなのか。大きな決断をされて、それに大きく係わったのがこのまちづくり検討委員会ですよね、その判断に。

ですから、大きな決断に至るいろんな前提っていうのが崩れば、そもそものその決断に対しも揺らぎが出てくるということは御指摘をしておきます。

答弁は結構です。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

尼寺省悟委員

今の話の前半の部分についてもう少し聞きますけれども、関係者協議って言われたんですよね、だから、当然関係者協議に入るまでに、一応の素案ちゅうかたたき台っていうか、そういったものはつくり上げるわけですよね。

具体的に言ったら駅前広場とか駅舎とか、駅舎を残すか残さんとか、あるいは、橋上駅とか自由通路とか、取りつけ道路とかそういったものについて、少なくとも関係者協議に入るまでに一応のたたき台、素案ちゅうのはつくり上げるわけ。

それは、検討委員会といろいろこう、意見交換ちゅうか、あるいは向こうは向こうでまとめるだろうけん、そういったものを踏まえて、まずつくり上げていくということなわけね。

藤川博一まちづくり推進課長

お答えがずれてたら申しわけございません。

関係者協議をやりながら素案づくりをやっていくことになると思います。それで、一定絵になったところで、検討委員会のほうにお示しして、先ほど松隈委員にお答えしたように、基本構想の哲学といいますか、概念がちゃんと反映されているかというようなことを御確認いただいていくような段取りになるのではないかなと思っています。

園木一博企画政策部長

１点だけ補足させてもらいますと、当然、平面図に起こすに当たっては関係者協議が整はないことには、当然図面化っていうのは無理です。

駅舎の位置、それから規模等も含めて、当然そこは関係者協議の中でしっかり詰めていく必要がありますけれども、前段として検討委員会からいただくのは、例えば、駅舎としての機能的な部分で必要なもの。それとか、自由通路の、例えば考え方、駅前広場の考え方、そういったものは御意見として頂戴いたしますけれども、それを踏まえて関係機関協議をやりながら、具体的に可能性があるのはこういう形にしかなりませんね、というようなことを、

逆に今度検討委員会におろしながら、やりとりをしながら、さらに関係者協議を進めながら落としていった平面図の精度を上げていく。

それで、合意形成を図っていくというような作業になってくると思いますので、特に基本計画策定に当たっては、関係者協議の部分が、非常に要素としては大きくなってくるのかなというふうに考えているところです。

尼寺省悟委員

どうも、あんまり納得できんけど、少なくとも関係者協議に入るまでに市としてこういうふうにしたいと、ああしたいというふうな考え方は持ったんで、基本的には関係者の言うとおりだと、警察が言うとおり、ＪＲが言うとおりというふうになってしまわんのかなあ、難しと言ったら、ああそうですかという形で終わってしまって。

だから、私はその前に少なくとも、せっかく検討委員会があるんだから、検討委員会とか、市とかある程度煮詰めた形で、それを持っみて交渉ちゅうんかね、が、やっぱり本来の姿じゃないのかなと思うやけど、どうですか。

藤川博一まちづくり推進課長

外部に公表できるようなものではないですけど、当然たたき台風なものは準備して、関係者協議には臨むことにならんと協議になりませんので、そのようになると思っております。

尼寺省悟委員

そうあるべきだと思うんやけど、その場合に、ちょっとまた話突っ込んで、駅舎の問題ということで、特に柴田さん、非常に積極的な考え方を持っておられるわけよね。

あなた方は、まだ公的にはどうするかということについて発言はされてないけど、私が感ずるところでは柴田さんほどの積極的な考え方を持ってないように見受けられるけれども、その辺の調整したものはどうね、できるの。

簡単に言ってしまったら、だめよと言ってみたら、検討委員会の委員長さんどうなるかわからんし、その辺。

駅舎の保存、活用について、検討委員会の柴田さんは非常に積極的な考え方をあちこちで、あちこちの検討委員会とか、新聞紙上で表明されているけれども、執行部は、駅舎の保存、活用については、まだ公的には発表されてないけれども、私が見るところでは、余り委員長ほどのあれはないように見受けられるけれども、その辺の調整っちゅうのはどうなの。

藤川博一まちづくり推進課長

調整といいますか、今度の基本計画の中で、基本構想でも出てきたんですけど、やはり駅広場にゆとりがないであるとか、そういった御意見は多々ありました。

それで、バス停もやはり鉄道と結節機能をより高めていただきたいと。今、信号機も渡ら

にゃいかん、横断歩道もちょっと渡る必要があるということがございますんで、だから、そういったところで、当然、駅広場の規模というものを今度の基本計画の中で考えていくということを御説明したんですが、そのときに支障になるのか、ならないのかということを踏まえて私たちも今は存在している駅舎のことは徐々に考えていく必要があるんだと思っております。

尼寺省悟委員

最後にちょっと１つだけやけど、スケジュールとして関係者協議に入る、あるいは最終的にこれをまとめるのは、スケジュール的にいつぐらいっていうふうに考えているわけ。

藤川博一まちづくり推進課長

簡単に言えば、年度いっぱいということになると思います。(「最終結論が」と呼ぶ者あり)

基本計画の最終的な成果は、年度内に終えます。

園木一博企画政策部長

１点、補足させていただきますけれども、私どもの目標としては、平成28年度中基本計画策定ということで作業を進める予定にしています。

ただ、これ想定できない事案が幾つか、やっぱり考えられます。

例えば、ＪＲの駅舎の位置等を検討する際に、一定のＪＲ側での調査をしないと判断ができないというようなことになってきますと、その調査にかかる時間等が当然伴ってまいりますので、そういったことが出てきた場合、年度内に計画策定までこぎつけるかっていうと、完全に、間違いなくやれますというとこまでは担保できておりませんけれども、私どもの目標としては年度内に計画策定を終えたいと、そういったスケジュールで動きたいというふうに考えているところです。

下田　寛委員

今のところで、要は今年度までで計画を、基本計画つくって、そのあとに基本設計、実施計画っていうことになるんですよね。

今、尼寺委員が聞きたかったのはそういうところですかね。ですね。

それで、すいません、僕がお伺いしたいのが、これもちょっと今後の話になると思うんですけれども、目的自体が鳥栖駅周辺の利便性の向上と中心市街地の活性化ということなんですけれども、恐らく、市がやる、やれるところっていうのはハード面がほとんどではないかなと思うんですけれども、市街地の活性化、今回一般質問等でも出てましたけれども、人口がふえるのかとか、どこまで踏み込むのかっていうところが、イメージだけでもお伝えいただければと思うんですけれど。

藤川博一まちづくり推進課長

人口増とかそういった点については、今回基本構想でお示したゾーニングとして、駅東側の暫定利用の開発公社所有地であるとか、一部市有地もございますが、そういったところを居住エリアにできないかということでお示しをいたしております。

それで、今度の基本計画で、じゃあそういったところに踏み込めるのかといえば、ハード面で、委員おっしゃったようなハード面の基本計画が主になりますが、駅東側の部分についてもどういったエリア設定をやるかぐらいまでしか、多分できないのではないかと。

人口増、どんだけ見込むっていったようなことも、当然、目標として設定するのであれば、じゃ居住エリアどれくらい面積が必要であるとかいうのも出てくるんですが、まず、東西の駅前広場の整備がまずベースになってくると思っております。

下田　寛委員

そうですよね。それで、イメージとして、駅の商店街当たりを何かこう、活性化するっていうのを何となくイメージ湧くんですけれども、駅のあっち側も、反対側まで入るじゃないですか。

そこまで含めたというところが、なかなかイメージがしにくくて、その辺というのを、市として、その利便性の向上というのは恐らく橋上駅になるであろうっていう方向で図られるんだなっていうのはわかるんですけれども、この活性化というところがいまいちイメージが湧かなくて、この部分を、何かイメージがあったらお伝えいただきたいんですけど。

園木一博企画政策部長

東側につきましては、高架用地も含め、一部都市整備用地も含めて、ゾーニングとしては都市居住エリアというところで、面を描かせていただいております。

当然、西側東側含めて橋上駅化して自由通路をやりかえる際に、その広場の落とし方っていうのも出てきますので、東側ではその横にスポーツ交流エリアということでスタジアム、サンメッセ等の都市機能があると、その間を居住空間で埋めていきたいと、そこには生活支援サービス等の多機能的な機能まで利用できるような、わかりやすく言えば複合マンションみたいな形で誘致できればということで想定をいたしております。結果的にそこに、駅近で居住していただく人を誘導していこうと。

当然、そこは民間主導型の開発のやり方でお願いしたいというふうに考え方も持っておりますので、そこを含めて、じゃあどういう機能誘導を図って、民間誘導を図っていくかっていうところは、当然今後の整備の中で一定考え方をまとめていく必要があると思っていますし、もう一つは、今暫定利用で、サガン鳥栖の駐車場として利用している部分が非常に大きいものですから、ここを現実的に駐車場をどう整備していくのか。

駐車場の問題が一つ、一番大きなハードルだと私ども認識しておりますけれども、これを

日常的な駅利用者の駐車場に仮に限定するとしたときの、じゃ試合があったときの観客の駐車場機能をどうカバーリングしていくのか。

そういうのも含めたところで整理をする必要があると思ってますので、まずは、じゃどこに居住エリアとして提供する、駐車場はどこをじゃあ整備する。それで、民間開発を想定した場合にも、恐らく一度にぼんとマンションが、いきなりぽんぽんぽんと建つことはありえないと思ってますので、当然、年次的にどういう段階でどういうふうにじゃあ、考え方を整理していくのかっていうのは、東側については一番私どもとしても大きな課題整備の一つだという認識をしているところです。

結果的に、そこが民間主導型で、いろんな都市機能を持ったマンション等が建ってくることによって、居住エリアとして整備がされていくというような形に持っていきたいなというふうにイメージはしているところです。

下田　寛委員

わかりました。

あと、あっち側です。本鳥栖側、東側じゃなくて西側の市役所の通り、曽根崎のほうの、あそこ何通りってちょっとど忘れしちゃったんですけど。

あすこほうまで、一応範囲が含まれるわけで、でも、もうあそこなかなかいじりようがないと思うんですよね。飯田……、(「飯田蔵上線」と呼ぶ者あり）蔵上線。そこのところがどうなっていくのか。

まだ、これからの議論だっていうのはもちろんなんですけど、どうなるのかっていうのと、あとすいません、これ意見として最後に、鳥栖駅から降りて、フレスポがあって、中央公園があって、で、商店街があって、ここがもっと一体感のあるようなスペースにならないものかと、よく外から来れた方から言われます。

この辺も、ぜひ御検討いただきたいなと思いますんで、よろしくお願いします。

藤川博一まちづくり推進課長

後半部分のことにつきましては、大型商業施設と中央公園と商店街の回遊性の強化といったようなことで、歩行者を中心とした、その回遊空間の創出ということで、基本構想にも掲載をさせていただいておりますんで、検討していく材料の一つであります。

問題は前半部分なんですけれども、今回基本構想で将来やりたいというふうに掲載した施策であるという事業がですね、駅東の居住エリア、それと、東西の駅広場、自由通路、橋上駅を中心にした、そういった鉄道関係の整備、それと今、先ほど言いましては回遊空間の創出といったようなことで、それ以外の事業は今のところまだ入ってはおりません。

あくまで、区域設定したのが平成13年度の中心市街地活性化計画で設定された範囲を、駅

を中心とした市の中心部という認識のもとで今回の基本構想を策定しておりますので、本鳥栖の、言われた飯田蔵上線沿いについては今後の道路の見直しでどういった見直しがされるのかというようなことも影響は出てくるのかなと思いますけれども、今のところ、基本構想にはちょっとそういった部分に関しての事業は盛り込んでないというのが実情です。

下田　寛委員

すいません、最後に。

ハードの面に関しては、コンサルの方も入って、今ずっと協議が進んでいると思うんですけど、そこのソフトの部分は、恐らくっていうか、今後、もちろん検討をどんどんしていく部分になると思うんですが、ここの部分もぜひとも、もっと詰めていただきたいなと、すいません意見だけ言わせていただきます。

久保山博幸委員

基本設計の前の基本計画ですから、ここが一番重要なところだと思うんですよね。

全ての方向性がここで決まってしまうということで、もう基本設計はどちらかって、基本設計の段階に入れば、もうハード、ハードっていうか細かいところの寸法を決めていくっていうことになると思うですけれども、今の現駅舎ですよね。

私も現駅舎は残してほしいなという意見なんですけれども、これを残すか残さないかっていうのは、駅周辺を考えるとき、あるいはまちの活性化とかを考えるときに、私結構重要なところだと思うんですよね。

それで、まずこれをどう捉えるかでコンサルタントのほうも、やはり計画に大きなイメージとして、前提としてまちづくり、駅周辺の考え方としてこれ大きなポイントになってくると思うんですよね。

ですから、検討委員会も含めて、鳥栖市の姿勢としてこんななまちにしたいっていう、やはりそのビジョンがないとなかなかコンサルのほうも何か的を絞りにくいっていうか、その辺、検討委員会のあり方っていうかな、もう少しこう、積極的にって言ったらあれなんですけれども、何かを提案できるような、何かそういうふうな検討委員会でないと、やはりコンサルタントは第三者的な大きなところで見られるでしょうけれども、まちの方向性という面では、これはコンサルじゃなくって、鳥栖市として発信していかんばいかんかなと思うですけど、その当たりのお考えはいかがでしょう。

藤川博一まちづくり推進課長

駅舎を残すか、残さないかがまちづくりの方向性なのかどうか我々もちょっとわかりかねますけれども、現実的に、今の鳥栖駅の西側では、今の駅広場では、多分容量が足りていない可能性が高いです。

それで、今のところ現駅舎部分も除いて計画とか練るんじゃなくて、あの部分も含めてもいいからフリーハンドで、規模とか配置は考えてくれということで今のところは考えております。

最初から制限をかけて、無理な配置をやるのが是なのか非なのか、ちょっとよくわからない部分もありますんで、そこは今のところフリーハンドで検討はしてもらおうと考えています。

園木一博企画政策部長

１点、ちょっと補足させてもらいますけれども、今回の構想の中でも提示していますように、駅西側に対する駅西の広場に求められる機能と、その機能等を含めて現駅舎が、仮に残したところで充足できるのか、現駅舎を除けないとやはりその機能を十分果たすような駅前広場の構築ができないのか。こういった部分は、当然検証してみないとまだ何とも言えない状況であります。

それを一つ整理をすることによって、仮に現駅舎が、やはりそこに残すことは、仮に駅前広場の機能を十分確保しようとすると無理があるというようなことになったときに、じゃ現駅舎を現地に残さないで保存する方法として何があるのか、そういった段階的な議論になってくるのかなと。

まだ、方法としては幾つも想定されますけど、一番簡単な形でいけばデジタル保存で記録だけ残す。新しく橋上駅をつくるときに、現駅舎の意匠、要は格好を残す駅舎をつくる。また、その既存の駅舎を一部、使える材料を使って移築してどっかに違う物を建てる、いろんな方法論があろうかと思いますけれども、まず、残すか残さないかも含めて、今後の駅前広場の機能をどうするかっていう議論から入っていく必要があるのかなと思っていますので、正直言って、先ほど課長申しましたように、今の段階ではもう完全にフリーハンドで、どちらとも、私どももお答えを持っていませんというのが状況でございます。

松隈清之委員

今の、先ほどの保存のやりとりなんですけど、フリーハンドっていうのは基本的に残さないという考えですよね。

要は、全く考慮せずに絵を書いていくっちゅうことだから、それはもう残さないっていう前提なんですよ。で、今の答弁は、そこも検討せないかんみたいなことも答弁されるんだけれども、だったら先に、そのフリーハンドに入る前にね、まず駅舎どうするのかっていう判断をせないかんのですよ。

それで、じゃ例えば、その残し方として今の場所なのか、移築なのか、あるいは、全く新しくつくるんだけれども、デザインを前の、今建っている現駅舎のデザインを生かしたよう

なデザインにするとかね。

だから、まず、今の駅舎と新しい駅舎とのつながりを整理して、全くのフリーハンドっていうのは、もうつながりを全く今切っているんですよね。それはそれでも、僕は考え方だと思います、それが間違っているとも僕は言わんけれども、検討するっていうんであれば、まず、どうつなげるのか、もうつなげないのかっていう判断をせんといかんと思うんですよ。

その残し方、例えば、言われたよね、パーツで残すとか、もうそれこそ新しい駅舎に100分の１スケールの模型を置いて、ああ、これ前の駅舎ですよっと、偲んでくださいっていう形をするのか。

だからそこは、そういう答弁されるんだったら、一定その整理期間がいるわけだし、しないんだったらもうフリーハンドで進めばいいと思うわけですよ。

先ほどの、関係者と協議やるって言ったけれども、駅前広場とか、交差点とか、道路とか、駐車場とかっていうのの前に一番先に駅舎と自由通路が先に絶対決まるんですよね。これ決めんとあと決まらんちゃけん。だから、一番最初にやらないかんところですよね。

だから、その前段階に、要は、今の現駅舎と新駅舎との関係ちゅうか、係わりっていうか、を整理するんだったら、もう時間決めてやらないかんのやないですかね。（発言する者あり）

尼寺省悟委員

私の一般質問の答弁の中で、部長さんは、文化財保護審議会の議論の経過を見る中で、現駅舎の取り扱いについて必要な調査を含めて検討すると。文化財保護審議会の議論って言われたんやけれども。

実際問題、文化財保護審議会の中では、まだこの時点ではまだ議論も何もしてないっちゃんね、具体的にはね。ただ、議論をするのでその分の資料を出してくれという程度であって。そういった意味で、かなり文化財保護審議会の議論ってかなりおくれてしまっとると。

だからその辺の、教育委員会に言わないかんけれども、もう少し教育委員会と文化財審議会の中でもちょっと急いでしないとね、何かこう、見切り発車して、もう、うぅんってなってしまわないように、その辺は十分連絡をとって、やっぱりすべきだと。

そうしないで関係者協議の中に入ってしまったと。そして、だめだと言われるから残しませんというふうになることを私一番懸念しとるばってん。

藤川博一まちづくり推進課長

今、尼寺委員から御指摘いただいているのはそのとおりです。

ただ、現時点で、まだ鳥栖駅周辺整備について、鉄道施設に関してまだＪＲさんとのちゃんとした協定もできておりません。

要は、今の現駅舎、まだＪＲ九州さんの持ち物ですが、要るか要らんかっちゅう議論をま

だ我々でやれる段階でないっていうのが本当の話で、協定とか結ぶときにはどうするんだということは、当然公表せないかんし、外に対しても発信する必要がありますんで、それまでにはちゃんとやっていただくようにしていきます。

尼寺省悟委員

だから、何回も言うけれども、その文化財保護審議会の議論っちゅうか、それを待たないでっちゅうんか、待たないでどうのこうのするということはないわけでしょう。

答弁で言うたとおり、ちゃんと議論を踏まえた形で、ね。判断するというのは、もう当然のことだと思うけど、念のために聞きます。

藤川博一まちづくり推進課長

念のためお答えいたしますが、そのとおりです。

古賀和仁委員長

ほかに、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第３号　鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

古賀和仁委員長

次に、議案甲第３号　鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

青木博美情報管理課長

それでは、鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてということで、資料につきましては条例案参考資料を用いたい思いますので、12ページになります。

それでは、議案甲第３号　鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

これは、昨年12月議会で制定させていただきました条例の一部を改正して、取り扱い事務を追加するということでございます。

昨年12月議会の条例制定時に、６事務を取り扱い事務として設定させていただきました。そのときに、今後、条例化されていないために要綱等条例化の整理が必要な事務として、８事務を追加対象事務として御説明いたしておりましたが、その後条例化等の手続を進めていく中で、まず第１点が、対象事務についての申請件数等についてよく検討し、６事業事務として追加する必要があるかどうかを確認することという点と、当時、それぞれの事務が要綱とか規則でございましたので、それを条例化して、例規集に掲載するということで御説明しておりましたが、これ条例化しなくても要綱等をホームページ上で公開するというようなことで対応できないかというような２点の指摘がございまして、まず、６事業事務対象となっている事務それぞれに申請件数等を確認しまして、対象とする場合にはシステム改修など伴いますことから、申請件数が多かった中の３事務を今回６事業事務の追加対象事務といたしました。

それと、また要綱の公表方法につきましては、個人情報保護委員会に確認しましたところ、対象事務の根拠規定となる要綱がホームページ等に公表されておればよいというような回答がございましたので、該当事務を要綱のままホームページ上で公開することで対応することといたしました。

この経過から追加対象事務として、３点、在宅重度身体障害者等に対する日常生活用具の給付に関する事務と、経済的理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対する就学援助に関する事務、それと、鳥栖市立小学校及び中学校の特別支援学級等に就学する児童及び生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務、この３事務を今回対象事務として追加いたしたいということで掲げております。

以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

古賀和仁委員長

執行の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

１点だけ。

あんまり聞かんでもいいかと思うんですが、就学援助、もしくは特別支援教育就学奨励費に対して申請する人がマイナンバーを提供しないと。そのことによって、その人に対して不利益をこうむるといったことはないですね。その確認です。

青木博美情報管理課長

マイナンバーを用いないということでございましたら、必要な書面を別途準備していただくことにはなろうかと思います。

尼寺省悟委員

必要な書類が、例えば、このことによって住民票が添付しなくていいけれども、マイナンバーを提供しなかったら住民票を添付してくださいというふうなことはありうると。それだけであって、就学援助を受けさせないとか、特別支援奨励費を受けさせないということはありませんと、そういうことですね。

青木博美情報管理課長

おっしゃるとおりでございます。

古賀和仁委員長

ほかに、ありますか。

下田　寛委員

今後、まだまだこれに該当するものがふえるということも十分あり得るんでしょうか。

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

一応、事務上そうしました中で、6事業事務に該当する事務の部分を洗い出しをした中で、決定した分になります。

今後、例えば、新しく国のほうで、利用範囲が広がりましたとかいうふうな事務がふえてくると新たな事務が追加されるというのは考えられます。

古賀和仁委員長

ほかに、ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

古賀和仁委員長

以上で、企画政策部関係議案の質疑は終了しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務文教常任委員会は、これにて散会をいたします。

午後３時19分散会

平成28年３月17日（木）

1　出席委員氏名

委員長	古賀　和仁	委員	中村　直人
副委員長	下田　寛	〃	久保山　博幸
委員	小石　弘和	〃	松隈　清之
〃	尼寺　省悟		

2　欠席委員氏名

なし

3　委員会条例第19条による説明員氏名

教育長	天野　昌明
教育次長兼教育総務課長	江嵜　充伸
教育総務課総務係長	原　祥雄
学校教育課長	柴田　昌範
学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事兼学校給食センター所長	佐々木　英利
学校教育課長補佐兼学校給食センター係長	豊増　秀文
学校教育課主幹兼指導主事兼教育相談係長	中島　達也
学校教育課学校教育係長	有馬　秀雄
生涯学習課長	佐藤　敦美
生涯学習課生涯学習推進係長	高松　隆次
生涯学習課文化財係長	久山　高史
生涯学習課図書係長	栗山　英規

4　議会事務局職員氏名

議事調査係長　　江　下　　剛

5　審査日程

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

6　傍聴者

な　　し

7　その他

な　　し

午前９時58分開議

古賀和仁委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開きます。

本日は、教育委員会関係議案の審査を行います。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

教育委員会

議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算

古賀和仁委員長

教育委員会関係議案は、議案乙第９号の１議案でございます。

それでは、議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

柴田昌範学校教育課長

それでは、学校教育課から歳入について御説明いたします。

１ページをお開きください。

款13．分担金及び負担金、項２．負担金、目２．教育費負担金の節１．小学校費負担金及び節２．中学校費負担金につきましては、学校管理下における傷害保険である日本スポーツ振興センター負担金945円のうち、保護者に460円を御負担いただく分となっております。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

続いてその下、款14．使用料及び手数料、項１．使用料、目５．教育使用料、節１．社会教育使用料のうち、70万円につきましては勤労青少年ホームの使用料でございます。

江嵜充伸教育次長

続きまして、その次でございます。

款15．国庫支出金、項１．国庫負担金、目２．教育費国庫負担金、節１．中学校費国庫負担金につきましては、田代中学校普通教室棟の増築工事に係る国の負担金で、負担率は２分の１でございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

項２．国庫負担金、目４．教育費国庫補助金、節２．小学校費国庫補助金及び節３．中学校費国庫補助金の主なものは、特別支援就学奨励費補助金及び理科教育設備整備費補助金となっております。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

その下、節４．社会教育費国庫補助金のうち、一番上の埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、市内文化財の確認調査に伴う補助金として、国から事業費の２分の１の補助を受けるものでございます。

また、施設等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡、葛籠城跡地区の公有化事業に伴う補助金として、国から事業費の５分の４の補助を受けるものでございます。

その下、子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する補助金として、国から事業費の３分の１の補助を受けるものでございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、２ページ、款16．県支出金、項２．県補助金、目６．教育費県補助金、節１．教育総務費県補助金は、主にスクールカウンセラー事業に対する県から３分の１の補助を受けるものでございます。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

続いて、節４．社会教育費県補助金のうち、一番上の埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、市内文化財の確認調査に伴い県から事業費の18％の補助金を受けるものございます。

続いてその下、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する県から事業費の３分の１の補助を受けるものでございます。

その下、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金につきましては、放課後子ども教室推進事業について、それぞれ県から事業費の３分の２の補助を受けるものでございます。

次に、史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡、葛籠城跡地区の公有化事業に伴う補助金として県から補助を受けるものでございます。

江嵜充伸教育次長

続きまして、その下でございます。

款17．財産収入、項１．財産運用収入、目２．利子及び配当金、節１．利子及び配当金につきましては、本市の育英資金貸付基金の預金利子の今年度の見込み額を計上しております。

続きまして、その下でございます。

款18．寄附金、項１．寄附金、目２．教育費寄附金、節１．教育総務費寄附金につきましては、本市の育英資金貸付基金に対する寄附金で1,000円の頭出しでございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長

その下、款21．諸収入、項４．受託事業収入、目１．受託事業収入、節５．教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る経費を開発者から委託する経費として計上いたしております。

以上です。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、款21、項６．雑入、目４．雑入、節４雑入の主なものは、佐賀県立中原特別支援学校鳥栖田代分校の負担金となっております。

以上です。

江嵜充伸教育次長

それでは続きまして、３ページをお願いいたします。

款22．市債、項１．市債、目５．教育債、節１．小学校債及び節２．中学校債につきましては、それぞれの事業に伴うものでございます。内容につきましては、歳出で御説明をいたします。

以上で、歳入についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

４ページお願いいたします。

款10．教育費、項１．教育総務費、目１．教育委員会費の主なものについて申し上げます。

節１．報酬につきましては、教育委員４人分の報酬でございます。なお、新制度移行に伴いまして、現在、本市は経過措置期間中でございますが、10月１日より教育委員長と教育長が一本化され、新教育長となることにより、教育委員長職が廃止となることを考慮したところでの報酬額を計上させていただいております。

続きまして、目２．総務事務局費について申し上げます。

節２の給料から節４．共済費につきましては、教育長及び教育総務課職員５人、計６人分の人件費をお願いするものでございます。

節７．賃金につきましては、小・中学校の事務補助員12人及び用務員８人の計20人分の嘱託職員の賃金をお願いするものでございます。

飛びまして、節13．委託料につきましては、小・中学校施設の警備委託料及び中学校４校分の土日祝日、年末年始の日直代行委託料をお願いするものでございます。

節19．負担金、補助及び交付金につきましては、教育関係団体に対する負担金でございます。

節20．扶助費につきましては、交通遺児に対する手当といたしまして１人分を計上しております。

節28．繰出金につきましては、歳入で御説明いたしました、育英資金貸付基金の預金利子及び寄附金の基金への繰り出しでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、５ページをお開きください。

目３．学校教育事務局費、節１の報酬につきましては、いじめ問題対策委員会、それから通学区域審議会、就学時健康診断医師報酬などとなっております。

節２．給料から節４．共済費までは学校教育課職員７名分の人件費となっております。

節７．賃金につきましては、学校図書館事務補助員12名、嘱託指導主事３名、適応指導教室みらい指導員２名、教育相談指導員１名等の賃金となっております。

節８．報償費のうち、謝金につきましては、市内小・中学校へのスクールカウンセラーの配置に係る謝金のほか、いじめ問題対策委員会の委員、並びに就学指導相談会の相談員謝金等となっております。

節11．需用費の印刷製本費につきましては、教科「日本語」の教科書改訂に伴う印刷製本費代等となっております。

節13．委託料の主なものは、語学指導業務委託料といたしまして、外国語指導助手、いわゆるＡＬＴ５名を小学校の英語活動及び中学校の英語の授業で活用するために配置している民間への委託料となっております。このほか、教科「日本語」作成に伴う著作権使用許諾業務委託料も含んでおります。

節14．使用料及び賃借料につきましては、劇団四季の観劇に伴うバス借上料と、会場使用料等となっております。

節19．負担金、補助及び交付金のうち、スクールサポーター配置負担金につきましては、鳥栖中学校と鳥栖西中学校に配置されております、スクールサポーター２名のうち、１名分を市で負担するものでございます。

以上です。

江嵜充伸教育次長

次に、６ページをお願いいたします。

項２．小学校費、目１．学校施設管理費について申し上げます。

節２．給料から節４．共済費につきましては、学校用務員３人分の人件費をお願いするものでございます。

節11．需用費につきましては、学校施設の修繕料が主なものでございます。

節13．委託料のうち、１行目の調査設計委託料につきましては、建築または大規模改造工事実施後、20年を経過いたしました鳥栖北小学校、田代小学校、旭小学校、計３校の校舎の外壁調査に要する経費、また設計業務といたしまして、災害時の避難場としての機能を確保するため、鳥栖小学校、若葉小学校、旭小学校、３校の屋内運動場の照明器具やバスケットゴール等の落下防止を目的といたしました改修工事の設計業務及び鳥栖小学校屋外便所の改築工事の設計に要する経費をお願いするものでございます。

２行目の学校施設管理委託料につきましては、小学校８校の各種設備点検、樹木剪定等、施設管理に要する経費をお願いするものでございます。

節15．工事請負費のうち、１行目の営繕工事費につきましては、新たに特別支援学級となります教室の空調設備設置に要する経費、また田代小学校普通教室棟の教室内の黒板用照明が、調査の結果、照度不足となっていましたことから、照明器具交換に要する経費が主なものでございます。

２行目の、鳥栖市小学校屋外トイレにつきましては、老朽化が進み、また現在男女共用となっておりますことから改築に要する経費をお願いするものでございます。

節23．償還金、利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校新設に伴う都市再生機構の立替金の償還金でございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

目２．学校事務管理費について主なものを御説明いたします。

節１．報酬につきましては、校医15名、歯科校医12名、学校薬剤師８名の報酬となっております。

節７.賃金につきましては､主要事項説明書の44ページをごらんいただきたいと思います。

小学校特別支援学級生活補助員25名分の賃金となっております。

特別支援学級等に在籍し、１人で生活を送ることが困難な児童・生徒に対しまして、学校生活全般の補助、あるいは交流等で補助などを行うものとなっております。

節８．報償費につきましては、主に学校評議員８校に５名ずつ、40名を配置する分の謝金等となっております。

節11．需用費の主なものとしましては、３年生用の社会科副読本及び４年生社会科の副読本、それから学校の光熱水費等となっております。

節12の役務費につきましては、切手などの通信運搬費、手数料が主なものです。

続きまして、７ページをお開きください。

節13．委託料の主なものは、塵芥収集委託料及び開かれた学校づくり推進事業委託料、それから鳥栖小学校の高田、安楽寺の子供達のための学童輸送業務委託料。それから、心臓、目、耳鼻科、脊柱、腎臓、結核等の健康診断等の委託料となっております。

節14．使用料及び賃借料の主なものは、コピー機、それから児童用パソコンの借上料、国語、算数等のデジタル教科書ソフトウエア使用料が主なものとなっております。

節18．備品購入費は、児童用の机、いすの購入費、それから児童用図書、教科用備品が主なものでございます。

節19．負担金、補助及び交付金の主なものは、日本スポーツ振興センターへの負担金のほか、各種教育研究会への負担等となっております。

続きまして、８ページをお開きください。

教育振興費、節18．備品購入費は、小学校の教材、それから理科備品等の購入の費用でございます。

節20．扶助費につきましては、要保護、準用保護児童の学業品費や学校給食費の補助、また特別支援学級在籍児童への就学奨励費として家庭に支払われるものでございます。

目４の学校給食センター費、節２．給料から節４．共済費につきましては、センター職員11名分の人件費となっております。

節７．賃金につきましては、給食センター嘱託職員15名ほか、臨時職員等の賃金となっております。

節11．需用費につきましては、給食センターで使う消耗品費、燃料費、光熱水費が主なものとなっております。

節12．役務費の手数料につきましては、理化学等検査手数料や検便、ノロウイルス等の検査手数料が主なものとなっております。

節13．委託料につきましては、配送業務、あるいは米飯業務が主なものとなっております。

以上でございます。

江嵜充伸教育次長

続きまして、一番下でございます。

項３．中学校費、目１．学校施設管理費について申し上げます。

節２．給料から、ページをめくっていただきまして、節４．共済費につきましては、学校用務員１人分の人件費をお願いするものでございます。

節11．需用費につきましては、学校施設の修繕料が主なものでございます。

節13．委託料のうち、１行目の調査設計委託料につきましては、小学校費と同様、鳥栖西中学校の校舎の外壁調査に要する経費、また、設計業務といたしまして、これも小学校費同様、災害時の避難場としての機能を確保するため、基里中学校の屋内運動場内の照明器具やバスケットゴール等の落下防止を目的といたしました改修工事の設計に要する経費及び平成29年度に工事を予定しております、田代中学校屋内運動場大規模改造工事に伴います設計に要する経費をお願いするものでございます。

２行目の工事監理委託料につきましては、本年度工事を予定しております、田代中学校普通教室棟の大規模改造工事、並びに増築工事に伴います管理業務に要する経費をお願いするものでございます。

３行目の学校施設管理委託料につきましては、小学校費同様、中学校４校の各種設備点検、樹木剪定と施設管理に要する経費をお願いするものでございます。

節15．工事請負費のうち、１行目の営繕工事費につきましては、鳥栖中学校及び鳥栖西中学校、２校で、普通教室棟の教室内が調査の結果、照度不足となっておりましたことから、照明器具交換に要する経費及び基里中学校屋内運動場のステージわきの袖巻き交換に要する経費をお願いするものでございます。

また、田代中学校大規模改修事業につきましては、本年度は、普通教室棟の大規模改造工事、並びに増築工事に要する経費をお願いするものでございます。

なお、関係資料といたしまして、主要事項説明書の43ページのほうに小・中学校の屋内運動場の非構造部材改修事業分、45ページから47ページにかけまして、田代中学校大規模改修事業関係分についてお示しをしているところでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、目２．学校管理費、中学校分の主なものを御説明いたします。

節１．報酬につきましては、校医７名、歯科校医６名、学校薬剤師４名分でございます。

節７．賃金につきましては、中学校選択制弁当給食に係る栄養士嘱託職員１名分と、支援学級生活補助員６名分の賃金でございます。

特別支援学級生活補助員につきましては、さきほど、小学校で御説明しましたとおり、主要事項説明書44ページに記載しているとおりでございます。

節８．報償費は、各学校に５名ずつの学校評議員、合計20名分の謝金が主なものとなっております。

節11．需用費の主なものは、主要事項説明書48ページに記載しておりますけれども、４年に１度の中学校教科書改定に伴いまして、教師用の指導書を購入するための費用となってお

ります。そのほか、副読本としまして、中学校生活と進路、中学校体育実技、中学校献立表の印刷製本費、それから光熱水費等となっております。

節12．役務費につきましては、小学校と同じく、切手などの通信運搬費、手数料が主なものとなっております。

節13．委託料の中で主なものは、塵芥収集委託料、開かれた学校づくり推進事業委託料、それから給食業務委託料となっております。給食業務委託料につきましては、中学校選択制弁当給食に係る調理等の日米クックへの業務委託料となっております。

10ページをお開きください。

節14．使用料及び賃借料の主なものは、生徒用のパソコン借上料及びデジタル教科書ソフトウエア使用料でございます。

節18．備品購入費の主なものとしては、中学校生徒用の机、いすの購入費用、それから生徒用図書、一般備品購入費、それから楽器購入費が主なものとなっております。

節19．負担金、補助及び交付金の主なものとしましては、日本スポーツ振興センターへの負担金、あとは各種研究会への負担金となっております。

続に、11ページをお開きください。

目３．教育振興費、節18．備品購入費は、中学校の教材費、理科備品等の購入費。

節20．扶助費につきましては、要保護、準用保護生徒の学用品費や、中学校弁当の補助、中学校特別支援学級在籍生徒への就学奨励費として、各家庭に支払われるものでございます。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

続いてその下、目１．社会教育総務費の主なものについて御説明いたします。

節１．報酬につきましては、社会教育委員、青少年問題協議会委員、社会教育指導員の報酬でございます。

その下の、節２．給料から節４．共済費につきましては、図書館を除く生涯学習課職員12人の人件費でございます。

節７．賃金は、同和教育集会所に配置する事務員の賃金でございます。

節８．報償費につきましては、生涯学習講座などの講師謝金及び成人式記念品代などが主なものでございます。

続いて、次のページをお願いいたします。

節13.委託料につきましては、社会教育関係施設の管理委託料が主なものでございますが、そのほかにも、市内の小・中学生を対馬に派遣し、対馬での体験活動や交流、歴史を学ぶことで青少年の健全育成を図ることを目的とした、少年少女派遣事業委託料となっております。

続いて、節15．工事請負費につきましては、なかよし会営繕工事費となっておりまして、内容といたしまして、旭小学校なかよし会Ａクラスの空調設備が、今調子が悪い状況になっておりますので、こちらについての修繕工事費をお願いするものでございます。

続いて、節19．負担金、補助及び交付金のうち主なものといたしまして、下から４つ目、放課後児童健全育成事業補助金について御説明いたします。

主要事項説明書の49ページをお願いします。

本市においては、各小学校になかよし会、全部で16クラブ、それから旭小学校区に民設民営のアフタースクールあいあい、１クラブ、全部で17クラブがございます。それぞれを運営しております、鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会と社会福祉法人和貴福祉会に対し、運営費に対する補助金を交付するというものでございます。金額につきましては、資料のほうに掲載しているとおりでございます。

再び、資料のほうの12ページをお願いいたします。

目２．文化財保護費につきまして御説明いたします。

文化財保護費につきましては､勝尾城筑紫氏遺跡の保存整備事業が主なものでございます。国指定の史跡、勝尾城筑紫氏遺跡につきましては、平成24年度に策定いたしました、遺跡整備基本計画に基づいて、平成25年度から葛籠城跡地区の公有化事業を、また、翌平成26年度からは、葛籠城跡地区の整備に伴う発掘調査事業を国、県の補助事業を活用し現在進めているところでございます。

また、主要事項説明書の50ページのほうに、事業内容を掲載しておりますのでそちらのほうをお願いいたします。まず、葛籠城跡地区の史跡買い上げ事業。また、２つ目が、葛籠城跡地区の整備に伴う発掘調査事業。そして、保全管理及び保存整備委員会の開催等の経費となっております。

一番下のほうに、公有財産購入計画を年度ごとに記載しております。ごらんいただきますように、平成28年度は、３万4,545平方メートルの土地の公有化と、3,026本の立木購入を予定しております。

再び、資料のほうにお戻りいただきたいと思います。14ページでございます。

目３．図書館費の主なものについて御説明いたします。

節２．給料から節４．共済費につきましては、図書館職員５人分の人件費でございます。

節７．賃金につきましては、図書館司書などの嘱託職員10人と土日などに図書館業務に従事している臨時職員４人分の賃金でございます。

節11．需用費の主なものといたしましては、閲覧用の雑誌、新聞などの購入にかかる消耗品費、また電気料、上下水道料金の光熱水費となっております。

節13．委託料につきましては、施設の清掃、警備業務、空調設備などの保守点検など、施設管理業務委託料が主なものとなっております。

節14．使用料及び賃借料につきましては、図書館システム及び関連機器などの事務機器借上料、使用料と、書籍情報のデータベースである、図書館情報マークの使用料が主なものとなっております。

節18．備品購入費のうち、図書等購入費につきましては、書籍及びＤＶＤやＣＤなどの視聴覚資料などに係る購入費が主な経費となっております。

続いてその下、目４．埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内遺跡の確認調査及び試掘調査に係る経費となっております。

続いて、15ページになります。

目５．埋蔵文化財調査受託費につきましては、開発事業に伴う市内遺跡の本調査に係る経費を計上いたしております。なお、この経費は開発者から受託して行うものでございます。

最後に、目８．勤労青少年ホーム費の主なものにつきまして御説明いたします。

節７．賃金につきましては、勤労青少年ホームの嘱託職員１名の賃金でございます。

節８．報償費につきましては、勤労青少年ホームで開催いたします教養講座などに伴う講師謝金でございます。その他、施設の管理運営に係る経費をお願いしているものでございます。

以上です。

江嵜充伸教育次長

続きまして、最後でございますが、一番下の行でございます。

款11．災害復旧費、項３．教育施設災害復旧費、目１．単独災害復旧費でございます。

節15．工事請負費につきましては、災害復旧工事費として1,000円の頭出しでございます。

以上で、議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算の教育委員会事務局関係分の説明を終わらせていただきます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑を行います前に、改めてお願いをしておきます。質疑をする場合は挙手をもって、マイクのスイッチを必ず入れていただくようお願いします。終わったら切っていただくよう、よろしく願いしときます。

久保山博幸委員

ＰＴＡ補助費に関連して、(「ページを」と呼ぶ者あり）５ページ。

５ページの一番下の負担金、補助及び交付金の中の小中学校ＰＴＡ連合会補助金に関連し

てなんですが、学校規模によって、小規模校ですとＰＴＡ活動ですね。例をとると、ＰＴＡが発行する広報紙がありますけれども、やっぱり小規模校になるとどうしても運営上、本当はカラーで印刷したいけれども、カラー印刷する予算がないとかいって、仕方なく見えにくいその……、以前そういう話を聞いたことがあるんですが、その辺の実状ですよね。

どういうふうな状況なのかなっていうところを、わかる範囲で、何か情報をお聞かせいただければと思うんですが。

柴田昌範学校教育課長

各小・中学校のＰＴＡ会費につきましては、教育委員会が直接タッチしているところではないんですけれども、今、久保山議員さんがおっしゃったように、児童・生徒数が多いところにつきましては、それだけ児童・生徒数が多い関係で、例えば弥生が丘小学校が今回またＰＴＡ新聞が出ておりましたけれども、カラー刷りで８ページぐらいありました。そいったところで発行しやすい環境にあるのかなと。

一方で、基里中学校あたりは、児童・生徒数が百五十ぐらいしかおりませんので、普通の運営に関しては特段問題ないと思うんですけど、広報紙等発行する場合にはそういったカラー刷りの部数が少ない分になると、どうしてもコスト的に高くなってしまいますので困った面が出てくるのかなということは考えられるかと思います。

ここで載せております、ＰＴＡ連合会への補助金につきましては、鳥栖地区のＰＴＡ連合会の補助金でので、各単Ｐへの補助というのは、教育委員会からは特に行っておりません。

ですから、例えばＰＴＡ連合会からそういった学校に少し補助金をお渡しになるとか、その辺はまたＰＴＡ連合会での話になりますけれども、教育委員会からの補助金としては連合会への補助金という形で出していることになっております。

久保山博幸委員

わかりました。

それでもう１件、12ページの委託料の中の社会教育研修場管理委託料っていうのがあるんですが、これの具体的な使われ方っていうの、現状どういうふうな使われ方をしているんでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長

現在、社会教育研修場は河内町にございますけれども、非常に施設が老朽化しておりまして、その後、たび重なる台風や大雪のために、非常に床、あと天井とかで雨漏り等がしておりまして、現在宿泊についてはお断りをしている状況でございます。

ただ、いろんな形で休憩に使われたり、あるいはその周辺で、キャンプをしたりというときに緊急避難場所として使われる、あるいは炊事場、調理場、水回りを使っていただく、ト

イレとして使っていただくというような形で、今現在利用されております。

主に利用されている団体としては、青少年関係の活動をされている団体であったり、ある程度固定された方が御利用になっておりますけれども、今現在はそのような形で御利用いただいているという状況です。

委託料の内容も、御説明……。

久保山博幸委員

どういう使われ方、かなり、私も見て、随分傷んでいるなと、本当にこれ使われているのかなっていう印象があったもんですから、実際どういう使われ方をしているのかなというところをお尋ねしたかったんで。

結構です。

小石弘和委員

関連ですけど、年間どのくらいの、要するに使用されているんですか。回数、それから人数。

佐藤敦美生涯学習課長

申しわけございません。今、年間の利用人数、日数については手元に資料がございませんので、お答えすることができません。

後ほど、お答えしたいと思います。

古賀和仁委員長

いつまでに、委員会中に出ますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

松隈清之委員

せっかくなので、この社会教育研修場のもともとの設立されたときの目的。何のために、あの場所に、どういうことを想定して。

要は、行政施設なんで行政目的が、今例えば、もうお断りしている状態もあるっていうことですね、宿泊は。場所も場所なんでね、そういう状態で行政目的が果たされるのかっていうことと、その行政目的をいまだに維持する必要が現在あるのかっていうところをどう認識されているのかって思って。

佐藤敦美生涯学習課長

この、社会教育研修場の設置目的というのは、もともと、そういった青少年の野外活動、あるいは、いろんな社会教育関係団体というか、そういった団体が、いろんな活動に利用していただく場所として設置をしているものでございます。

ただ、非常に施設自体も老朽化しておりまして、その修繕等も必要な、最低限必要な修繕をこれまで行ってきておりましたが、２年ほど前から大きな台風が来たり、あるいは大雨、

それから大雪がありまして、傷みぐあいも非常に激しくなりました。

その状況の中で、それではその施設自体が今後どのような形で、鳥栖市として維持すべきなのか、それともその施設自体を、もうこの後廃止の方向にするのかということにつきまして、社会教育委員会の中でも、皆さんからの御意見をいただきながら施設を今後維持していくためにはかなりの経費が必要となりますので、現在のところ、これまで利用されてきて、今現在の利用状況も見ながら、宿泊っていうのが非常に少なくなってきている状況もありますので、かわりの代替施設としてどこかかわりの施設がないかというようなことも検討しながら、一定その施設の目的を果たしたのではないかということで、今後、維持、それから施設を修繕等で手を加えていくということについては、考えないという結論を出したところでございます。

ただ、まだ利用できる間については、利用していただくということで現在に至っておりますが、昨年ぐらいから傷み具合が本当に激しくて、利用をされた方に危険を及ぼす場所については、立ち入らないように注意をしていきながら利用していただいている状況ではございます。

以上です。

松隈清之委員

済みません、ちょっと長くて。

考えないっていうのは、何を考えないということなんですか、結局。今後、新たに更新しようとかっていう気はないということなんですかね。

佐藤敦美生涯学習課長

そのとおりでございます。

施設としての役割は一定終えたということで、今求められる施設に対するニーズについて違った形で答えられるような、例えばソフト事業とか、あるいは何か違った形を事業として考えていこうということで今しているところです。

松隈清之委員

違った形っていうのは、この施設を使ってということではなくて、この社会教育費として別の使い道だということだと思うんですけど、非常にこう、現在中途半端な位置づけにあるというふうな気がするんで、せっかくあるから使えるまで使おうという気もわからんではないんですけれども、一応、多分これのための条例もあるはずなんですよね。そういう施設をつくっとるってことは。行政目的が書かれてあるんですよね。

だから、行政目的について、もう一定果たされたという認識があるんであればそこは整理をしたほうがいいと思うし。そういう条例、市民から、そういう条例もある、そういう目的

でつくっているじゃないかと、今の状態じゃそれ果たせないじゃないかと言われると、ごもっともになっちゃうんですよ、きっと。

ですから、そうであれば、もちろんせっかく使えるからっていうのはわかるけれども、もう名前自体とか施設自体廃止して、じゃあ、借りたいところがあるんだったらそれは貸し出しをするっちゅうことは普通財産としてできることだから、そこは教育委員会の中で整理をされたほうがいいのかなっていう御意見を申し上げたいと思います。

小石弘和委員

私、さきほど使用の回数とか人数、これを要するにお聞きして、推移をちょっと確かめたかったんです。

今、松隈委員の言われたとおり、施設は必要ないと私は思うんですよ。危ないです、もう。目的とすればですよ。

これは、要するに青少年育成のための、私たちもあそこで何泊もした、子供たちを連れて行った経験がございます。今の施設を見てみると、修繕してでもその目的を果たそうとしたらちょっと無理じゃないかなと。

もう、こういうふうなことで、回数が少なければ、人数が少なければですね、いつの時点かで、もう結局、切るべきじゃないかなというふうに私は思っておりますので、ちょうど借り入れる人数とか回数を、要するに推移をちょっと聞きたかったなと思うわけでございます。

以上です。

古賀和仁委員長

答弁はいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

尼寺省悟委員

幾つか質問します。

一つは、この主要事項説明書の44ページに特別支援学級等生活指導員補助について記載がありますね。で、昨年に比べて３名増加と。

これはいいんですが、いろいろお話聞いてみると、３名で本当に大丈夫なのかと、３名だけでね。おそらく予算上の制約とかあったのではないかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

柴田昌範学校教育課長

特別支援学級生活補助員につきましては、一応３名増ということになりました。

教育委員会で来年度等の、平成28年度の子供の増加、学級数の増加等を見ていったときに、現在が234名ぐらい特別支援学級がいるんですけれども、来年度は282名ほどになるということで、学級数につきましても特別支援学級が60クラスぐらいになるというふうに予想されて、

さらに12学級ほどふえる見込みでございます。

この５年間で本当倍増近くなっておりまして、特別支援に関する、やはり施策というのが非常に重要になってきているという認識で、ここの補助員の算定につきましても、うちの中島指導主事あたりが来年度の子供の状況を見た上で、３名増というのが適当だろうということで予算要求をして、そのまま獲得することができたということで、一応この人数でいけるのではないかなと思っているところです。

子供の状況を見まして、ふやすべき学校にふやしているという状況で、また、４月に入ってみて、新１年生の状況とか子供の状況も変わってまいりますので、もし、これでは大変であると、学校の管理職あたりの対応でも難しいという場合につきましては、また学校の現場を見た上で、今後検討してまいりたいとは思っております。

また、特別支援教育につきましては、嘱託指導主事を来年度につきましては、特別支援担当ということで専門的な立場で１名置きまして、学校現場に直接的に見てまわり、指導するといったようなところで、特別支援に対する教育委員会としての立場をきちんとしていきたいと考えているとこでございます。

尼寺省悟委員

234人から282人に、48人か、234人から282人になると。で、クラスとしては12クラスふえるというふうに言われたわけですね。

それで、単純計算して、234人を28人と、282人の31人と、割り算したら、かなりどうなんかなっちゅう。

ちょっと計算、すぐできんけど。

かなり１人当たり、１人の先生が見るあれっちゅうのはふえているんじゃないかと思うんですけれどね。

柴田昌範学校教育課長

クラスが12クラスほどふえる予定でございますけど、その分につきましては県費職員がまた学級担任としてつくというところもありますし、単純に児童・生徒数に対しての補助員というよりは、その特別支援学級の中で非常に、やはり補助員がついとかないかんという子供たちが何人ぐらいいるかというところをもって補助員を配置しておりますので、一応、この数字でいけるんではないかなというところで配置しております。

尼寺省悟委員

この人数でいけるのではないかというお話だったんですね。それはそれで。

次の質問します。

なかよし会の件で、49ページに留守家庭児童等少年教室事業がありますね。補正予算の審

議のときに、質問は途中で終わっとるんですが、減額補正で2,000万円ぐらい補正予算でなったと。

そのことの一番の理由として指導員が確保できないという話があったですね。指導員を確保できなということで、そのために具体的なことを幾つか言われたんですが、ちょっともう少し、その辺ですね、そのときに指導員の賃金のアップを含めた形でも検討したいとかいう話もちょっとされたわけですが、今年度の予算の計上の中にそれ、少なくとも昨年度と同じ賃金ということで計算はされているわけですね。

その辺をまとめて聞きたいと思います。

佐藤敦美生涯学習課長

今回の運営補助金の内訳といたしまして、賃金の単価についても少し上がっております。

その理由は、待遇改善ではなく、あくまでも、この賃金の積算の根拠としてが、鳥栖市の臨時嘱託職員の賃金単価がベースになっておりますので、その単価が今回、来年度は上がる予定ということで、金額を上げているところです。ですので、人件費の待遇改善という形で、結果的には賃金単価が上がっているということになります。

以上です。（発言する者あり）

それから、指導員不足の確保といたしまして、幾つか、平成27年度からいろいろ対策を取っているところですが、まず１つ目が、現在の指導員が継続的に仕事に従事していただくことを目的として、まず指導員のいろんな負担を軽減していくと。中でも、事務的な負担が非常に大きいということで、その負担軽減を図っております。

続いて、２つ目が、どういった形で応募をしていくかということでございますが、これまで市報、あるいはホームページ、そしてハローワークなどで募集をかけておりましたが、それに加えて、ケーブルテレビで呼びかけをしたり、あるいは人づてに、いろんな形でお願いをしたりということもしており、また県のほうにお願いをいたしまして、県のほうがそういう指導員の確保につながるように説明会を実際に開いていただきまして、その中で、市としても参加し、説明を行い、実際に来年度の指導員として働いていただく方が数名、その説明会を通じてつながったという形になっております。

大体、主なものは、そういったことになりますが、まず、離職率が非常に高いという職場でもございますので、そういった、できるだけ離職にならないことでつなげていくと。で、新しい方を確保していくと。

それから、今検討しているところが、なかなか指導員の方たちがいろんな状況の中で、多様な働き方を求めていらっしゃいますので、そういった多様な働き方が可能な労働条件というか、そういうのも今後は検討していかなければならないというふうに考えております。

具体的に申し上げると、やはり短い時間で少ない日数、１週間当たりの日数が少なくても一定の収入が得られるというような、そういう仕組みもつくっていかなければならないのかなというふうに考えているところです。

以上です。

尼寺省悟委員

私はほら、補正で2,000万円も減額せんといかんような人員不足だと。これを対応するためには、本当に思い切った対策を取らないとやっぱり同じような結果になるんじゃなかろうかなっちゅう危惧があるんで、そういった意味で、やっぱり賃金のアップ、今そのためのあれじゃないと言われたんやけど、そのことを本当に考えてやるべき。

それともう一つ、一番私が気になるのは、ほとんどが女性でしょう。特に、やっぱ男性の指導員も必要だと思うんよ。ところが、言っちゃ悪いけど男性の指導員がここに就くような賃金じゃ決してないっちゃんね。そういった意味でも、男性ができるような賃金体系っていうのはやっぱりこれは確保すべきだなあというふうに思います。

次です。

次は、同和問題についてです。あんまりこの問題は、質問したくないんですが、計上されているので聞きますが。

まず、資料がほしいんですが、同和関係のいろんな予算が計上されて、ばらばらになっているんでまとめたものをですね。まとめたもの、一覧表がちょっとほしい。

この中に記載されてないものも恐らくあるのではないかなと思うんで、少なくと過去３年、いいですか。

それがほしいということ、これ委員会の終わるまでいいです。

それで、あと社会教育指導員が計上されているんですがね（「尼寺委員、ページ数を」と呼ぶ者あり）なに（「ページ数を」と呼ぶ者あり）これでいったら166ページ。こっちのほうで、これは持ってきてないんで。

社会教育指導員で……、（「11ページ。尼寺委員、11ページですね」と呼ぶ者あり）前からこの問題、質問しているんですけど、社会教育指導員の任期ですよね、任期。

社会教育指導員については、要綱の中で指導員の任期は１年とすると。再任は妨げないが、その通算年数は原則として３年を超えないということで、今、社会教育指導員３名おられると思うんですが、それぞれの現在の時点の任期、勤務年数を教えてください。

佐藤敦美生涯学習課長

現在、社会教育指導員３名おります。そのうちの１名につきましては、今月、平成27年度末で丸３年となります。また、もう１名が丸２年です。そして、最後の１名が３年と……、

３年と９カ月、年度末になります。

以上です。

尼寺省悟委員

さっきも言ったように、要綱の中では３年を超えないということなんですが、平成27年度末で３年、2.2年、3.9年ということで、この人たちが今年度も継続して雇用されると３年を超えてしまうと。

以前は、十数年勤めた方もいらしたわけですが、これどうするんですか、この要綱のとおりとするならば、少なくともこの２名については、やめていただくという形になるわけですけれども。そういった措置はとられないんですか。

佐藤敦美生涯学習課長

社会教育指導委員の設置要綱につきましては、議員がおっしゃるように、通算年数３年を超えないというのが、原則として３年を超えないという文言がございます。で、この文言とそれから、年齢が70歳未満の者の中から任命するという文言がございまして、この２つの制限条項につきまして、今回、設置要綱を見直しまして改正をすることといたしております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

改訂するということは、この人たちが３年を超えて勤務できるように改訂すると、そういうことですか。

具体的にどういう改定をするわけですか、しようと考えているんですか。

佐藤敦美生涯学習課長

まず、年齢制限の撤廃、それから通算年数、原則として３年を超えないということについても撤廃すると、再任を妨げないというもので今回改正を行う予定にしております。

なお、現在の方が引き続きということが前提ではございません。

今後とも、再任については、当然必要な方については再任にしていくということになるかと思います。

尼寺省悟委員

私は、それは改悪だと思うんですが。

ただ、少なくともまだ改訂されていないんだから現時点において、この２人については要綱に反しているわけよね。まだ改訂されていないんだから。

３年、平成27年度末で３年、3.9年と言われたわけよね。この２人については、この要綱に反しているわけよ、今の時点では。そうでしょう。３年を超えないと、ね。３年を超えているんだから。

だから、この要綱に違反しているわけでしょう。

佐藤敦美生涯学習課長

お１人の方が今月末をもって丸３年となりますので、現在その方についてはこの要綱に反しているとは考えておりませんが、お１人だけ３年９カ月を経過する方もいらっしゃいますので、その方について、原則として３年を超えないというところ整理をさせていただきたいというふうに考えております。

尼寺省悟委員

その件は納得できないですね。

３名おられる中で、２人は同和関係の、全日本同和会の会員だと、２人ついては。１人は市役所のＯＢだと聞いておるんですけれども、そういうことですか。

佐藤敦美生涯学習課長

そうでございます。

尼寺省悟委員

それで、私はこれも偏っていると、どうして社会教育指導員３名のうちで２名も同和関係者がいなければならない、これは前から言っているんやけどね。

そもそも、指導員というのはこの設置要綱によると、教育長の命を受け、社会教育主事の職務を補佐するほか、成人教育に関する指導助言、青少年教育に関す指導助言、学習相談指導助言、社会教育関係団体の指導育成と、４つの仕事を想定しているわけです。

にもかかわらず、同和関係の方が、成人教育とか、青少年教育とか、学習相談とかこんなことは、できるとはとうてい思えないし、だから、社会教育指導員の３名についても、やっぱり配置は考えないと。

やっぱり同和に対して特別な計らいをしているというふうに考えざるをえんですけどね。その辺の、見直してしますと、社会教育指導員３名については、同和関係者２名も必要ないと――私は１名も必要ないと思うんやけれども――その辺の見直す考え方はないんですか。

佐藤敦美生涯学習課長

現在のところ、議員がおっしゃるように１名を市役所のほうに配置し、２名を同和教育集会所のほうに指導員を配置しております。

その配置の人数、並びに同和関係者の方の２名については、現在のところ人数配置等も見直す予定はございません。

以上でございます。

尼寺省悟委員

どうも、今の答えもまったく納得ができなんですがね。

ちょっと質問変えますけれども、同和教育集会所ですよね。同和教育集会所、私、前から言っているんですが、この同和教育集会所の名称を変えるべきだというふうなことも言っておるんですが、同和教育集会所のこの要綱によると、社会教育……、うん、どこいったかい。

古賀和仁委員長

尼寺委員。質問もあると思いますけど、暫時休憩をいたします。

午前11時４分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時15分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

質疑を続行します。

尼寺省悟委員

この資料の12ページですね。

同和教育集会所管理委託料として100万2,000円か、計上されておるんですが、以前から私は、この同和集会所について公の施設でありながら、全日本同和会が事実上の事務所として使っているのではないのかというふうな疑念を持っておりましたけれども、どうですか。違いますか。

佐藤敦美生涯学習課長

そのようなことはございません。

尼寺省悟委員

そのようなことはないということなんですが、事実上あの部屋に３名いらっしゃいますけれども、３名とも全日本同和会の会員であって、あそこに行きますとそういったことをやっておられるということじゃないんですか。

佐藤敦美生涯学習課長

施設の職員と、それから社会教育指導員２名ですけれども、それぞれの業務をそれぞれの必要な任務を遂行していただいているものと思っております。

尼寺省悟委員

要するに、社会教育指導員２名の、２名の職場だということでいいわけですね。

佐藤敦美生涯学習課長

そうです。

尼寺省悟委員

そうしますと、この社会教育指導員２名の人が退職すると、退職するならば、事実上２人はあそこにいないということになって、撤去するということになるわけですね。

そうなってくると、全日本同和会の……、そういうことですよね。

この２人がやめるならば、当然あそこの職場から退去するということになるということでよろしいわけですね。

佐藤敦美生涯学習課長

社会教育指導員２名が、もし違う者がなった場合は、新たな指導員を配置するということになります。

尼寺省悟委員

だから、その場合は、別な人が配置されると。で、その人が同和会の委員であろうと、なかろうとそういうことなるということですね。

佐藤敦美生涯学習課長

そのように考えております。

尼寺省悟委員

いいです。

次の質問ですが、同和教育集会所の設置条例によると、市民の教育水準の向上と福祉の増進を図るために同和教育集会所を設置するというふうに書いてあるわけですね。

決して、この目的が同和関係だけではなくて、市民の教育の水準の向上と福祉の増進ということなわけよね。ところが、同和集会所というふうな形であるならば、同和に特化しとるというふうな形で、私を含めて市民の皆さん思うわけ。

だから、そういった意味で、私はこの同和教育集会所の同和は名称を変えるべきではないのかというふうに思いますけれども、いかがですか。

佐藤敦美生涯学習課長

これまでも、一般質問の御答弁でお答えしておりますように、現在、正式名称である鳥栖市同和教育集会所についての名称の変更は考えておりません。

尼寺省悟委員

平成27年度の同和教育集会所の、利用した人数は何名ですか。

佐藤敦美生涯学習課長

平成27年度、ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

平成27年度の、一般の利用申請をいただいておりまして、その申請書から拾った人数でのお答えとさせていただきたいと思いますが、一般の利用といたしまして54日の611名の利用者となっております。

それ以外に、市の主催事業でも利用いたしておりますので、そちらのほうが使用日数32日、551名の人数と。合計、合わせて86日の1,162人という状況でございます。

以上です。

尼寺省悟委員

最近はふえているということで、その前、ほとんどね、一般の人は利用していないと、１名とかゼロとかね。

それは何でかっていうと、やっぱ同和集会所ということだから、同和に特化しているというふうなことで市民の人たちが敬遠しとったと。そういう意味もあるんじゃないのかなと思う。そういった意味で、やはり私としては、公の施設だから、同和に特化するような集会所と、名前もやはりやめるべきだということは申し上げておきます。

次の質問です。

12ページに、文化財保護審議会委員の報酬ということで９万2,000円ありますけれども、この文化財保護審議会というのは、年間どれぐらい開催されおられますか。

久山高史生涯学習課文化財係長

年２回開催しております。

尼寺省悟委員

これ、私、一般質問でもお聞きしたんですけどね。

駅舎の問題について、保存、活用といったことで、資料の提出を求められたということなんですけれども、それ以降、その件に関して、駅舎の問題等について、文化財審議会の中で、議論とかいったものはなされましたか。

久山高史生涯学習課文化財係長

２月に審議会がございまして、そのときに、今後の調査に備えて生涯学習課のほうで資料調査するという指示を受けておりまして、文化財係のほうでインターネットとか、いろんな形で今調べておるところでございます。

それで、審議会といたしましては定期的に、委員の先生方見えられるは年２回ですので、そういった中で、今の段階では集まっているってことはございませんが、主要な地元の先生方とは、別の機会でいろいろとお話はさせていただいているところでございます。

尼寺省悟委員

きのうも、この委員会の中で駅舎の取り扱いについて、私質疑したわけですけれども、一

般質問で答弁あったように、文化財保護審議会の議論の経過を見る中で、駅舎の取り扱いについて必要な調査と検討をするということで、文化財保護審議会の議論ちゅうか、そういったものはけっして無視はしないというようなことだったんですが。だったんですが、駅舎のどうのこうのについては、少なくとも市としては１年、今年度中に結論を出したいというふうな意向のようなんですよ。今年度中。

だから、今年度中に結論を出したいということだから、やっぱり文化財保護審議会の審査が年間２回だけやったらちょっと大丈夫かなと。間に合うのかなという思いが、ちょっとするんで、その辺で市の動向と照らし合わせた形で遅れないように、きちっとした結論ちゅうか、出していただくように、私としては要望したいということです。

佐藤敦美生涯学習課長

審議会定例会として２回現在予定しておりますが、必要に応じて、その審議会の回数等も、今後、増会することも必要になってくるかと思いますので、そのあたりは今後、まちづくりのほうと調整しながら予算化に向けても働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

あと、この件に関してですけど、登録有形文化財というのがあって、鳥栖市と同じ時期につくられた、横田駅とか、そういったものについては登録有形文化財として登録されているということなんで、聞くところによると、鳥栖駅舎についても基準は満たしているというふうなことも聞いておるんですね。

そういった意味で、この登録有形文化財として登録するような考え方はあるのかと、その辺を聞きたいんですが。

久山高史生涯学習課文化財係長

登録有形文化財の文化財の制度には該当すると、私たち生涯学習課のほうでは考えております。

ただ、実際にそれを指定するに当たっては、指定というか登録ですが、国のほうの文化審議官のほうに上げるに当たっては、まず所有者の同意が要ること、あとその後どういう活用をするかっていった、明確な方針があること。

そういった、さまざまな課題が今後ついてくると思いますので、文化財としての価値を評価するにおいては、直ちに登録有形文化財の価値はあるとは申し上げましたが、実際にそういう指定登録のほうに持って行くについてはまだ課題があるということでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

松隈清之委員

直接的ではないのかもしれないですけど、９ページ。

９ページ、中学校費の給食業務委託料ございますよね、日米クックさん。中学校給食どうされる予定で、スケジュール的には予定どおりいっとりますでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

中学校給食についてでございますけれども、鳥栖市で平成17年に中学校の給食については選択制弁当給食ということで方針を決定いたしまして、平成20年の２月から民間委託の日米クックによる給食を提供しているところです。

長期契約については平成26年度末で終了いたしまして、平成26年４月から単年度契約によって契約を更新していると。また、一般質問等で、松隈議員さんからも指摘があった平成24年の２月に策定があっております、学校給食の基本理念、基本計画におきまして、完全給食というのがうたわれて、小学校給食センターの建設と並行して、現在の選択制弁当方式の整理を含めて検討するということで、早急な取り組みを進めるというふうな答弁を一般質問のほうでしているところです。

こういった経過から、平成27年につきましては、８年目を迎えた中学校給食、選択制弁当給食の検証を行いました。

昨年２月に、小学校５、６年生、そして中学校１年生に対してアンケート調査等を実施し、今年度に入りまして、各中学ＰＴＡとの協議等も重ねてまいりました。そして今年度、検証したんですけれども、アンケートの結果、保護者の８割前後については、完全給食の実施をよいというふうに評価する声もありました。一方で、児童・生徒につきましては、４割以下というふうな答えでした。

一方で、現在の選択制弁当について満足しているかどうかっていう調査につきましては、児童・生徒については９割程度が評価をしていると。いいと。保護者の７割もよいと評価しているという結果が出ました。

こういった経過をもとに、完全給食への移行がどうかという検討は出したところであります。教育委員会としては、完全給食に移行について検討したんですけれども、中学校校区のＰＴＡとの協議の中でも、メリットについても大分出ましたし、デメリットについてもいろいろ出ましたけれども、結果的に緊急性と必要性については、今のところ薄いのではないかと。多くの子供たちが満足している、保護者もかなりの数が評価しているという状況でしたので、一方で課題がいろいろ出てきました。

例えば、量が足りない子に対して補食を認めるかどうかと。そこも各中学校区ばらばらでしたので、補食については全中学校認めようという方向ですとか、あと課題として出てきたのが、準要保護の子供たちが、補償費が出るにもかかわらず60％程度しか注文していないと。そういったところで、きちんと準要保護費から出ますよといった周知徹底が必要ではないかといったたところで、その辺についても、今年度大分給食代に変えたりとか工夫をしているところです。

今後につきましては、今、四十数パーセントなんですね、注文率が。そこを半分まで持っていこうと、この２年間で。

今、1,000食補償でしておりますが、日米クックの給食提供量が1,200食ぐらいまでですので、50％を超えるところで、今後２年間で給食申し込み率を上げていって２年後にまた同じようにアンケートを取った上で、再び中学校給食の完全給食への移行が適当かどうかというところを審議していこうというふうに考えております。

この協議につきましては、今年度、定例教育委員会でも数回に渡りまして協議いたしましたし、市役所の中の政策調整会議等でも検討してまいったところでございます。

こういったところで、平成28年度につきましては、引き続き日米クックへの業務委託をいたしまして、中学校選択制弁当給食のよさあたりをアピールした上で、申し込み率を上げたいなというところで考えているところでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

松隈清之委員

そういう議論っていうのは、要は、中学校をセンターにするという結論を出す以前の話ですよね。すべきなのは、もう方針は出しておられるわけですよ。方針自体をね。

平成24年度のときに中学校も含めて、だって、あのときは、小学校だけを先行してセンターにするとかっていう議論じゃなくて、一番最初の議論は、小・中学校をセンター化として、南北でしたかね、に２カ所のセンターを設けると。

だから、小・中学校をもう完全給食にする方針は出されているんですよね。だから、もし日米クック、選択制弁当方式っていうものを評価して続けるとかっていう議論があるんだったら、そういう議論必要ないんですよ。そういう方針を出す必要がなかったですよ、端から小学校だけの議論をしとけばよかったんですよ。

既に、もう方針は出されているんですよね、小・中学校センター化するっていう方針は。何でそこから、またアンケート取って、やっぱ選択制弁当方式は評価できるよねっていう方向になっているのかが全く理解できないんですよね。

その都度その都度、じゃ方針出した後にアンケートなり取って、それも子供の意見を聞き

ゃあそれは好きなもん食いたいからね、親にこういう弁当にしてくれって言えばそういう弁当になるから、子供の意見を参考にしても、給食の目的っちゅうのは子供の好むものを食わせるのが目的ではないので、子供の意見がそんなにね。

そら、おいしくないっていう給食に対して配慮は必要かもしれんけど、好きなもん食べたいから給食はいやだというものをそんなに尊重すべきなのかどうかっていうのは疑問ですよね。

そもそも、既に方針は出されとるんですよ。小・中学校、完全給食でやると。

何でそこで、また見直して、アンケートって方針を変え、それ方針を変えているってことですよね。公式にはまだ、聞いたことはなかったけれども。いわゆる、次の中学校給食のための準備を今しないということだから。ということは、もう方針を転換したと理解していいんですかね、一度出されている方針を。

柴田昌範学校教育課長

教育委員会としては完全給食を目指すというところをおいております。

一方で、以前出された分が、２カ所給食センターをつくるっていうところから、そのときに中学校完全給食も視野に入れてというところは、確かにうたわれているんですけれども、最終的に１カ所の小学校給食センターが完成したといったところが一つありますし、一方で、また小学校給食センターをつくったときに、その決定のあり方についていろんな方々から保護者の意見を十分に聞かなかったのではないかといった御意見もありましたし、中学校給食についても、そのとき十分な議論がなされたわけではありませんので、保護者の意見も十分に聞いた上で完全給食にするべきかどうか、そのタイミングについて慎重に進めているという状態です。

ですから、方針を変更したのかというところにつきましては、完全給食は目指すけれども、その必要性の時期、緊急性、必要性、また児童・生徒だけではなくて、保護者の意見も聞きながら慎重に進めているというところで、来年度につきましても、４中学校区のＰＴＡとの協議も引き続き、今回出しましたアンケート結果、並びに今後の方針につきまして、保護者等への説明もしっかりしてまいりたいと考えているところです。

松隈清之委員

センター化はする、センター化っていうか完全給食をね、センターによって完全給食をするという方針は維持しているけれども、説明をしていくと。

この２年間は、選択制弁当方式の注文というか、を上げていくっていう話なんですけど、中学校なんですよ。３年したらいなくなるんですよね、どんな説明しとったって。

だから、今後２年間しよったら、今話をしている人なんかいなくなりますよ。だから、意

味がないんですよね、時間をかけた議論なんていうは。ずうっと説明しよっても、もう新しく入ってきた人はそんなの聞いてねぇぜっちゅう話になるわけだから。ずっと繰り返しですよ、そうすると。

じゃあ、日米クックは俺たちはいつまで仕事があるんだと。早く決めてもらわんことには次の展望も何もできんじゃないですかっちゅう話ですよね。施設があるわけだから。有効活用せないかんわけですよね民間企業としては。

だから、そこを踏まえると、きちっとスケジュール立てて進めていかないと、理解を得る努力はせないかんですよ、だから。進める以上は。ただ、ずっとお伺いを立てよったって、相手ずっと変わっていくわけだから、で、いなくなるんですよ、新しく入ってきた人にずっと続けていったところで終わらないからね。

だって、言ってすぐ、じゃ半年後にはできますみたいなもんじゃないわけだから、用地も今のところに増設できるのか、別に用地を探さないかんのかも含めて時間がかかるわけじゃないですか、決まったところでね。だから、決まったところで、そのとき話をした人たちは、もう３年生なんか多分食べられないですよね。恐らく、２年生ですら食べられるのが１学期あるかどうかぐらいだと思うんですよ、タイミング的には。

それ考えたら、きちっとスケジュール立てて進めていかないと、それが早い段階で保護者に、小学校４年生ぐらいが、うちぐらいから中学校は給食になっとるかなと、完全給食になっとるかなあっていうのがわかるぐらいじゃないと、話を聞いてても多分進まないですよ。という御意見をしておきます。

方針は変わってないということなんでぜひ進めていただきたいなと思います。

それでこれ、この件は結構ですが、次に、この資料でいうと44ページ、先ほどからもお話ありましたけれども、特別支援学級及び普通学級に生活指導補助員を配置すると。

今回ふえているんですよね、小学校、ちなみにこれ、資料では小学校22名となっていますけど25名の間違いですよね、25名の間違いですね。

ふえているんですが、特別支援学級っていうのはある程度事前に、どういうふうに受け入れるかっていうのを事前に決められるじゃないですか、まあ予定も立つんですよね。ただ、要は特別支援学級に、ここに及び普通学級っていうところに含まれるんですけれども、特別支援学級とまではいかないけれども、ちょっとグレーな感じの、手がかかる児童がおられるんですよね。御承知のように。

そこって、要は、この人数、そういう方々っていうのは、やっぱ結構手がかかるわけですよ。普通学級がゆえに普通学級の授業の進捗に影響を及ぼすんですよね。だから、そこっていうのは、この体制っていうのでカバーできるのかなと。

柴田昌範学校教育課長

普通学級に在籍する中で、非常に問題を抱えているお子さん等の対応につきましても対応できるようにということで、特別支援学級等生活補助員としているところです。

補助員さんにつきまして、やはり特別支援学級での指導というよりも、その子供たちが交流学級、普通学級に入ったときの支援を主にしていただいておりますので、そういた普通学級に在籍するお子さんで、非常に手がかかるといったところも含めて現場では対応できるようには考えております。

松隈清之委員

専ら特別支援学級におられると想定をしておるんですけれども、そういうわけではないですか。(「そうです」と呼ぶ者あり）ですよね。

そうすると、交流学級のときしか、普通学級のほうには行かないということですよね。通常の、普通に、交流学級じゃないときに、普通の学級の中で授業してても、やっぱりそういう、若干特別支援学級とまではいかんけれども、ちょっと手がかかるなという子がいるんですよね、御承知のように。

そういうケースでは、以前は、ティームティーチングとかで、今でもそうなのかもしれんけど、そこら辺は人数がふえてくるときに、多分、割合的でふえているっていうことは、グレーゾーンの子たちもふえているという想定をするんですよね。そのグレーゾーンに対してっていうのは、要は、数字に出てこないじゃないですか。

だからそこが、もちろん特別支援学級で特別な配慮が必要な子たちは当然わかるし、その配慮もせないかんのだけれども、普通学級っていう、いわゆる、その中で問題のある子も、ちょっと問題がある子もいればそうでない子もおるんですけど、授業の進捗とか、授業の環境っていうのが、要は、不安定になると学力低下するんですよ。授業進捗しないんで。ちょっと問題のある子が、暴れるとは言わんけれども、ちょっと歩き回ったりとか、授業を乱すようなことをするケースで、授業が進まないっていうケースがあるんですよ、現実的に。

そうなってくると、学力の低下につながっていく可能性があるわけですよ、落ちついて聞けないから、授業を。それは、先生のせいではなくて、教室の中にそういう子がいるときに、落ちついて授業が聞けなくて学力が低下する、伸びない、そういう問題が出てきたときに、要は、目に見える特別支援学級の子たちの人数だけで、こんだけ人数つけているから大丈夫ですよと言えるのか。そういう影響が出てきたときに、どういうふうにするのか。

出てこないように、どうしなきゃいけないのかっていう対応っていうのを考えられているのかなっていう質問なんですけど。

天野昌明教育長

御存じのように、文科省のほうでは約6.5％というふうに、前は6.3％って言ってました。非常にふえています。

鳥栖市も、直近の調査では、小学校が7.6％ぐらいいってますけど、中学校が３．幾らぐらいになってます。

そういうことで、確かに、グレーゾーンっていいますか、発達障害の子供たちが各学級の中にいるのはもう事実だし、非常にその子供たちが、今言われたように授業を妨害するじゃないですけれども、落ちついて学習する、勉強する環境を壊してしまうというようなことがあっているのは事実だと思っています。

それで、今言った生活補助員については、学級に行ってその生活補助員が指導することももちろんあるんですけれども、やっぱりそれだけでは足らない部分が多分にあります。事実です、それは。それで各学校、それぞれやっているのは、級外の先生であったりとか、それから加配の先生たちたくさんおられます。

例えば、鳥栖中にも不登校であったり、生徒指導であったり、たくさんの加配の教員がいますので、もちろんそういう先生方は、不登校の子供たちの対応なんかもしているんですけれども、学校で体制を組んでやっているっていうのが現実です。

だから、はっきり言って校長先生も教頭先生も、主幹の先生も指導教員もいろいろ今は、担任以外の先生がたくさんおられますので、そういう先生方が入って指導するというような形をやっています。

しかし、それで十分かというと、そうでない部分はあると思います。そういった面で、教育委員会としても今度入ります特化された嘱託指導主事の指導を受けながら、やっぱり各学校へ、そういったことでの指導をしていきたいというふうに思っています。

一番心配しているは今言われたように、そういった子供たちのことで授業が成立しなかったりとか、そのことによって、学力向上が妨げられているんじゃないかと、そういうことがないようにしっかり教育委員会でもその辺は見ていきたいと思っています。

以上です。

松隈清之委員

そういう、意図して統計を取らないとそういう数字って見えてこないですよね。単純に普通学級の、例えばこのクラスがいいとか、このクラスが悪いとかっていうに対する因果関係とか、相関関係とかっていうのは、そういう意図しないと見えてこないと思うんですよ、先生の指導力で片づけられるかもしれないし。

そういったところは、ただ、現場の先生が俺一番わかっていると思うんですよね、やっぱ授業がなかなか進められないっていうことは。

検証するっちゅうのは、ある意味、わかるまで放置するんですよね。

じゃあ、授業がなかなか進められずに学力が低下してしまう子供たちは実験台かっちゅう話になるわけですよ。そうなると。だから、現場のやっぱり声っていう部分で、いや本当今の体制でもう、いやもちろん可能な限りやってもらっているとは思うんですよ。ただ、それでも対応できないぐらい、ある部分の授業が進められないようなところがあるんであれば、それは早急に手を打たないと、検証した結果、やっぱ人が要りますねと。そこに１年、２年かかっとったらそれで、その後の人生が左右される子供がもしかしたら出てきたら、これは余りよろしくない。

もちろん学力が全てとは言わないけれども、大きな要素があるのも事実なので、そこは検証というよりも、もうリアルタイムにそういう声聞きながら、その対応っていうのはね。もう、今言われているように、可能な限り本来別の業務を持ってある先生がやっているわけですよね。だから、そうであれば、現実に即した対応っていうのを早期にしていかんと先生たちの頑張りだけで、頑張りますっていう気持ちは当然うれしいし、評価もしますけど、結果として、やっぱり対応できてない部分が出てきてしまってはいけないと思うんで、そこは教育長を初め、教育委員会のほうにお願いをしておきたいと思います。

それともう１点、よろしいですかね。

先ほどもありました、放課後児童クラブの件なんですけれども、もちろん人手不足だという、もちろんそもそもが、勤務時間が働きやすい時間帯ではないですよね。時間的にもそんなに、フルタイムというほどもないし、それだけの給料をもらえるような時間帯でもなかなかない、時間帯というか時間ではないですね。

そうなると、働く人っていうのが、パート感覚で働くような人だとするとパート感覚としては時間的にちょっと働きづらいなと。主婦とかそういう家庭を持っておられる方だとその時間あけるのはちょっとね、という時間でもあるので。なかなか見つからないのはそうなのかなっていうところもありますが、放課後児童クラブって、出発点は自然発生的に出てきたところありますけど、要は、言葉で言えば保育の延長じゃないですか。

もちろん、以前と比べれば今の放課後児童クラブは、利用料、発生していますけど、時間的にも保育所よりは短いとしても、利用料も含めて、要は報酬に転嫁できるぐらいに引き上げも考えないかんのやないかなっていう気もするんですよ、それは。

保育所なんかだと所得にもよりますけどね。自分のとき、３万円ぐらい払ってたんですよね、保育料、月。

そこまで、別に放課後児童クラブで取れとは言わんですけど、要は共働きだったら、払えるところは払って預けとるわけですよ。その延長で預けないかんとするならば、心配だから

預けないかんとするならば､所得に応じてそんだけの負担能力は本来あるはずなんですよね。丸々じゃないにしても、じゃ時間も半分だから、その半分ぐらいは負担してもらわないかんねと。

だから、そこは出発点がほとんどただみたいな状態で始まってるから、なかなかお金を取るっていうのに対する抵抗もあるし、今も、そんなに高い金額をいただいているわけではないけれども、そんだけの、要は、対価が必要なサービスになっているっていうのも現実だと思うんですよね。だってそれだけ人、集まらないんだから。

そんだけの人を集めて、受け入れようとするならば、そんだけの対価が必要なサービスだっていうところもやっぱり理解してもらわんと、結局、うちは払ってもいいっちゃけど、枠がないっちゃろうと。受け入れてもらえんちゃろうと。入れないんでしょうと。例えば、年度当初に、後からあいたから入るっていうケースもあるかもしれんけど。

受け入れられる環境っていうのはやっぱつくるべきだと、年度当初からね。人がいないから受け入れられないっていう環境ちゅうのはあんまよろしくないので、受け入れられる環境をつくるためにもコストと費用負担の見直しも含めてすべきなんではないかなと思うけれども、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長

今、なかよし会を運営しております放課後児童クラブ運営協議会のほうに運営が移行されたときに、利用料をいただくということが合わせ始まりました。で、現在その利用料の基本的な考え方といたしましては、運営費の半分を利用料で負担すると。で、残りの半分を公費で補助金としていただくという形で、事業費の負担割合を決定っていうか、確認をしているところです。で、最終的には、現在の人件費を単価で、ずっとこう、積算をして、最終的な事業費の中から半額分を利用料としていただくという形で料金設定を行っておりまして、その料金の設定及び決定につきましては、この運営協議会のほうで全て行っているところでございます。

おっしゃるように、事業費自体を、当然人件費を上げれば事業費自体が全体的にふえるという中で、当然、利用料の負担もその中で見直しを図っていく必要はあるかというふうに考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

理屈の上でいくと、人が集まっていないことの責任が運営協議会になるんですよね。運営協議会がやっているわけだから。

でも、現実、やっぱり運営協議会といえども、まあ市も入っとるんだけど、実質的に、や

っぱり市の関与が大きいわけじゃないですか。今、言われた人探しもやられているけど、だからその中で言うと、例えば運営協議会中で、もちろん運営協議会の方は御存じだろうけれども、そういう予算を当然、最初に組んでるんでね。人が集まってないと、金が余っとるということもわかっておられると思うんですよ。

これではちょっと集まりませんと、ですから、いろんな努力もするし働き方の選択肢もふやしていくんだけれども、じゃあ、報酬をもっと上げないといけないと。だから、半分はもちろん公費で見るんだけど、利用料はそうなるとちょっと上がりますよと、いう議論っていうのは教育委員会のほうからはされないんですかね。

佐藤敦美生涯学習課長

実は、今までも利用料の見直しというのは３回ほど行っております。で、その大きな理由といたしましては、やはり運営費の増額、中身はほぼ待遇改善をしながら事業費が増額する分を運営費の値上げ、それから補助金のその分の増額という形でこれまでも取り組んできたところでございます。

以上です。

松隈清之委員

ほかの制度とか、仕組みと比べると費用負担、御理解いただかないかん部分もあると思うけれども、わかりやすいちゃわかりやすいですよね、半分公費、半分は自己負担という形で。

もちろん今おられる方は、いや、うちは今入れてるけん別に、これ以上せんでいいよと言われるかもしれんけれども、やっぱ行政としては、そういうわけにもいかん、ある程度整備するという方針は出しておられるんで、そこに対しては今以上に教室数もふやす予定にされていますし、受け入れ人数ももっとふやすようにされているんで、それが対応可能な人員を集めるために必要な予算措置、協議会としてですね。するために、要は、今のままでは人が集まりませんという現実はやっぱり伝えないかんと思うわけですよ。

だから、その上で、再度の利用料の見直しも含めて、それが単純にね、報酬だけで片づく問題なら、そうするしかないと思うんですよ。

報酬以前に、別の問題があって人が来ないということであれば、そこは変えないかんのかもしれんけど、報酬で片がつくっとこであれば、そこはいろんな、周りの環境も含めて、それに見合う金額を設定したときに必要な利用料の値上げもやっぱ検討すべきだと思います。

御意見です。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

下田　寛委員

ちょっとお尋ねをしたいんですけれども、14ページの図書館費、図書館情報マーク使用料っていうのをもう一回教えてもらっていいですか。

佐藤敦美生涯学習課長

図書館情報マーク使用料につきましては、新たに図書資料を購入する際にいろんなデータを中に登録する必要がございまして、データとしてその情報をデータベースでいただくというもので、図書館情報マークの使用料を、こちらのほうをお支払しているというものでございます。

下田　寛委員

これは、全ての本が全部できているんですか。

栗山英規生涯学習課図書係長

図書館で購入する全ての新刊について、この情報マーク使用料で賄っているところでございます。

下田　寛委員

これちょっと、関連で聞いていいですかね。

図書館の本の盗難について、若干あると思うんですけど、特に私が聞いた分では歴史書とか、重要なやつが盗難に遭うケースがあると。

恐らく、鳥栖の図書館でも、意識して盗難したものかどうかは別としても、なくなっている本というのがあると思うんですけれども、その状況については把握されてらっしゃるでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長

図書館については、一応、不明本という形で今確認をしているものがございます。

これは、盗難かどうかっていうのははっきりわかりませんけれども、不明となった本の冊数について、実はこちらの、今回、平成28年度の当初予算のほうにも計上させていただいておりますが、無断持ち出し防止システムというの設置いたしております。

図書館の入り口に感知ゲートを設置して、無断持ち出しの防止を行うというものでございます。センサーが働くようになっております。

実は、この導入に対して、非常に、平成18年度に不明本が1,600冊という状況でございまして、それ以前の３年間、金額にして毎年200万円相当の被害が出ているという状況でございました。で、それを受けて、平成20年にそのシステムの導入を図っております。

それで、その後、盗難、盗難っていうか、不明本の冊数については直近の３年間は平均100冊強ということで、平成27年度、26年度、25年度については、前年度の不明本という形にはなりますけれども、随分不明本については少なくなったということで、一定の効果があると

いうふうには考えております。

また、不明本の種類としては、大人向けの小説や、あるいは旅行関係、雑誌類が多く、そのほかにも幼児、中高生向けの図書ということで、委員さんがおっしゃるように、郷土資料、高価な、そういった資料関係の図書については、今のところは１、２冊程度不明として取り扱いをしているような状況でございます。

一応、システムを導入した結果ですね、不明本の冊数としては非常に少なくなっていると。それでも、やっぱり年間100冊程度の不明本が出ているという状況です。

以上です。

下田　寛委員

不明本という取り扱いということなんですけど、これ盗難ですよ、盗難ですよね。要は、違いますかね。そう取り扱うべきではないのかと、まあ公の物ですから、貸した物が返ってこないわけですよね、恐らく。

そうであれば、ここはもう一歩、踏み込んだ対応というものは今は検討されてないんですかね。

松隈清之委員

ちょっと確認ですけど、不明本っていうのは、貸し出した人で返ってこなかった人の割合が多いんですか。それとも、いわゆる図書館の中で、本来あるべき物が調べてみたらないと、要は、恐らくは図書館の中から無断で持ち出された物が多いと。

俺は、無断で持ち出されているのが多いと思っているんだけど。

だって、貸した人は誰に貸したかわかっているわけだがら。弁償してもらうなり、返してもらうようにすればいいだけだから。

栗山英規生涯学習課図書係長

この不明本の冊数につきましては、貸し出し中の物は含まれておりません。

本来書架にあるべき本が、蔵書点検時に見つからなかった物、その冊数でございます。

下田　寛委員

ということは盗難でしょう。

盗難ですよね、違うんですか。

栗山英規生涯学習課図書係長

正直申し上げまして、盗難と考えられます。

本当に、ごく数点ですけれども、たまたま本棚の間とかに潜り込んだような本が、３年後にぱっと出てきたようなものもございますが、表現としては不明本としておりますけれども、現実のところ盗難と考えております。

下田　寛委員

そこに対して、今後さらなる強化策というのは、何か考えてあるんでしょうか。

栗山英規生涯学習課図書係長

導入前に比べて９割以上、盗難と考えられる本が減少いたしております。

現在でも毎年100冊程度、不明本、盗難と考えられる本が出てきておりますけれども、最終的には、正直申し上げまして、利用者の方の良心にかかっているところが多く、ゼロにするための取り組みを怠るわけではないですけれども、他市の公共図書館におきましても現実的にはこの程度の冊数は不明本、盗難本として出てきております。

松隈清之委員

一応、防犯装置、ついているわけですよね。

ＩＣタグか何かが反応して音が鳴るようなシステムなんでしょう。要は、そこから出ないで持ち出すっていうことなんですか、それは。

栗山英規生涯学習課図書係長

磁気感知っていう形をとっているんですが、蔵書全てにその磁気感知のテープを張っているわけではございません。

どうしても金属部分がありますので、児童書につきましては、もうハードカバーがある物しかできなかったりとか、雑誌についてはほとんどがソフトカバーですので、張れていないような状況でございます。

直近の傾向といたしまして、一般書とかよりも雑誌の不明本がふえてきておりますので、現在のところを試行的に雑誌の中でも、危なくないような形で中に埋め込むっていうような取り組みは行っているところでございます。

松隈清之委員

ある意味、盗られてもいいやつはもう仕方がないと、いうぐらいの気持ち、要は雑誌なんでそういうことでしょう。

要は、いつまでも保管しておくようなもんでもない、ある程度旬のあるやつで、いずれも図書館としても保管しておく必要ないなというような物に関してはしようがないなぐらいの感じと、別に、悪い意味じゃないですよ。

もう、そういうのもしようがないなと。それはそれで、一個一個それに対してテープを張るよりも､それはそれでしょうがないというふうに割り切っておられるんですかね｡本当に、本当悪い意味じゃなくて。

栗山英規生涯学習課図書係長

全ての資料にテープを張っているわけじゃないんですよね。

そのテープについても、やはり一点一点購入して、張っていくような形になりますので、雑誌につきましては、これまでほとんど行っていなかったんですけれども、特に盗難が目立つようなものにつきまして、重点的に今テープをつけているような形でございます。

それとあと、無断持ち出しにつきましては、ゲートをくぐらないとセンサーは反応いたしません。図書館の周りに窓とかも当然あるんですが、その窓からぽっと外に投げ捨てられて、それを持ち逃げするというような事例も実際ございました。

そういうことに関しましては、館内の巡回を強化したりっていうところで対応しているところでございます。

松隈清之委員

どこまでいっても、そういうことする人もおるかもしれんけれども、例えば防犯カメラとかね、そういうものの設置で、もしかしたらそういうことはばれるからやめようなと。中にいっぱいつけんでいいですよ。

例えば、外のそういう、持ち出せるようなところに、そのためだけではないけれども、防犯上ここもカバーできるよというような、防犯カメラを設置することでそういうのももしかしたら減るかもしれんし。頑張ってください。

古賀和仁委員長

ほかに、ありますか。

簡潔にお願いします。

下田　寛委員

すいません。

あと、勝尾城のことまた聞きたかったんですけれども、こちら、説明資料の中で、50ページか、観光資源としての整備というのはどういった観点で考えているのかっていうのをお伺いしたいんですけど。

久山高史生涯学習課文化財係長

まだ、整備途上ですので本格的な内容ではございませんが、来客の方が順次ふえているという状況で、看板の整備ですね。看板の整備、あと林道とかの、開通したことで、あそこの通りがかりに、ああここにお城跡があるんだなとわかるようなそういったもの、そういう形でまず少しずつつけていこうかなと思っております。

下田　寛委員

最終的なイメージをどう思ってらっしゃるのかっていうのを知りたいんですけれども、どれだけの観光資源として見込んでいるのか。

もうそろそろ、その辺も戦略を立てていったほうがいいんじゃないかなと思うんですけれ

ども、いかがですか。

久山高史生涯学習課文化財係長

平成24年度に基本整備計画を策定いたしまして、そこで議論になりましたが、もちろん観光が全てではございませんで、史跡のまず保存が第１弾でございますが、まずどういった活用があるかということについて、やはり大きく２つのやり方を今考えております。

一つは、まず短時間で見られような場所を設定すること。もう一つは、１日かけてゆっくりる歩き回れるようなものを整備すること。そういった場合で、今整備のほうに力を入れております、葛籠城跡地につきましては、比較的短時間で見れて、かつ戦国時代の砦の跡が体感できる場所というので、あそこを優先整備地区にした経緯がございます。

それ以外の、もう一つの時間をかけて見て回ろうっていうところは、やはり勝尾城の本城とか、谷間に点在する遺跡群、そういったものを時間をかけてガイドマップ等を見ながら歩いていただくと、そういったものの大きく２つに分けようと考えておりまして、最初に申し上げました葛籠城跡地区につきましては、整備が完了すれば約30分か40分で、短時間で見れることになりますので、以前から議論されておりますとおり、例えば吉野ヶ里遺跡に行ったら、ここを通過して九州国立博物館に行くとか、そういったものが今まで無駄になっておりまして、いろいろな観光会社から問い合わせをいただいているところですので、三、四十分のコースが鳥栖市内に設定できますという形で紹介して、広げて行こうと考えております。

以上です。

下田　寛委員

引き続き、その当たりお願いしたいと思います。

あと、日本語教育ともさらに絡んで行っていただきたいなと思っています。そこに関連してもう１問だけ、いいですか。

予算、委員会資料の５ページの需用費、印刷製本費、これ教科日本語ですけれども、済みません、これ内容が若干新しくなるんですかね。更新されるでしょうかね。

佐々木英利学校教育課参事兼課長補佐兼学校給食センター所長

まず、大きな改定の理由としましては、これまで著作権の関係で、ほかにお譲りする、市民の方にお譲りするっていうことができなかったんで、その著作権の部分を若干ゆるめてやっていきたいと。

それから、改訂の内容については、まだ、今年度導入して、実際に使ってみての反応とかもありますので、その中で改定が必要だったりとかするところについて、内容を改定していくと。今、議員のほうから言われました史跡等についても内容としては入っていくと、市内の文化的なものであったり、ぜひ子供たちに伝えたい内容については、今後改訂の中で入れ

ていきたいというふうに考えております。

以上です。

下田　寛委員

ちょっと最後、意見を申し上げたいんですけれども、東京の世田谷区なんか、あとほかの自治体、鳥栖が３自治体目ですけれども、新しい分野でもあるので、なかなか今、鳥栖市もいかに浸透していくかっていうところを頑張っているところなんですが、やっぱり執行部の体制が変わってくるとなかなか新しく、また１から始めたりとか、リーダーの意向があったりとか、そういったお話を聞いたりします。

私は、この日本語教育は、私個人はもっともっと広めていくべき内容だと思っておりますんで、そういった点で、特に生徒たちが、ああ、これ学んでよかったと言っていただけるものをどんどん進化していっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

佐藤敦美生涯学習課長

先ほど、休憩に入ります前に、小石議員のほうから御質問がありましたことについて御答弁をさせていただいてよろしいでしょうか。

古賀和仁委員長

はい。どうぞ。

佐藤敦美生涯学習課長

社会教育研修場につきまして、直近っていうか、数年間の利用状況、利用者数、利用日数について御報告をさせていただきたいと思います。本年度、平成27年度についてはまだ集計しておりませんので、平成24年度からでよろしいでしょうか。（「25年、26年でよかよ」と呼ぶ者あり）平成25年、26年度の利用者数でございます。

利用日数、平成25年度につきましては、利用日数22日、利用者数が490人でございます。平成26年度は、利用日数23日、利用者数が493人でございます。

なお、平成25年度は、そのうちの宿泊件数が６件ございましたが、平成26年度からは、宿泊についてはお断りをしているという状況でございます。

以上です。

小石弘和委員

利用者数、いろいろ日数等の御報告を受けました。

これ、社会研修場は、昭和43年に建築されておるわけでございまして、痛みが激しく、補

修するのにも大変な金額がかかると思われますし、殊、宿泊利用者はもう断らなくてはならないような状況になってきておりますし、市の方針も十分に果たしておられると私は考えられますので、この社会研修場は非常に安全性に乏しい、要するに、非常に危険な建物だと私は思っておりますので、維持管理するのも大変だというふうな形で、もう廃止の検討をすべきではないかと、委員会の中で私の意見として述べさせていただきます。

以上です。

古賀和仁委員長

答弁はいいですね。(「いいです」と呼ぶ者あり)

ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

古賀和仁委員長

以上で、教育委員会関係議案の質疑は終了しました。

なお、あすは午後１時半から委員会の予定となっておりますので、委員の皆様御参集よろしくお願いいたします。

本日の委員会はこれをもって散会をいたします。

午後０時17分散会

平成28年３月18日（金）

1　出席委員氏名

委員長	古賀　和仁	委員	中村　直人
副委員長	下田　寛	〃	久保山　博幸
委員	小石　弘和	〃	松隈　清之
〃	尼寺　省悟		

2　欠席委員氏名

なし

3　委員会条例第19条による説明員氏名

総務部長	野田　寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	古賀　達也
総務課長補佐兼庶務防災係長	古澤　哲也
財政課長	小柳　秀和
財政課財政係長	古賀　庸介
契約管財課長	三橋　和之
会計管理者兼出納室長	立石　利治
監査委員事務局長	古賀　和教
議会事務局長	緒方　心一
企画政策部長	園木　一博
企画政策部次長兼総合政策課長	松雪　努
まちづくり推進課長	藤川　博一
情報管理課長	青木　博美
教育長	天野　昌明
教育次長兼教育総務課長	江嵜　充伸
教育総務課総務係長	原　祥雄
学校教育課長	柴田　昌範

生　　涯　　学　　習　　課　　長　　佐　藤　　敦　美

4　議会事務局職員氏名

議事調査係長　　江　下　　剛

5　審査日程

議案審査

議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第２号　鳥栖市情報公開条例等の一部を改正する条例

議案甲第３号　鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第４号　鳥栖市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第12号　鳥栖市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について

〔総括、採決〕

報　告

組織・機構の見直し案について（総務部総務課）

〔報告、質疑〕

6　傍聴者

な　　し

7　その他

な　　し

午後１時27分開議

古賀和仁委員長

時間前でございますが、これより、本日の総務文教常任委員会を開きます。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

自由討議

古賀和仁委員長

これより委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて、議員間で協議したいことがございましたら発言をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ありませんので、自由討議を終わります。

執行部を入室させたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

午後１時27分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時37分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

審査の途中で、資料提出を求めていた分について、ただいまお手元のほうに配付をしております。

それぞれ担当課より簡単な説明を求めたいと思います。

まず、財政課より資料について説明をお願いいたします。

小柳秀和財政課長

財政課のほうは、ミニ競馬場に関する分と、公会計の分について２点、資料の提出をさせていただいております。

まず、ミニ場外施設の概要のほうと、２として競馬事業雑入の推移ということで表をつけさせていただいております。

ミニ場外施設につきましては、土地、建物共に佐賀県競馬組合の所有であるということを競馬組合のほうに確認をさせていただいております。

それで、競馬事業収入の積算根拠というところで、資料の提出をさせていただいておりますが、まず、前年度のミニ場外での売得金に対する金額に対して、平成４年度から平成19年度までは、１％の額を掛けまして、100万円未満の端数については切り捨てを行った額を雑入として受け入れております。で、平成20年度から業績の不振に伴うものということで、率のほうを１％を0.5％というふうに変更がございまして、あとは考え方が同じで、前年度売得金掛ける0.5％で、100万円未満を切り捨てるという形での算出になっているところでございます。

次に、公会計基準のモデルについての比較表という部分をつけさせていただいております。

まず、現在、総務省が示しているモデルにつきましては、左のほうから基準モデル、真ん中の総務省方式改訂モデルというものがございまして、基本的には、この２つをベースに多くの自治体が使っているというところでございます。別途、総務省が示した方式以外で、東京都方式というものもあるというふうに聞いておるところです。

それで、今回、統一的な基準になって、大きく変わる部分につきまして、下線を引いた部分が変更点ということでございます。鳥栖市は、総務省方式改訂モデル、真ん中の部分を使っておりまして、まず、財務書類の体系としましては、同じ４つのものになりますので、大きな変更はございません。

それで、台帳の整備の状況でございますが、総務省方式改訂モデルにつきましては、決算統計データを活用した部分での利用が可能ということでございますが、統一的な基準につきましては、貸借対照表を作成する時に、下のほうになりますが、取得価格等によりまして作成をしてくださいという要請になっております。

それで、複式簿記のところにいきますと、改訂モデルのほうは、決算統計のデータを活用するということになっておりますが、統一的な基準になりますと、会計処理の帳票データを複式の仕分けとして使いなさいというふうな変更点がございます。

それと、先ほど少し触れましたが、固定資産の評価基準につきましては、改訂モデルは決算統計を活用すると。で、統一的な基準につきましては、取得価格や再調達価格などを使って作成をしていくという部分になっております。

それで、次のページが、統一的な基準による地方公会計マニュアルの概要という部分で、マニュアル自体は二百数十ページのものになっておりますが、まず、大きく分けまして、財

務書類の作成要領と資産評価及び固定資産台帳の整備の手引き、連結財務書類作成の手引き、財務書類等活用の手引きという主なものに分かれております。

それで、詳細な部分につきましては、ちょっと例を挙げますと、２番目の資産評価及び固定資産台帳整備の手引きの部分によりますと、統一的な基準による資産の評価方法や、固定資産台帳の整備手順等の実質的な取り扱いを示すことによって、今ばらばらのモデルによって作成している部分を統一的な基準に持っていくというような内容でございます。

以上で、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

古賀和仁委員長

ただいまの説明に対して、何か質疑があればお受けをいたします。

松隈清之委員

この整備、平成27年１月ってなっているんですけど、これに基づいて、この財務省表がつくられるのは何年度分からつくられるんですか。

小柳秀和財政課長

平成27年度に、固定資産の台帳をつくりまして、平成28年度の決算のほうに反映をさせる……、すいません。

古賀庸介財政課財政係長

松隈議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、予算を計上させていただいている分については固定資産台帳の整備ということで、この部分についてを、平成28年度に平成27年度末の固定資産台帳の整理をさせていただいて、それが完成しまして、平成27年度末が完成しますので、平成29年度に、平成28年度の固定資産台帳の増加、減少分を把握しまして、全体的な財務諸表については、平成29年度に平成28年度分の整備をいたします。そっからが、新地方公会計制度で統一した基準での財務諸表ということで整備をさせていただきたいと思っております。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

次に、総合政策課より資料についての説明をお願いいたします。

松雪　努企画政策部次長兼総合政策課長

お手元のほうに、平成26事業年度　財務諸表等というものをお渡しをさせていただきます。いただいております。

めくっていただきまして、これが公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団の財務諸表となっております。

めくっていただきますと、事業年度の貸借対照表というものが出てまいりますけれども、ここでは、特に注意する事項といたしましては、下から４行目の長期未払金６億円がございます。これが、装置の支払いが残っている分でございまして、これはまた後ほど御説明をしたいと思っております。

めくっていただきますと、その続きでございますけれども、指定正味財産ということで、受取補助金というようなことで29億3,000万円ございますが、これが補助金の合計というようなことになっております。

次のページが、正味財産増減計算書ということで、こちらのほうにも受取補助金１億2,600万円ということが出てまいりますが、これがうちのほうの補助金もございまして、全体で経常収益という形では約23億円の収入ということになってまいります。で、下のほうで経常費用計ということで22億2,000万円というようなことで、めくっていただきまして、経常増減額ということで、一応平成26年度については7,360万円ほどの単年度黒字にはなっているというような状況でございますが、受取補助金、受取寄附金が５億円ございますので、この補助金、寄附金を除きますと赤字の状況というようなことがわかると思います。

めくっていただきますと、正味財産増減計算書内訳表の分の公益事業会計と法人会計に分けたものでございまして、公益事業と法人会計、法人を運営するための会計というの形で分けられたものの内訳書ということになっております。

めくっていただきますと、財務諸表に対する注記というようなものが出てまいりまして、ここに定期預金、それから積立金などがこちらのほうに明記をされているというようなことでございます。

もう一つめくっていただきまして右側ですけれども、右側のほうでは、これまでの補助金の状況、佐賀県、福岡県、鳥栖市、それから当期増加額では、答弁でも出てまいりましたけれども、佐賀県市町村振興協会、それから久留米市から1,000万円ずつ、計2,000万円の補助金をいただいていると、これが平成26年度ですね。平成26年度にいただいたというような状況でございます。

それで、もう一つめくっていただきますと、財産目録というものが出てまいりまして、それぞれ借入金の状況などがこちらのほうにお示しをされているというようなことでございます。

それで、最後のページでございますけれども、先ほどの長期未払金というようなことでは、重粒子線がん治療装置６億円が残っているというような状況でございまして、これが平成27、

28、29年の２億円ずつで返していく分で、この中に我々の鳥栖市の補助金が２億円ずつ返済しているうちの一部に充当されているというような状況でございます。

以上でございます。

古賀和仁委員長

ただいま説明に対して、何か質疑あればお受けしたいと思います。

尼寺省悟委員

ちょっと早く言われたんで、一番最後のところを、我々の補助金が何に該当、それをもう一回説明してくれんね。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

私たちは施設整備補助金ということで交付をしておりますので、この重粒子線がん治療装置の支払いの一部というような形で充当していただいているというようなことでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

今の説明、治療器具の支払いに使われているということだったんですが、この治療器具というのは、当初設定された器具とは違うんでしょう。新しく、今がんセンターが、いろんな形で拡大しているところに使われる想定のあれじゃないの、違うんですか。

松雪　努総務部次長兼総合政策課長

当初の装置です。当初の装置をですね、合計74億5,000万円あるんですけれども、それを分割でお支払いをされております。

以上でございます。

古賀和仁委員長

ほかに、ありますか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

次に、情報管理課より資料についての説明をお願いいたします。

青木博美情報管理課長

情報管理課ですけれども、マイナンバー制度導入による本市事務の住民票、所得証明等省略件数についてということで、Ａ３資料、２ページを添付させていただいております。

まず、マイナンバー制度導入によります、本市申請事務等に係る添付書類への関係につきましては、別紙の一覧表のとおり70事務となっております。

まず、住民票、所得証明等の添付事務につきましては、対象事務で鳥栖市が行っている事務につきましては、基本的に住民票情報事務に利用しておりますので、住民票の添付はもと

もとございません。で、その中で住民票添付が必要になっているものとしましては、県や年金機構等の事務を市で行っているものにつきまして、住民票等の提出をいただいているところでございます。

これは、市のほうで受け付けまして、県や年金機構等に添付資料として出す必要がございますから、提出をお願いいたしております。

また、別紙で書いていますが、１ページ目の21番の児童扶養手当支給事務のように、対象者が鳥栖市外におられる場合のように鳥栖市で住所要件が確認できない場合等には住民票の添付をお願いしているものがございます。

また、住民税課税状況、所得状況につきましても、申請書の提出時に本人の了解が得られましたら、税務課のほうの情報を参照しておりますことから、証明書の添付を省略しております。また、これも同じように、市外から転入者につきましては市のほうに所得情報がございませんので、この分については、前住所地の所得証明書を提出していただいております。

住民票、取得証明等の省略件数につきましては、関係各課調査いたしましたが、実際の支給件数については把握されておりますけれども、支給対象者、添付書類に必要な転入者等の対象者については把握されておりませんので、具体的な省略件数については把握できませんでした。

以上、御説明とさせていただきます。

古賀和仁委員長

ただいまの説明に対して、何か質疑があればお受けしたいと思います。

尼寺省悟委員

ちょっと今の説明、わからなかったんですが、例えば、この表の見方なんですが、10番に特別児童扶養手当関係事務とあって、50とあって、住民票から丸、丸、丸と、こうあるわけですね。で、この50というのは、昨年度、特別児童扶養手当関係事務で、対象件数50だから50人の人がこれを申請したと。で、その場合に、住民票と課税、所得状況が必要であったと。で、そして、結果として今度マイナンバー制度が出ることによって、この住民票の添付が省略されると、こういったやつを全部累計してみると、結果として一番最後のページにあるように住民票を省略できる数は247になったと。

要するに、マイナンバー制等によってみて、１年間で住民票の添付が247件省略できると。

それで、この前の説明では、住民票の発行枚数が約３万2,000枚ぐらいと言われとったけれども、結果として、そのうちで省略できたのは247ですよと、いう理解でいいんですかね。

青木博美情報管理課長

済みません。御説明が漏れておりましたが、今回マイナンバー導入によりまして、鳥栖市

の住民票を提出いただく分が247通でございます。

ですから、この中で、先ほど言われました10番ですけれども、これが数字としては、基本的に調査が平成25年に全体ヒアリングをしたものになっております。で、一部追加して平成26年度のものもございますけれども、これが特別児童扶養手当関係事務としては年間50件ということで、これがマイナンバー導入によりまして住民票の交付は減ると考えられる数でございます。

園木一博企画政策部長

すいません。資料のＡ３、見開きの分で申し上げます。

業務名のところで、青字で記載している部分が対象事務、特に県提出書類等になります。で、その分についてはマイナンバー制度導入によって省略になりますので、今後は住民票の添付が必要になりませんけれども、従前は県への提出、または年金機構等含めて、外の機関への、最終的に書類提出が必要な部分ということで従前から添付資料として必要な部分で、マイナンバー制度に伴って不要になる分で、合計が247件と。

それで、備考欄のほうに記載している青字につきましては、先ほど課長が説明しましたように、特別な要件で本市で住所、並びに所得の要件等が確認できない事案についてが、改めて書類を提出する分ですけれども、これについては、添付の件数等の把握ができておりませんので件数記載ができてないと。

ただし、児童手当等で申し上げますと、例えば子供さんが、市外の学校に通われていて、児童手当の受給対象児童としての証明として必要になるということで取られるということで、事務全体からいきますと一部の事務ということになろうかと思います。

総じて、今回のマイナンバー制度によって省略できる添付書類としての住民票等については、247件にプラスアルファということで御理解いただければよろしいかと思います。よろしくお願いします。

尼寺省悟委員

結局、例えば63番に市営住宅入居に関する事務ということで、30とあって丸とあるわけよね。

だから、昨年において30件、市営住宅関係で住民票を発行したと。で、今回そのマイナンバー制度によって、この発行がしなくていいということで、そういったもの全部トータルしたら247になったと。

つまり、今までうちの場合には、情報連携が非常に進んどったので、マイナンバーをつくる側としてもその効果はないと、247程度と。そういった意味では、一番最初に戻ってくると、簡素化されると、行政の手間が減るということに、この数からいくとね。だって、住民票を

三万幾らぐらいは発行しとる中の247が減るだけだから。

そういった意味では、マイナンバー制度がなったとしても、それほど簡素化にはつながっていないと、いう理解でよろしいんですかね。

園木一博企画政策部長

これはあくまで、本市に届け出をいただいた方の添付書類としていただいた分がマイナンバー制度で約247件――想定する部分が、プラスアルファが若干ありますけど――ということになっていますけれども、今後、マイナンバー来年７月から、地方公共団体のマイナンバーに関連しまして情報連携がスタートします。

そうなりますと、例えば先ほど申し上げました、他自治体の住所要件ですとか、所得要件等も情報連携によって取得することができますので、そういったものも含めまして事務の軽減が図られるものという認識をいたしているところです。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

次に、生涯学習課より資料についての説明をお願いいたします。

佐藤敦美生涯学習課長

それでは、人権同和教育関係予算の平成26年度から平成28年度の予算ベースでの経費についての御説明をさせていただきます。

大きく、変更点のみ説明をさせていただきたいと思います。

まず、平成26年度につきましては、13委託料の中に、150万円の人権・同和問題に関する市民意識調査業務委託が含まれておりますので、その金額が他の年度よりも大きく、増額となっております。

また、平成27年度におきましては、報酬と賃金額が減額になっております。これにつきましては、社会教育指導員の報酬、並びに同和教育集会所の職員の賃金の月額単価を見直しまして、減額いたしました結果、減額となっているところでございます。

また、平成28年度につきましては、同じく、報酬と賃金について増額となっておりますが、これにつきましては、臨時嘱託職員賃金改定に伴う増額ということで、報酬、賃金とも増額となっております。

それ以外の予算につきましては、ほぼ、毎年大きく異なる点はございません。

以上で、説明を終わります。

古賀和仁委員長

ただいまの説明に対し、質疑があればお受けいたします。

尼寺省悟委員

旅費の中の主なものです、主なもの。それと、委託料100万円、この中身について、本当に主なもの、ざっとでいいですから。

佐藤敦美生涯学習課長

まず、旅費につきましては、佐賀県人権同和教育研究大会、全体会と分科会がございます。そちらの出席旅費、並びに社会人権同和指導者養成講座などの研修会に参加する旅費、それ以外にも、人権・同和問題に関するさまざまな研修会、あるいは大会等に参加する旅費等になっております。

続いて、委託料につきましては、大きく、同和教育集会所の管理委託料が主なものでございます。まず、時間外の管理委託料として36万円。また、警備委託料が13万4,000円。日常清掃委託料が36万円、また、年２回の清掃委託料が15万円となっております。

以上でございます。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

以上で、資料についての説明を終わります。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

総　　括

古賀和仁委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等ございましたら発言をお願いします。

なお、議案外の所管事務についての御意見などは、採決後に時間を設けたいと思いますので、総括については、付託議案の審査を通じての総括的な御意見等をお願いいたします。

尼寺省悟委員

２点ほど、意見、要望を申し上げます。

１点は、社会教育指導員、それとの全日本同和会との関連、この問題について意見、要望

を申し上げます。

御承知のように社会教育指導員３名中２名が全日本同和会の関係者と、これについて問題ありということは、私どもは長年言ってきたわけですね。社会教育指導員というのは、この要綱の中にあるように――この前もお話したんですが、成人教育とか、青少年教育とか、学習相談とか、社会教育関係団体の指導、育成とか広く教育関係に精通した人が当然なるべきであって。

私は、かつて文部省のメモを見たことがあるんですが、基本的には、学校教育の関係者、特に校長さんとか、そういった人たちがなるのが望ましいというふうなことを書いた、記憶があるんですね。そういった意味で、同和会関係者が３名中２名になっている、これはやっぱりおかしいと。

そして、どういう人がなるのかということ、この事実上の推薦は同和会の推薦によってなっていると。だから、ある意味じゃね、これ、高校野球じゃないんやけれども、高校野球の中には21世紀枠ってあるんやけど、この３名中２名が同和会の枠だと。これはやっぱりね、おかしいと。異常だと。それぐらい鳥栖市が、同和問題で事件があるかといったら、決してそうじゃないと。

それから、２つ目ね。

給与の面で見ても非常に大きな問題があると。で、今の社会教育指導員３名おられて、１人の方は、この人40歳で、３年９カ月勤めておって227万円。で、もう１人の人は、この人は70歳で、２年勤めとって224万円。で、もう１人の方は、この人、市役所ＯＢで、この人は皆さん御存じと思いますが、３年９カ月勤めて171万円。大きな違いがあるんですね。

それで、聞くところによりますと、この人たちは非常勤特別職と、非常勤特別職であるからこの市役所ＯＢの方の給与が当たり前であるにもかかわらず、この人よりも多いと、何で多いのかというと、市長が認めた場合と、いわば、特別に認めたというふうなことで、そういった手法を使って上げているわけですね。ここにもやっぱり、私、異常な側面があると思うんよ。

それから、その次に異常な側面というのは、やっぱり要綱に違反しとると、70歳までと。それから任期は１年と。再任は妨げないけれども、通算として原則３年を超えんと、以前は19年とか20年勤めた人がいらっしゃったけれども、現在でもこれ、３年９カ月、３年と。現在も違反しとるわけです。

もう一つおかしいのはね、本来ならばこれを是正せないかんわけですね。70歳になったらやめてもらうと、３年超えたらほかの人と変わるとしないといけないのに、逆に要綱を変えてしまっていると。改悪そのものだと。この要綱を変えるっちゅうことは、事実上この同和

関係者の２人の人も温存すると、勤めると。これはやっぱりね、何としても理解できない。

私は、教育委員会に対して、天野教育長初め非常に尊敬しております。非常に一生懸命仕事やっているっちゅうなことで。ただ、これだけは決して、私としては認めるわけにはいかんし、ぜひ、この是正っちゅうのはやっぱりやっていただきたい、ということは要望しておきます。

もう１つですけれども、今回もハイマットに対して補助金というのが出されております。これを見ると施設のスムーズな立ち上げに寄与することを目的として、累計で４億5,000万円を補助金として交付するものというような形で出ているわけですね。これ、平成25年にあったときに、私どもは反対したわけですね。これおかしいと、筋が通らんと。

だから、今回もそういった意味でこれを賛成するわけにはいけないんですが、当時として年数も変わっているっちゅうなことで、私としては、今の財団の財政状況といったことについて質問したわけですけれども、それはちょっと別だっていう話もあったんで、そうなるなら、やっぱりそもそも論に戻ってきて議論せないかんけどですね。

もともと、この「鳥栖ならでは」の４億5,000万円といったものについて、これが誘致のいわば第一条件だといったことについては、３年間、議会も市民も知らなかったわけですね。それから、当時は、25億円やなくて20から30億円になっていたのが、いつの間にか25億円になっとったと。

それから、これ民間中心で集めると、これ目標なんだということだった。集まらなければ市が責任持つということは最初言われなかった。それが、いつの間にか25億円になって、集められなければ市が責任持てというふうになってしまった。

それから、鳥栖市の負担と県の負担、鳥栖市の今の負担は行政だけで26億円ぐらいかな。県は28億円。で、民間も入れると鳥栖市は37億円、きのう、課長のほうから説明あったんやけれども患者さん、鳥栖市の患者さんが17名、県は209名、全体で1,246名だから、鳥栖市は全体の10％しかいないと。それに対してこれぐらいの負担というのは、余りにも鳥栖市の負担が多過ぎると。

そして、市長の約束といったものは、これは市長が約束したやけれども、これ別に法的な根拠は何もないと、そういった意味で、これは市民のため、あるいは議会として認めるわけにいかんということで、３年前に私は否決したわけですね。そういった意味で、今回においてもこの１億円は認めるわけにはいけないといったことについては、改めて申し上げておきます。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかに、ありますか。

久保山博幸委員

駅周辺の基本計画に関連して、これも要望になるんですけれども、現駅舎の取り扱いについて非常に関心がありまして、これが文化財に相当するのか、しないのか、またそれも大事なことだと思うんですが、やはり百二十何年、鳥栖の歴史であるわけですよね。

ですから、これを残して何に使うかということももちろん大事なことかと思うんですが、この歴史をどう今後のまちづくりの一つの核として生かしていけるのかどうか、その議論が必要じゃないかなと思うんですね。で、そこにシビックプライドの醸成とか言いますが、市民の声がどれぐらい今、この現在進行形の中で生かされようとしているのかっていうところが非常に気になっているところです。

例えば、地元にも建築士会とか事務所協会、建築関係者もいらっしゃいますが、彼らがこのまちづくりに対して、彼らなりにやっぱり気にはなっているんですね。でも、なかなか自分たちの思い、日常鳥栖に根づいて仕事をやっている、まちづくりをやっているんですが、この大きな鳥栖の、これからの未来、すばらしい夢を描けるこの時期に彼らも参加する、声を反映する機会がないっていうのが、やっぱり聞こえてくるわけですね。参加したいと、自分たちの意見も反映できないだろうかっていう。

だから、例えば現駅舎についてのシンポジウム的なもの、今、検討委員会の柴田先生も、好意的に現駅舎を捉えていらっしゃるというふうに聞き及んでおりますが、残す、残さないという以前に、この現駅舎についての、鳥栖の交通の要衝、鉄道っていう歴史的なもの、これを今後どういうふうにまちづくりに生かせるのかどうなのかというところで、何かそういう市民の声を活発に反映できるようなシンポジウム的なものができないものかなっていうふうな。

だから、もう時間はないと思うんですね。もう基本計画スタートして、もう来年度は基本設計に、基本設計の段階になればもうあとは技術的なことだとか、そうなる前の、やっぱり一番大事な、それこそ百二十何年の鳥栖の駅舎について敬意を払うっていうか、やっぱりそれは大事な手続きかなっというふうに思うんで、要望として、そういうシンポジウム的なことを、市民を巻き込んだことが実現できないかなっていうところを、要望として申し上げたいと思います。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

〔発言する者なし〕

総括を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

採　　決

古賀和仁委員長

これより採決を行います。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算

古賀和仁委員長

まず、議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議案乙第９号　平成28年度鳥栖市一般会計予算中、当総務文教常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第２号　鳥栖市情報公開条例等の一部を改正する条例

古賀和仁委員長

次に、議案甲第２号　鳥栖市情報公開条例等の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第３号　鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

古賀和仁委員長

次に、議案甲第３号　鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第４号　鳥栖市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

古賀和仁委員長

次に、議案甲第４号　鳥栖市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第12号　鳥栖市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について

古賀和仁委員長

次に、議案甲第12号　鳥栖市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

古賀和仁委員長

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

報　告（総務部総務課）

組織・機構の見直し案について

古賀和仁委員長

次に、執行部より議案外の報告の申し出があっておりますので、これを受けたいと思います。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

お手元に議案外といたしまして、組織・機構の見直しについての参考資料をお配りしているかと思いますので、その１ページをお願いいたします。

平成28年４月１日予定で組織・機構の見直しを考えております。

まず、課の再編、それから、名称の変更でございます。

道路の新規整備、都市計画道路の見直し、それから、道路の改良等の計画的な部分、それから道路、河川等の維持管理の部分を分けまして、事業の実施の効率化と柔軟な対応を図るために、建設課、現在４係ございますけれども、これを建設課の庶務住宅係と道路河川整備係。維持管理課の維持管理係と公園緑地係に再編をしたいというふうに考えております。

２点目でございます。

今後のマイナンバーの利活用を含めまして、情報化推進計画の推進等を政策的に今後図っていくために、現在の情報管理課、情報化推進係を情報政策課、情報政策係に名称を変更するものでございます。

２でございますが、課内室の設置でございます。

新産業集積エリア整備事業につきましては、現在用地買収に鋭意取り組んでおりますけれども、平成28年度より造成工事等が始まることに伴いまして、商工振興課内に課内室を設置し、新産業集積エリア事業推進室、新産業集積エリア事業推進係を新たに設置したいというふうに考えております。

２点目でございますが、制度改正によりまして、今議会にも条例を提案させていただいておりますが、消費生活相談体制の明確化を図るということで条例制定を行っておりますけれども、合わせまして、市民協働推進課内に消費生活センター、消費生活センター係を設置したいというふうに考えております。

２ページ、３ページにつきましては、先ほど申し上げ部分の全体の組織の新旧の比較表でございます。

簡単ですけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

古賀和仁委員長

ただいまの報告について、質疑があればお受けします。

小石弘和委員

これ今、私たち初めてこれ見るんですけど、機構改革される……、昨年７月、機構改革されている。ことし、また３月に機構改革される。

理由はようわかるんですけど、あまり唐突すぎるんじゃないかなと、ね。部内でもう少し検討されているなら、もう少し早目にこういう理由だというふうなことを、やはり出していただきたいなと。

唐突過ぎますよ。こんな大事な、結局執行部の方はよく御存じと思うんですけど。

余りにも唐突過ぎて、私たちもその、口出しはできないと思うんですけど、昨年、要する

に十分な機構見直しがあっていますから、こうゆうふうなことを要するに勘案しながらやはり考えてほしいなと思うことが一つあるわけでございますので、これ恐らく、トップダウンかもしれません。

こういう意見があったというふうなことを強くですね、要望しておきますので、トップダウンであれば言っといください、それだけです。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

松隈清之委員

名称の変更は別に構わないんですけれども、わかりやすいところでいうと建設課のところが、今、建設課なんですけど、２課に分かれるということですよね。

ということは、課長１人では面倒見れないぐらい大変だっていうふうに理解すべきなんですか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

確かに、建設課で現在４係、建設課長含めまして職員数としては29名の職員でございます。いろんな事業等を抱えておりまして、今回、当初予算でも道路改良事業を新たに３本提案させていただいております。

また、駅周辺整備等に伴いまして、都市計画道路の見直しも行う必要がございます。そうした関係等を踏まえまして、課を分けるというような考え方で整理をしたところでございます。

以上でございます

松隈清之委員

だから、１人じゃ無理ってことですか。そういうことなんですか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

無理かどうかと申しますよりも、計画的に整備計画等に力を入れたいということで、今回分散をしたということでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

ということは、この辺の機構の変更っていうのは、わりと、何て言うんですかね、その時々の事業とかに応じて頻繁に変わるもんだと思っていいんですね。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

いろんな事業がございますけれども、大きく言えば、それぞれの事業があるというふうに、それぞれ組織、機構の見直しについては行ってきたところでございます。

例えば、今の流通業務団地の整備のときには流通業務団地の関係の課をつくったり、高校総体が鳥栖で開かれるときにはそういう高校総体の課内室を設置したりしてきたケースがございます。

また、新幹線関連につきましては、新幹線の進捗状況によりましては、新幹線対策課であったり、課内室であったり、係であったりというような形でその都度、事業の進捗に合わせて組織についても見直しを行ってきたところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

だから、新産業集積エリアなんかは、大体できているけれどもあえて言っていないのはそういうもんだろなと思うんですよね。そういうもんだろうと思うんですけど、建設課の部分って中身的にはあんまり変わんないんじゃないですか。

さっき言った、道路の見直しとかはあるんですけど、中身的には新たな、特段分けるほどの内容なのかなと。言うたら、こういう新産業集積エリアとか、新幹線だとかわかりやすい、ぽこっと飛び出して、もう無くなったら終わりですよという事業なら、まあ、そういうもんだろうなあという気もするけれども。

特別分けるほど、何かここあるかなみたいな、いう気がしたので、どうかなと思ったんですけど。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回、再編いたしておりますのは、先ほどから申し上げておりますとおり、整備、計画の部分に力を入れたいということと、あと維持管理の部分を対応したいということで、２課に分けたということでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

いや、だから、ということは、この体制のほうが望ましい、例えば今後も見直しとかあると思うけど、過去も、都市計画道路の見直しとかしているんですよ。過去もしているんですよ。道路整備もしているんですよ、過去も。でも、だからってその都度、ここいじくることってなかったじゃないでですか。

だから、こういう体制のほうが望ましいので、建設課に関しては、今後見直しは出てくるかもしれんし、道路整備も当然今後出てくる、けれどもこういう体制が望ましいと思って変えたのか、こういうのが出てきたから、今回はちょっとこれにしてみましたということなのかなんですよね。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回は、この体制が望ましいということで改正をさせていただいております。（「今後なのか、今回なのか」と呼ぶ者あり）

今後も含めまして、適切に組織、機構のあり方については、見直しをしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

小石弘和委員

じゃあ、ちょっとお尋ねしますが、機構改革されて、結局予算上がっているんですか、予算は。じゃ、要するに、これをやったおかげで、今後は瑕疵問題が要するに減ってきますか。予算、上がっていますか。

これ、ただ単に、１課２室２係を要するに役職をふやすだけやないですか。

野田　寿総務部長

予算措置というと人件費的な話になると思います。

人件費については、特別、１課長ふえたということで予算措置はやっておりません。今回、２課に分けると、先ほども課長が、手に負えないほど結局多いのかと、仕事量多いのかというふうなことも御指摘ありました。

今回、計画の整備もあるんですけれども、特に、今建設課の中で道路、河川整備が非常に忙しい状況になっています。それは、維持から、計画から全てそちらのほうに集中しているということもございます。今回、瑕疵も非常に今現在多いということもございます。

それで、維持管理のほうに技術職も含めて、それから道路改良、それから災害とか、改修とか、側溝とか流通部門も含めてそちらのほうに事務を移管して、維持管理のほうを少し充実させていただこうと今回考えております。

それと、計画は計画で、当然都市計画道路の見直し等がございますので、今までどおり整備係のほうもきちんとやっていただくということにもなりますけれども、維持のほうについても、今回、係のほうで設計とかもできるように充実させた上で分離独立したいというふうに考えております。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

ちょっと１点だけ、お聞きしていいですか。

今回の機構改革は、あくまでも庁内の異動によってそこを確保するのか、増員まで含めて考えられているのか、今後。その辺ちょっと、確認の意味も含めてお願いします。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

人員配置については、市全体の職員の中で、調整をしたいというふうに考えております。

特に、業務量等の増が見込まれるような部署につきましては、増員等の検討も行っているところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員長

ほかに、なければ。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

所管事務調査

古賀和仁委員長

以上で、付託議案の審査、執行部からの報告は終了しましたが、これ以外に総務文教常任委員会の所管事項について、御意見やお聞きしたいことがありましたら、この際ですので、簡潔にお伺いをいたしたいと思います。

下田　寛委員

すいません、ちょっとお伺いしたいところがあるんですけれども、公共施設の貸し出しについてですね。具体的には、サンメッセのシアタールームがありますけれども、あそこが貸し出し基準がないということで貸し出しの対象になっていないんですよね。

これ、要は、何で貸せないんですかっていう話を聞いたら、要は条例がないから貸せないと。で、中の機材がどうこうというのはまた別にしておいたとしても、何かイベントするのに貸してほしいという人がいらっしゃるんであれば、貸していいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の考え方っていうは何かお伺いできればと思うんですが。

野田　寿総務部長

サンメッセの所管が、健康福祉みらい部……。

下田　寛委員

なんで、条例整備とか、そういう点でお伺いしたいんですけど、そういうのっていうのは所管から上がってこないとなかなかできないんですかね。

野田　寿総務部長

貸し出しとか、物品の貸し出し、それから貸し出しの料金とかも含めて、担当課のほうでまずは検討いただいた上で、例規整備ということで総務課のほうに提案していただくと。

提出していただいてそれを審査するという形になります。

下田　寛委員

じゃあ、またそういう話になったときは御検討お願いしたいと思います。

それで、もう１個ですね。

公共施設においての喫煙場のあり方、特に、学校についてお伺いしたいんですけれども、僕は吸っていいと思うんです。でも、吸うのであれば、マナーをどう担保するのかっていうところは大事なところだと思うんですけど、その点について、何かルールがあるのかどうかをお伺いしたいです。

柴田昌範学校教育課長

今の下田議員の御質問ですけれども、学校においては、平成17年頃に敷地内禁煙ということで全ての学校にステッカーが張られている状況です。

ただ、一方で、今御指摘があったようなところで、現在、今年度ですね、校長会で調べましたところ、４施設が、実は敷地内禁煙が守られていない状況と。

なぜかというと、地域住民の方から見苦しいと、敷地外で喫煙していると。なぜ、道路で吸っているのだと、いったところで仕方なく、敷地内の見えないところで吸っている状況がありました。

そういったところで、じゃあ、敷地内禁煙になっているのに、守れていないっていうのはおかしいんじゃないかということで、再度、学校のほうに見直しを検討していただきまして、もし敷地内禁煙を変えるのであれば、保健所に、敷地内禁煙から施設内禁煙に変えるのか、あるいは敷地内禁煙を徹底させるのかということで、再度校長会で指示をしたところです。

平成28年度、今度の４月の校長会で、きちんとその辺の、どうしても敷地内禁煙ができないのであれば、施設内禁煙で、ある一定の場所を喫煙場にして、そういったところで整理をするということで、保健福祉事務所にもその辺御相談したり、県教にも相談したりしまして、子供たちに喫煙するところが見えないような形。その辺の教育を含めた上で、きちんとした形で整理したいと思っているところです。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

松隈清之委員

今の、先ほどのね、学校施設、敷地内の喫煙、禁煙の話なんですけれども、言われていることはわかるのですが、先生がたばこを吸ってるの見られちゃいかんもんなんですかね、そもそも。

そこも、いや、違法薬物を吸っているとか、それやったらとてもじゃないけど見せられん

けど、いや、別に合法なんですよ、喫煙自体は。ただ、受動喫煙とか健康被害のリスクがあるので分けましょうっていうところまでは理解ができるんですよ。

だから、何かねえ、さも悪いことのように敷地外まで追い出して、それは苦情も来ますよ。敷地の外まで行って、たばこ吸ってとかね。よっぽど見た目悪いですよね。だから、そういう声が出てくるのも当然だと思うし。

あえて見せろちゃ言わんけど、何つうの、この喫煙による健康被害の教育とかも多分されているんですよね。だから、されているから体に悪いのに何で吸ってんのと突っ込まれたら困る先生もおるとは思うけどもですたい、それは、吸うことは吸うことで別に子供たちに十分の配慮がされていれば、私は、敷地内であり、なおかつ施設内であってもね、きちっと分煙できればいいと思うんですよね。

何か、悪者のように追い出そうとする発想自体が、俺はもう間違っていると断言したい、それは。自分が吸うからもありますけど、でもあるけれども、そうじゃないとしても、本当に度が過ぎていると思うんですよ、敷地から追い出すという発想自体が。

きちっとした健康に対するリスク、受動喫煙のリスクを考慮した上で対策がなされるんであれば、それは敷地内であろうと、施設内であろうと構わないと思いますけどね、いかがでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

今、議員さんから御指摘いただいたような声が、定例教育委員会の中でもこのことについては今年度話し合いまして、いろんな御意見が出たところです。

一方で、やはり今、敷地内禁煙のステッカーを張っているのに、守れていないというところはやっぱり問題じゃないかというところがありまして、もし許すのであれば、そういった施設内禁煙で、やっているとおりに申請をし直したほうがいいといった御意見をいただきましたので、子供たちにやっぱり見えないほうがいいという意見は大概ありましたんで、犯罪ではありませんけれども、全て、市内12校の学校で禁煙の教育はしておりますので、子供達にはやっぱり好ましいことではないと。

その辺も含めた上できちんと12校、できるところは敷地内禁煙を徹底いたしまして、できないところは施設内禁煙というところで、喫煙場所をはっきりさせるといった対策をとっていきたいと考えております。

松隈清之委員

御意見ですけど、好ましくないことで６億円も税収を得ているわけですから。鳥栖市はね、ですよね。（発言する者あり）

いやいや、国保との因果関係はまだはっきりしてないから。いずれにしても、いかんこと

いかんことって言うても、現実に合法としてあるわけだし、うまく喫煙者と禁煙の共生ができればいいことだから、その健康被害も含めてね。

だから、そこは悪者のように扱わないでいただきたいと、お願いを申し上げておきます。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で所管事務についての協議は終了いたします。

古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後２時40分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長　　古　　賀　　和　　仁　　㊞